様式1-表紙

[[様式 1~8] 自己点検・評価報告書

令和7年度 認証評価

郡山女子大学 自己点検·評価報告書

令和7年6月

様式2-目次

目次

| | | ・評価報告書 検・評価の基礎資料 | | |
|----|--------|--|---|-----|
| 2 | . 自己点 | 検・評価の組織と活動 | | 9 頁 |
| 【基 | 基準I ミ | ッションと教育の効果】 | 1 | 2 頁 |
| | [テーマ | 基準 I -A ミッション] 基準 I -B 教育の効果] 基準 I -C 内部質保証] | 1 | 6 頁 |
| 【基 | 基準Ⅱ 教 | で育課程と学生支援】 | 3 | 3 頁 |
| | [テーマ | 基準Ⅱ-A 教育課程] | 3 | 3 頁 |
| | [テーマ | 基準Ⅱ-B 学生支援] | 5 | 4 頁 |
| 【基 | 長準Ⅲ 教 | て育資源と財的資源】 | 8 | 0 頁 |
| | [テーマ | 基準Ⅲ-A 人的資源] | 8 | 0 頁 |
| | [テーマ | 基準Ⅲ-B 物的資源] | 8 | 7 頁 |
| | [テーマ | 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] | 9 | 2 頁 |
| | [テーマ | 基準Ⅲ-D 財的資源] | 9 | 3 頁 |
| 【基 | 表準IV リ | ーダーシップとガバナンス】 | 9 | 9 頁 |
| | [テーマ | 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップ] | 9 | 9 頁 |
| | [テーマ | 基準IV-B 学長のリーダーシップ]1 | 0 | 0 頁 |
| | [テーマ | 基準IV-C ガバナンス]1 | 0 | 1 頁 |

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、郡山女子大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和7年 6月 30日

大学設置法人の長

関 口 修

学 長

関 口 修

ALO

長谷川 貴 弘

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び大学の沿革

<学校法人の沿革>

学校法人郡山開成学園は、戦後の荒廃した世相の中で、女性の高等教育の普及と向上を図り社会の安定に寄与するため、「尊敬」「責任」「自由」を建学の精神として昭和22 (1947) 年 4 月教養教育を重視した郡山女子専門学院を創設し令和 7 年に創立 79 周年を迎えた。

| 元号 | 月 | 出来事 | |
|-------------------------|------|-----------------------------|--|
| 昭和 22 年 | 4月 | 郡山女子専門学院創設 | |
| 昭和 24 年 | 11 月 | 財団法人郡山開成学園創立認可 | |
| 昭和 25 年 | 4 月 | 郡山女子短期大学家政科を開設 | |
| 昭和 26 年 | 3 月 | 財団法人を学校法人に組織変更、学校法人郡山開成学園に改 | |
| | | 組 | |
| 昭和 30 年 | 4月 | 郡山女子短期大学に保育科及び生活芸術科を増設 | |
| | | 保育科の実習園たる附属幼稚園を付設 | |
| 昭和 32 年 | 4月 | 附属高等学校を新設 | |
| 昭和 40 年 | 4月 | 附属高等学校に音楽科、デザイン科、食物科を増設 | |
| 昭和 41 年 | 4 月 | 郡山女子大学家政学部を開設 | |
| | | 大学開設により郡山女子大学短期大学を郡山女子大学短期大 | |
| | | 学部に改称 | |
| | | 学園創立 20 周年記念式典 | |
| 昭和 43 年 | 4 月 | 郡山女子大学短期大学部に音楽科を増設 | |
| | | 家政科を家政専攻・食物栄養専攻に分離 | |
| 昭和 48 年 | 4月 | 附属高等学校デザイン科を美術科に改称 | |
| 昭和 51 年 | 4月 | 学園創立 30 周年記念式典 | |
| 昭和 56 年 | 4月 | 郡山女子大学短期大学部に文化学科を増設 | |
| 昭和 61 年 | 10 月 | 学園創立 40 周年記念式典 | |
| | 12 月 | 大学家政学部の既設学科(生活経営学科、被服学科、食物栄 | |
| 養学科食物栄養学専攻)を改編し、人間生活学科と | | 養学科食物栄養学専攻)を改編し、人間生活学科と食物栄養 | |
| | | 学科を設置 | |
| 平成4年 | 4月 | 郡山女子大学大学院開設・人間生活学研究科修士課程を設置 | |
| 平成5年 | 12 月 | 郡山女子大学・同短期大学部、放送大学学園と単位互換に関 | |
| | | する協定を締結 | |
| 平成7年 | 6月 | ハワイ州立大学機構と姉妹校締結 | |
| 平成8年 | 4月 | 大学院博士課程(後期)を設置 | |

| | 10 🗆 | 労用創立 C 0 国 左 刃 △ → 曲 | |
|-------------------------|----------------------------------|------------------------------|--|
| | 10月 | 学園創立 50 周年記念式典 | |
| 平成9年 | 6月 | 放送大学福島学習センターの母体校となる | |
| 平成 12 年 | 4月 | 郡山女子大学短期大学部に専攻科(文化学専攻)を開設 | |
| 平成 14 年 | 4月 | 大学院に昼夜開講制導入 | |
| | | 短期大学部家政科家政専攻を福祉情報専攻に改称 | |
| 平成 15 年 | 3 月 | 大学院で初の学位記授与 博士 (家政学) 5 名誕生 | |
| | 4 月 | 附属高等学校全日制普通科を、総合学芸・スポーツ健康系・ | |
| | | 外国語系・自然科学系・人文学系の5コース制に改編 | |
| 平成 18 年 | 4 月 | 郡山女子大学家政学部人間生活学科をコース制に改編(生活 | |
| | | 総合コース、福祉コース、建築デザインコース) | |
| | 4 月 | 学園創立 60 周年記念式典 (学内) | |
| | 10 月 | 食生活・栄養研究所開設 | |
| | | 学園創立 60 周年記念式典 | |
| 平成 19 年 | 4 月 | 郡山女子大学短期大学部保育科を幼児教育学科に改称 | |
| 平成 28 年 | 4 月 | 学園創立70周年学内記念式典(学内) | |
| | 10 月 | 学園創立 70 周年記念式典 | |
| 平成 30 年 | 30年 4月 郡山女子大学短期大学部の既設学科(家政科福祉情報専 | | |
| 活芸術科、文化学科)を改編し地域創成学科を設置 | | 活芸術科、文化学科)を改編し地域創成学科を設置 | |
| 4月 郡山女子大学短期大学部家政科食物 | | 郡山女子大学短期大学部家政科食物栄養専攻を健康栄養学科 | |
| | | に名称変更 | |
| 平成 31 年 | 4月 | 郡山女子大学短期大学部幼児教育学科にチャイルド・ミュージ | |
| | | ックコースを開設 (音楽科募集停止) | |
| | 4月 | 郡山女子大学短期大学部家政科福祉情報専攻、生活芸術科、文 | |
| | | 化学科を廃止 | |
| 令和2年 | 3 月 | 郡山女子大学短期大学部音楽科を廃止 | |
| 令和3年 | 4月 | 郡山女子大学家政学部人間生活学科を生活科学科へ名称変更 | |
| | | 3コースを2専攻に改編(社会福祉専攻・建築デザイン専攻) | |
| 令和4年 | 4月 | 郡山女子大学短期大学部専攻科に幼児教育学専攻を開設 | |

<大学の沿革>

| 元号 | 月 | 出来事 |
|-------|-----|------------------------------|
| 昭和 41 | 4 月 | 郡山女子大学家政学部を開設 |
| 年 | | |
| 昭和61年 | 12月 | 大学家政学部の既設学科(生活経営学科、被服学科、食物栄養 |
| | | 学科食物栄養学専攻)を改編し、人間生活学科と食物栄養学科 |
| | | を設置 |
| 平成4年 | 4 月 | 郡山女子大学大学院開設・人間生活学研究科修士課程を設置 |

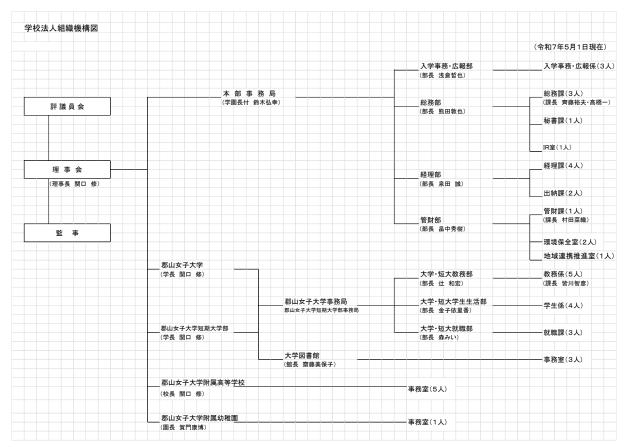
| 平成7年 | 6 月 | ハワイ州立大学機構と姉妹校締結 |
|---------|-----|------------------------------|
| 平成8年 | 4 月 | 大学院博士課程(後期)を設置 |
| 平成 14 年 | 4月 | 大学院に昼夜開講制導入 |
| 平成 15 年 | 4月 | 大学院で初の学位記授与 博士 (家政学) 5 名誕生 |
| 平成 18 年 | 4 月 | 郡山女子大学家政学部人間生活学科をコース制に改編(生活総 |
| | | 合コース、福祉コース、建築デザインコース) |
| 令和3年 | 4 月 | 郡山女子大学家政学部人間生活学科を生活科学科へ名称変更 |
| | | 3コースを2専攻に改編(社会福祉専攻・建築デザイン専攻) |

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び 在籍者数
- 令和7(2025)年5月1日現在

| 教育機関名 | 所在地 | 入学定 | 収容定 | 在籍者 |
|----------------|--------------|-------|-------|-------|
| 教育城 関石 | /// 11. 40 | 員 | 員 | 数 |
| 郡山女子大学大学院 | 郡山市開成 3-25-2 | 13 人 | 29 人 | 4 人 |
| 郡山女子大学 | 郡山市開成 3-25-2 | 120 人 | 520 人 | 364 人 |
| 郡山女子大学短期大学部 | 郡山市開成 3-25-2 | 290 人 | 580 人 | 336 人 |
| 郡山女子大学短期大学部専攻科 | 郡山市開成 3-25-2 | 20 人 | 40 人 | 24 人 |
| 郡山女子大学附属高等学 校 | 郡山市開成 3-25-2 | 320 人 | 960 人 | 294 人 |
| 郡山女子大学附属幼稚園 | 郡山市開成 3-25-2 | 50 人 | 150 人 | 136 人 |

- (3) 学校法人・大学の組織図
 - 組織図
 - 令和7(2025)年5月1日現在



- (4) 学部長名、研究科長名一覧
 - 学部長(学科主任)名

家政学部 生活科学科 山形 敏明 食物栄養学科 岡部 聡子

■ 研究科長名

大学院 人間生活学研究科長 紺野 信弘

- (5) 課題等に対する向上・充実の状況 以下の①~③は事項ごとに記述してください。
- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項(向上·充実のための課題)

- ①基準Ⅲ 財務状況について、学校法人全体及び大学部門で過去 5 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、中期計画を着実に実行し、財務体質の改善を図ることが強く求められる。
- ②基準IV 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行状況についても記載することが必要である。

(b) 対策

①恒常的な支出超過により運用資産が減少傾向にあることから、早急に収支バランスの改善を図ることが最重要課題である。収入面においては、種々の学科改編やそれに伴う収容定員数の減少等もあり、収容定員充足率は、令和 5 (2023) 年度81.2%%、令和 6 (2024) 年度76.7%、令和7 (2025) 年度70.0%、と減少傾向にある。

支出面においては、人件費削減をメインとした経費削減策が検討され具体案が示されているが、現時点において実施に至っておらず、早急な取組み実現が不可欠である。

令和7年2月27日の理事会において、令和11(2029)年度までの新たな中期計画(財務計画)を策定し、年度ごとの個別項目に係る評価及び進捗管理を十分に行っていく必要がある。また、経営環境の変化に伴い目標数値及び行動計画の見直し等は必須であり、中期計画に含まれる財務計画のより柔軟性のある運用が今後の課題となる。

財務計画の行動計画(アクションプラン)においては、外部資金獲得の推進、授業料収入の安定的確保、寄付金への取組み強化および新たな収入源の確保、人件費の適正化、経費等の見直しの5項目を掲げ、経営改善案の検討を進めているところであり、計画実施に当たってはこれまで以上により積極的な経営の関与が求められることになり、その実現スピードが今後の経営改善のカギになるものと思われる。(本報告書 p.94 より抜粋)

② 総務部を中心とする事務局にて対応済みである。

(c) 成果

- ①対策にもある通り、現在のところまだ成果は表れていない。
- ②対策にもある通り、対応済みである。
- ③ 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項

- ①学内における自己点検・評価活動の向上
- ②自己点検・評価委員会の活動の組織的向上

(b) 対策

- ①次期第 4 期の外部認証評価に向けて継続して求められる課題が、PDCA 表に基づく自己点検・評価活動の質的な向上と実質的な活用である。自己点検・認証評価委員会の各委員による毎年の査読作業を通して問題点の把握に PDCA 表を活用してきたが、依然として部署によって PDCA の活用にばらつきがあることも現実である。令和 6(2024)年度においては、年度末にかけて PDCA に関して「NA」既述のマニュアル説明に齟齬があるという指摘を受けた。部署による PDCA 活用のばらつきや第 4 期の外部認証評価に備えるためにも、『「PDCA 表」作成マニュアル』の丁寧な改訂を今後も継続すると共に、より多くの教職員の理解を促すきめ細やかな対応・説明が求められる
- ②本学園全体の自己点検・認証評価の組織が大学・短大、附属高校、幼稚園と別れることにより、新しい形で学園全体の組織的な自己点検活動の仕組みを整備する必要が課題となっている。特に年度末に行われる「自己点検報告会」の実施方法を検討することが急務となったため、令和 6(2024)年度においては、4 月末~7 月までに 5 回の事務局長・高校との三者面談を継続実施し、理事長の了解を得て 10 月に改革案が成立し、12 月 11 日に説明会を実施することで、3 月 27 日に新しい形式での自己点検報告会を実施した。

(c) 成果

- ①『「PDCA 表」作成マニュアル』の改定については、令和 7 (2025) 年度の始まりと共に早々に対応を行ったが、今後は第 4 期の外部認証評価に合わせて中身の大幅な改訂と学内への説明が求められる。これから着手すべき課題であり、現状のところ、未だ成果は表れていない。
- ②今後とも大学・短大、附属高校、幼稚園との綿密な連携と組織的な自己点検活動

の仕組みを整備する必要がある。令和 6 (2024) 年度から新たな形での「自己点検報告会」を実施したが、今後とも実施方法については継続的な点検を必要とする。 現状は道のり半ばである。

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された大学設置法人及び大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」)

なし

(b) 改善後の状況等

なし

- (6) 公的資金の適正管理の状況 (令和5年度)
 - 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

公的研究費の適正使用・不正防止に係る関係規程(公的研究費の不正防止計画・公的研究費の管理・監査に係る実施基準規程・公的研究費に係る内部監査についての内規・科学研究費補助金事務取扱規程)については、学内グループウエアに掲載し、常時閲覧できる状態にあるとともに、例年開催している科研費説明会において適正使用・不正防止に関して注意喚起を行っている。

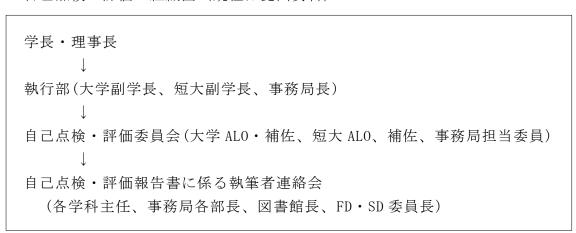
また、適正管理を図る組織体制として、「不正防止委員会」並びに「公的研究費内部監査委員会」を組成し、前者については、公的研究費関係規程整備、不正行為防止に係る態勢整備及び不正防止に対する周知・啓発、後者については、各種監査実施による牽制機能の強化を目標として PDCA サイクルを回す等、公的研究費の適切な運営・管理体制の構築に努めている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会(担当者、構成員) 令和7年5月現在

| 委 員 会 | 役職 | 氏 | 名 |
|-------|------------------------|-----|-----|
| | 学長・理事長 | 関口 | 修 |
| 委員長 | 教授 (地域創成学科)・学科主任 | 桑野 | 聡 |
| 副委員長 | 大学 ALO・紀要編集委員会委員長・サバ | 長谷川 | 貴弘 |
| | ティカル検討委員会委員長・教授(生活 | | |
| | 科学科) | | |
| 副委員長 | 短大 ALO・教授 (幼児教育学科)・専攻科 | 折笠 | 国康 |
| | 幼児教育専攻副主任·不正防止員会副委 | | |
| | 員長 | | |
| 委員 | 大学 ALO 補佐・准教授(食物栄養学科) | 諏訪 | 雅貴 |
| 委員 | 短大 ALO 補佐・講師 (地域創成学科) | 佐藤 | 愛未 |
| 委員 | 短大 ALO 補佐・講師 (幼児教育科) | 深谷 | 悠里絵 |
| 委員 | 短大 ALO 補佐・助教 (健康栄養学科) | 加藤 | 雅子 |
| 委員 | 大学 ALO 補佐・助教 (生活科学科) | 大泉 | 由美 |
| 委員 | 大学 ALO 補佐・助手(食物栄養学科) | 佐藤 | 朱莉 |
| 委員 | 総務部総務係長・個人情報管理委員会 | 鈴木 | 美幸 |
| | 副委員長 | | |
| 委員 | 図書館司書・生活文化博物館学芸員 | 國井 | 佳那子 |

■ 自己点検・評価の組織図(規程は提出資料)



■ 組織が機能していることの記述(根拠を基に) 本学は、学則第3条の2に「本学は、教育研究の水準の向上に資するため、本学

における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めるとともに(「郡山女子大学短期大学部学則)、平成17(2005)年4月に「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価のための体制を整備した。

平成 21 (2009) 年度に短期大学基準協会の認証評価を受審して「適格」と認定された。この最初の第三者評価の結果はホームページで公開されている。以後、平成 24 (2012) 年度には従来の「年度計画書・年度末報告書」の書式を、自己点検・評価の趣旨を強調した形式に改定し、「年度計画」、「年度報告」に概要を記し、「PDCA表」に詳細を記した。さらに自己点検・評価委員会主催による全体教職員会議に於いて、「PDCA表」に基づく中間報告会並びに年度末報告会を開催し、質疑応答とともに各部局の点検・評価を確認し合う機会を得ている。平成 25 (2013) 年度からこの「PDCA表」に数値・期限目標、規定項目の目標の記載を義務付けた。また、同年から第三者評価のための認証評価機構の基準項目に沿って、全学的な「自己点検・評価報告書」の作成を実施した。

そして平成 28 (2016) 年度に二回目の短大基準協会による認証評価を受審し、「適格」の評価を得た。これを受けて平成 29 (2017) 年度以降は、これまでの自己 点検・評価活動の再確認と検討を中心に取り組み、令和 5 (2023) 年度に三回目の認証評価を受信して「適格」の評価を得た。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録(令和6年度)

| 期日 | 事項 | 内容・備考 |
|-----------------|----------------------|------------------------|
| 令和6年4月5日 | 令和 6 (2024) 年度第 1 回自 | 令和 6(2024)年度 PDCA 表・ |
| (金) | 己点検・認証評価委員会 | 年度計画書の提出等、本年度 |
| | | の業務分掌について検討。 |
| 令和6年4月15日 | 大学・短大の認証評価結果 | 4月15日に「大学概要」内「情 |
| (金) | (「適格」) をホームページ | 報公開」の「第三者評価」の |
| | にて公開 | 項目で公開された。 |
| 令和6年4月24日 | 第 2 回自己点検・認証評価 | 令和 6 (2024) 年度 PDCA 表査 |
| (水) | 委員会 | 読日程確認、本年度自己点 |
| | | 検・評価委員会の PDCA 表計画 |
| | | 内容の検討を行った。 |
| 令和6年5月29日 | 第 3 回自己点検・認証評価 | 令和 6 (2024) 年度 PDCA の提 |
| (水) | 委員会 | 出状況・査読状況確認等を行 |
| | | った。 |
| 令和6年6月~7月 | 令和 5 (2023) 年度自己点検・ | 報告書の査読に入ると共に、提 |
| 上旬 | 評価報告書のデータ提出確認 | 出資料・備付資料の確認・収集 |
| | と査読 | 作業を進めた。 |
| 令和 6 年 6 月 26 日 | 第 4 回自己点検・認証評価 | 自己点検報告会の実施方法 |
| (木) | 委員会 | について審議を行った。 |

| 令和7年3月27日 | 令和 6(2024)年度自己点検 | 講堂小ホールで実施。これま |
|---|--------------------|---------------------|
| | | 行った |
| | • | 準備等について最終確認を |
| (木) | 委員会 | 状況確認、自己点検報告会の |
| 令和7年3月6日 | 第 12 回自己点検・認証評価 | PDCA 表・年度末報告書の提出 |
| | | た。 |
| (水) | 委員会 | 法等について報告が行われ |
| 令和7年2月12日 | 第 11 回自己点検・認証評価 | PDCA 表の最終評価の査読方 |
| (木) | 委員会 | ついて確認を行った。 |
| 令和7年1月23日 | 第 10 回自己点検・認証評価 | 自己点検報告会の準備等に |
| | 要項配信 | |
| , | 自己点検報告会について」 | 1.6 - 1-0 |
| 日(水) | 末報告書・PDCA 表の提出、 | 信した。 |
| 令和 6 年 12 月 25 | 「令和 6 (2024) 年度 年度 | 要項をグループウエアで配 |
| | | 審議した。 |
| , | | ト調査の実施などについて |
| 日 (木) | 委員会 | き委員会についてアンケー |
| 令和 6 年 12 月 19 | 第 9 回自己点検・認証評価 | 自己点検報告会で発表すべ |
| 日 (水) | の実施 | 会説明会」を開催した。 |
| 令和 6 年 12 月 11 | 「自己点検報告会説明会」 | 学内において「自己点検報告 |
| | | を行った。 |
| 日 (水) | 委員会 | 11日)に向けての準備・確認 |
| 令和 6 年 11 月 20 | 第 8 回自己点検・認証評価 | 年度末報告会の説明会(12月 |
| | | に行うことで合意した。 |
| 日(金) | 委員会 | 報告会の説明会を 12 月 11 日 |
| 令和 6 年 10 月 17 | 第 7 回自己点検・認証評価 | PDCA の中間報告及び年度末 |
| | | に掲載された。 |
| | | を行い、16 日 (水) に本学 HP |
| | 価報告書』の掲載 | 広報部に報告書掲載の依頼 |
| 令和6年10月中旬 | 『令和 5 年度自己点検・評 | 10月11日(金)に入学事務・ |
| | | うことで合意した。 |
| | | いた上で、12月に説明会を行 |
| (金) | 委員会 | いて理事長の許可をいただ |
| 令和6年9月13日 | 第 6 回自己点検・認証評価 | 年度末報告会の改革案につ |
| | | を行った。 |
| | | 方法について引き続き審議 |
| | | 認し、自己点検報告会の実施 |
| (水) | 委員会 | 報告書進捗状況について確 |
| 令和6年7月17日 | 第 5 回自己点検・認証評価 | 令和 5 (2023) 年度自己点検 |
| _ | | <u> </u> |

| (木) | 評価報告会 | でとは形式を変えて行われ |
|-----|-------|--------------|
| | | た。 |

様式5-基準 I

【基準 I ミッションと教育の効果】

[テーマ 基準 I-A ミッション]

[区分 基準 I-A-1 ミッションを確立している。]

〈根拠資料〉

提出資料

1大学案内『FOR THE STUDENTS』 2『入学者選抜実施要項』 3大学ホームページ 4教員用「建学の精神とその意図」 5キャリアデザイン教材集 備付資料

1 学園創立式典時の合唱曲「式典歌」「吾子よ」「応答歌」 2 「生涯学習講座」開催 お知らせ 3 「学校法人郡山開成学園と本宮市との包括連携に関する協定書」 4 「学校法人郡山開成学園と葛尾村との包括連携に関する協定書」 5 全国農協観光協会ホームページ 6 「学校法人郡山開成学園と小野町との包括連携に関する協定書」 7 「学校法人郡山開成学園と古殿町との包括連携に関する協定書」 8 「学校法人郡山開成学園と鏡石町との包括連携に関する協定書」 9 「学校法人郡山開成学園と福島さくら農業協同組合との包括連携に関する協定書」 10 「学校法人郡山開成学園と株式会社福島民報社との包括連携に関する協定書」

く現状>

郡山女子大学は、「尊敬」「責任」「自由」を建学の精神とし、学則第1条に「家政学に関する高度の学芸を教授研究し、生活文化の向上と社会開発に寄与する専門職業人としての教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い、女性の特質をもって世界平和と人類の福祉とに貢献しようとする人物を育成することを目的とする」とその使命・目的を定め、確かな学問研究と教養を備えた創造性豊かな女性を社会に送り出すことを教育目標としている。これらは、教育基本法前文等に示されている内容と同様の理念である。

ミッションは、建学の精神とする、「尊敬」「責任」「自由」に基づいた学則第1条に定める教育活動の実践である。創立者であり初代学園長でもあった関口富左は、戦後の混乱期に女性の高等教育機関の必要性を痛感し、家政学を中心とした女子高等教育機関を設立した。新たな時代を担うために、他者との協調を基軸とした「尊敬」、自己の存在を明らかにする「責任」と自己実現と新たな飛躍を求める「自由」を三位一体とした人格形成が図られており、個性を重視し、互いを理解する「個の確立と他との協

調」をもって確かな学問研究と教養を備えた創造性豊かな卒業生を社会に送り出すことを目標とした教育が実践されている。

ミッションは、学園ウェブサイトをはじめ、大学案内『FOR THE STUDENTS』、『入学者選抜実施要項』、学園ホームページにおいて、建学の精神として表明されており、教職員や学生はもとより社会一般に広く周知を図っている。

建学の精神は、授業内容のみならず各種行事や学生生活全般において具現化されるよう学生、保護者や教職員への理解共有が図られている。例えば、建学の精神を踏まえた教育活動の展開を支援するために、個々の学生の生活・教育等の支援を行うアドバイザー制度や「方部会」と呼ばれる地域別教育懇談会が挙げられる。ただし、コロナ禍以降、令和2(2020)年度~令和6(2024)年度では「方部会」の本来の活動はできていない。

各学科においては、新入生・在学生オリエンテーションの際の主任講話の中で建学の精神に関する説明がなされている。また、教職員には、本学の歴史とともに『建学の意図とその精神』について記載された学園史が配布されている。

また、入学式、学内外オリエンテーション、創立記念式典や全体職員会等では、学長より口頭で建学の精神に基づく教育目的についての説明がなされ、ミッションについての定期的な確認と共通理解が図られる機会となっている。特に創立記念式典においては、「式典歌」に加えて、教職員から学生に向けて謳われる歌「吾子よ」と学生がそれに応答して教職員に歌い返す「応答歌」の3曲が合唱され、建学の精神の確認が体現されてきている。しかし、これらの本学独自の活動は令和2(2020)年からのコロナ禍以降において実施できていない。

さらに、平成28 (2016) 年度より共通基礎科目キャリアデザインIの第2回授業で「学園の歴史と建学の精神」を実施するなど、時代に適応したミッションの理解の定着・浸透に組織的に努めている。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<現状>

地域・社会への貢献については、東日本大震災の原子力発電所事故に伴う被災地域の風評被害の解消に向け、関係自治体と連携のもと、学生とともに積極的に各種事業を展開している。また、中小規模の市町村と包括連携協定を結び、学術的知見や研究成果を住民に還元するなど、地域とともにある高等教育機関としての使命を果たしている。

具体的には、従来から生活科学科(旧人間生活学科)、食物栄養学科において、各学科が市民を対象とした公開講座を各1回実施してきたが、新型コロナウイルスへの感染が社会問題となってからは、開催について検討が行われ、令和4年度までオンラインと併用した開催を行ってきた。令和5(2023)年度には、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行されたことに伴い、現在では公開講座を両学科とも通常開催している。

また、地域女性を対象とした正課授業の開放を「生涯学習講座」として昭和60(1985)

年度より短大とともに共同で実施している。令和元(2019)年度前期には16講座が開放され延べ32人が受講し、後期には14講座が開放され延べ30人が受講しているが、令和2(2020)年度以降からはコロナ禍で開放を見送らざるを得なかったが上記の公開講座同様に令和5(2023)年度後期には一部を再開し、令和6(2024)年度からは全面的に再開、前後期合わせて14講座、延べ45人が受講した。

さらに本学では 21 世紀の国際化に対応するため、英語と中国語を楽しく学ぶことを通して、ことばと文化への理解を深め、コミュニケーション能力を高め、あわせて本学園の国際性の発展を図ることを目的として、平成 14 (2002) 年度前期より「国際交流特別講座」を開講している。令和元 (2019) 年度は前期に 31 人、後期は 29 人の受講者があったが、令和 2 (2020) 年度から、令和 4 (2022) 年度までコロナ禍で開講を見送らざるを得なかった。新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行したこともあり、令和 5 (2023) 年度より開講している。

産学官との連携強化、地域活性化の推進窓口として地域連携推進室を設置し、各学科、事務局各部門と連携して教育成果を還元するための橋渡しを行っている。地域の自治体をはじめとした幅広い社会団体との間で、以下に示す協力関係が構築されている。

[本宮市との包括連携協定締結]

平成 28 (2016) 年 11 月に本宮市と人材育成や人材確保、幼児教育や文化、芸術、健康福祉の増進など 5 項目について包括連携協定を締結した。

令和4 (2022) 年度も生活科学科による高齢者への支援活動「本宮市高齢者いきいき交流事業」が本宮市多世代交流施設「あぶくま憩の家」を中心に行われた。

〔葛尾村との包括連携協定締結〕

平成 28 (2016) 年 12 月に葛尾村と生活全般、食品、福祉、幼児教育、文化、芸術、地域復興に関する包括連携協定を締結した。東京電力福島第一原子力発電所事故により放射線量が高く、住民が住むことができない帰還困難区域が令和 4 (2022) 年 3 月現在も同村内にはある。

食物栄養学科では、地元の農地を借りて「女子大農場」のネーミングで、地元特産品のエゴマの研究栽培を行っている。地元特産品を六次化商品として開発することで、地元農家の収入の安定化を図り、1人でも多くの村民の帰村を促すとともに1日でも早い東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興を企図するものである。

これらの活動を第3回学生地域づくり・交流大賞へ応募した所、最終選考まで残り、2023年2月に優秀賞を獲得した。このほか、令和5年(2023)度東北農政局「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」奨励賞、(全国農協観光協会ホームページ https://www.znk.or.jp/news/page 728.html) 令和5年(2023) 度東北農政局「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」奨励賞を受賞している。(本学ホームページ https://www.koriyama-kgc.ac.jp/info/info-earthquake/72234)

[小野町との包括連携協定締結]

平成 29 (2017) 年8月に小野町と子育て、人材育成、健康栄養及び福祉の増進など

6項目について包括連携協定を締結した。生活科学科が町の将来構想の策定に協力している。

〔古殿町との包括連携協定締結〕

平成30(2018)年8月に古殿町と地域創成、健康栄養及び福祉の増進、子育て、人材育成など6項目について包括連携協定を締結した(備付-7)。食物栄養学科においては、地元農産物を生かしたレシピの考案に取り組むとともに六次化商品の開発をめざしている。

〔鏡石町との連携協定締結〕

令和2 (2020) 年2月に鏡石町と食と健康の分野に関する連携協定を締結した(備付-11)。食物栄養学科が町民を対象とした「減塩けんこう教室」の開催による食生活の改善、町内の小学校における食育授業を行っている。

[福島さくら農業協同組合との包括連携協定締結]

平成28 (2016) 年8月に福島さくら農業協同組合 (JA福島さくら)と農産業の振興や教育及び人材育成に食文化の振興、健康、福祉の振興など5項目について包括連携協定を締結した (備付-9)。相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進している。食物栄養学科の学生が地元ブランド米「あさか舞」を使ったお弁当のレシピを考案し郡山市内のJA福島さくらの施設において販売が行われてきた。最近では令和4 (2022) 年2月に販売されている。

[福島民報社との事業提携]

平成 29 (2017) 年 2 月に福島民報社と連携協力協定を締結した (備付-10)。新聞等を活用したキャリア教育の支援、地域課題等に関する共同調査及び研究、人材交流及びインターンシップの実施、教育研究のための新聞記事情報の活用支援等の分野において連携協力を行っている。

[產学連携·受託事業]

令和 5 (2023) 年度には、葛尾村産バナメイエビを利用した商品の開発に関する研究、山乃屋との「えごま入り納豆」の共同研究開発、チャレンジふくしま県民運動、大学と連携した食の広報・PR 業務を実施した。

〔ボランティア参加〕

令和元 (2019) 年度までは、高齢者施設からボランティア募集依頼が数多くあり、 学生も施設の行事等に積極的に参加してきた。令和2 (2020) 年に、新型コロナウイ ルスが発生してからは、施設側において感染に配慮して依頼を控えるようになり、学 生のボランティア活動はほとんど行われていない状況が続いていた。令和 5 (2023) 年度に新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行したことにより、教員が学生を引率 して参加したボランティアには、高齢者との交流事業、建築物の紹介イベント、食育 イベントの運営協力等を再開している。

<テーマ 基準 I-A ミッションの課題>

建学の精神は確立しており、学生、保護者、教職員との共有が図られている。今後は、学生が多様化する中で、建学の精神についての理解共有を向上させるための検討

を深める。

令和 2 (2020) 年度以降、新型コロナウイルス感染症による活動が制限されていた地域社会と大きく関係する各種講座、ボランティア活動が令和 5 (2023) 年度から通常通りに再開されているが、教職員や学生数の減少により、地域貢献に派遣できる人材の確保が難しくなってきている。

<テーマ 基準 I-A ミッションの特記事項>

特になし

「テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

1 『for the Students』大学案内 2 『入学者選抜実施要項』 3 大学ホームページ 6 「郡山女子大学学則」学則第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 4 条の 2、7 「郡山女子大学大学院学則」第 1 章総則、第 2 章研究科の組織) 8 『単位履修の手引き』 9 「カリキュラム・マップ」 10 「学習成果評価方針(アセスメントポリシー)」 11 「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」 12 「各学科のディプロマポリシー・ルーブリック」 13 「教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)」 14 「大学院『Graduate school hand book Introduction 履修の手引き』」 15 「シラバス作成マニュアル」 16 郡山女子大学・郡山女子大学短期大学単位互換に関する規程 17 郡山女子大学の他学科の科目履修に関する規程

備付資料

11『「2022 (令和 4) 年度 自己点検・評価 年度末報告会」プログラム』 12「郡山女子大学学位規程」、13「修士の論文審査及び学位授与に関する内規」、14「課程博士の論文審査及び学位授与に関する内規」4月以降エビデンス追記、15「生活科学科卒業研究ガイドライン」 16「食物栄養学科 卒業研究ガイドライン」 17『卒業研究の要旨』 18「学生募集委員会の議事録」 19『自己点検評価報告書』大学ホームページ「大学概要」内「教育情報の公開」「令和 3 (2021) 年度自己点検・評価報告書」https://www.koriyama-kgc.ac.jp/aboutus/kyoiku)

20「就職先からの評価アンケート・アフターケア事業所訪問報告書」 21「教務部・教務委員会・学科・学園充実研究会の PDCA 表」 22「令和 5 (2023) 年度 年度計画書・PDCA 表の提出について(依頼)」) 23「令和 6 (2024) 年度 自己点検報告会報告書」

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

く現状>

郡山女子大学では、建学の精神に基づき教育目的を、郡山女子大学学則第1条において「家政学部に関する高度の学芸を教授研究し、生活文化の向上と社会開発に寄与する専門職業人としての教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い、女性の特質をもって世界平和と人類の福祉とに貢献しようとする人物を育成することを目的とする。」と明確に示している(提出-6)。

これを具体化すべく、人材育成上の目的及び教育研究上の目的を、大学各学科では 学則第4条第2項及び第3項、研究科では郡山女子大学大学院学則第1章総則及び第 2章研究科の組織において、以下のように定めている(提出-7)。

2 前項の家政学部生活科学科においては、人間守護の理念に基づく家政学教育の下に専門的な知識と技術を深く教授するため、履修上の区分として、次の2専攻を設定する。各専攻における人材養成上の目的及び教育目標は次に掲げるものとする。

一 社会福祉専攻

福祉社会を切り開く資質豊かな福祉専門家を養成するため、介護福祉と社会福祉に関する専門知識と技術を教授し、介護に関する援助指導及び福祉に関する相談援助指導等の実践能力を養うものとする。なお、社会福祉専攻での介護福祉士養成課程・社会福祉士養成課程の定員は別に定める。

二 建築デザイン専攻

人と自然の共生を可能にする住環境を柔軟に創造できる建築専門家を養成する ため、住生活の在り方及び建築物の本質を探究し、専門的知識と技術及び具体的 な手法力を養うものとする。なお、建築デザイン専攻での教職課程(高等学校一 種「工業」)の定員は10名とする。

- 3 第1項の家政学部食物栄養学科は管理栄養士養成施設として、食生活を取り巻く社会環境の変化に対応した国民の健康づくりを支える栄養指導及び食育指導等の専門家を養成するため、人間の健康と栄養に関わる高度の知識と実践的な技能を教授するとともに、管理栄養士の社会的役割の自覚を培い、社会のあらゆる場で指導的役割を果たす能力を養うものとする。
- 第4条の2 本学に大学院を置く。大学院の規則は別に定める(提出-6)
- 第1条 郡山女子大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、人間生活学の理論及び応用を教授研究し、生活者の安定と福祉との実現を図るとともに、本学建学の精神による人間性の高揚を図り、生活学の深奥をきわめ、広く文化の進展に寄与することを目的とする。
- 第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果 を公表する。
- 2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。
- 第3条 本学大学院に修士課程及び博士(後期)課程を置く。

- 第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究 能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とす る。
- 第5条 博士(後期)課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動 を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及 びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 第6条 本学大学院に人間生活学研究科を置く。
- 第7条 人間生活学研究科に人間生活学専攻を置く。
- 第7条の2 人間生活学研究科人間生活学専攻は、人間生活に関する総合的な学問研究をはかり、広く精深な学識と研究能力を養い、今日の人間生活において最も重視すべき人間の在り方を中心として、これにかかわる研究者並びに高度な専門職業人の養成を目的とする。(提出-7)

以上の教育の目的は、ホームページで学内外に向けて表明している。この目的を受け、大学各学科及び研究科では、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)を策定し、具体的に教育課程を編成して、教養と専門的知識を兼ね備えた人材育成を行っている(提出-9)(提出-10)(提出-11)(提出-12)(提出-13)。

教育目的・目標は、毎年度 PDCA サイクルによる自己点検・評価を行い、課題の抽出と改善策の具体化を進めている。毎年年度末には、学園の全教職員が参加した自己点検報告会を実施し、自己点検・評価を基にして課題の共有を図ってきている。各科及び専攻科で年度末報告書及び PDCA 表を全教職員に公開する体制がとられており、課題の共有を図る体制が整っている。また、常日頃より大学各学科及び研究科では、必要があれば適宜検討を行っている(備付-13)(備付-14)。

大学院及び各学科の教育目的・目標の確立については、以下のとおりである。 大学院

大学院の使命・目的は、「Graduate school hand book Introduction 履修の手引き」の「郡山女子大学大学院の概要」に記載されている(提出-14)。

生活科学科

生活科学学科全体の使命・目的(教育目標)については、建学の精神に則り、「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部 大学案内」(以下、「大学案内」)及び学園ウェブサイトにより、学内外に具体的に示している。生活科学学科の個性・特色については、「大学案内」に明示している(提出-1)。

食物栄養学科

食物栄養学科全体の使命・目的(教育目標)については、建学の精神に則り、「大学案内」及び学園ウェブサイトにより、学内外に具体的に示している。食物栄養学科の個性・特色については、「大学案内」に明示している(提出-1)。

また、教育目的については、建学の精神を踏まえた内容を具体的かつ明確に「郡山

女子大学学則」及び「郡山女子大学大学院学則」(以下、「学則」)に定めており、各学部、各学科及び各課程の「教育研究上の目的」は、規程に定め、学園ウェブサイトに掲載している(提出-6)(提出-7)。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。] <現状>

学習成果については、先にあげた本学の建学の精神を反映した郡山女子大学学則第 1 条の教育の目的を達成すべく、大学各学科においては郡山女子大学学則第 4 条第 2 項、研究科においては郡山女子大学大学院学則 第 1 章総則、第 2 章研究科の組織の教育目的に基づいて、「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)を定め、大学各学科及び研究科ごとに明確に示している(提出-6)(提出-7)(提出-11)(提出-12)。また、大学各学科においては、平成 26 年度より導入した GPA 制度を活用した学習成果の測定及び令和元年度より導入した GPA の指標による進級要件、更に「学習成果評価方針」(アセスメントポリシー)を定め、客観的に学習成果を点検できる体制が整っている(提出-10)。

CAP 制度、GPA 制度を活用した学習成果の運用は着実に進んでおり、学生の意識も定着してきた。各教員は、シラバスに「授業の概要」「達成目標」そして 100 点法による評価基準を記載し、学生への指導及び学習成果の測定・評価を厳守している(提出-8)。また、シラバスはホームページで公開しており、各教員は、シラバス記載時のチェック機会に併せて、他教員の担当する科目についての理解を深めることが可能となっている。大学の「学習成果評価方針」は、次のとおりである(提出-10)。

| | 入学前・入学生 | 在学生 | 卒業生 |
|---------------------|--|--|---|
| 大学全体の指標 (機関レベル) | ・入学試験 ・学生調査 ・調査書等の記載内容 ・新入生オリエンテー ションアンケート調査 | ・学生生活アンケート 調査・休学率・退学率 | ・学位授与数・卒業率・就職率・進学率・卒業時アンケート調査・就職先アンケート調査 |
| 学部等の指標 (教育課程レベル) | ・入学試験状況 ・新入生オリエンテー ションアンケート調査 ・面接、志願理由書内 容 | ・GPA ・DP ルーブリック ・授業・学習状況に関するアンケート調査 ・学生ポートフォリオ・単位修得状況 ・卒業研究発表 ・進級率 ・公務員試験対策に関するアンケート調査 | ・GPA ・DP ルーブリック ・国家試験合格率 ・教員採用合格率 ・資格・免許取得率 |
| 科目の指標 (科目レベル) | ・入学試験 | ・成績評価(シラバス 記載成績評価方法、 ルーブリック)・履修放棄率・授業評価アンケート | ・専門就職率 |

大学院及び各学科の特性に応じた学習成果の測定、学内外の表明、点検については、 以下のとおりである。

大学院

修士課程にあっては、所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格し、 家政学の幅広い視野に立って精深な学識を有する者、専攻分野における研究能力また は高度な専門性を有する職業人として必要な能力を修得したと認められる者に、修士 (家政学)を授与る。

博士後期課程にあっては、博士論文の審査及び最終試験に合格し、家政学の専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を修得したと認められる者に、博士(家政学)を授与する。

以上のディプロマ・ポリシーに基づき、修士論文及び学位申請論文の審査は「郡山女子大学学位規程」「修士の論文審査及び学位授与に関する内規」「課程博士の論文審査及び学位授与に関する内規」に則り、適正かつ厳密に実施されている。

また、成績評価については、「Graduate school hand book Introduction 履修の手引き」の中で成績評価の方法と基準を明示し、学生に周知徹底を図っている。成績の判定は、学部と同様に S、A、B、C、F の 5 段階で実施している(提出-14)。

生活科学科

生活科学科では「知識・理解」「課題探求力・問題解決力」「志向性、社会的責任」「総合的な学習経験、創造的思考力」という 4 つの領域に関する人材育成目標のもとに地域社会の福祉・建築・教育分野に貢献する人材育成に努めている。

社会福祉専攻については、社会福祉士、介護福祉士の合格率を主な指標としている。 また、毎年、年度末に 4 年生を対象に全国共通模擬試験を実施し、その結果を基に個別指導行い学習の成果を確認している。建築デザイン専攻については商業施設士と二級建築士の合格率を主な指標としている。教職課程においては、就職率、教員採用数(率)を主に教育目標達成の指標としている。これらの他、各専攻では、資格試験に関する模擬試験を繰り返し行い、教育方法の点検・評価を行っている。また、3 年次より全学生に卒業研究を科し、4 年次には卒業研究中間発表会及び本発表会実施し、口頭発表及び卒業論文提出を通して学習成果を公表している(提出-11)(提出-12)(備付-15)。

食物栄養学科

本学科では、食と健康の専門家として、高度の知識と実践的技能を修得した管理栄養士・栄養士として十分に研鑽を積み、知識、能力等を身に付けた学生に対して卒業を認定し、学士(家政学)の学位を授与している。学位授与の基準となる学修成績は GPA2.0以上(修得科目の平均点 73.0以上)を原則としている。令和7年度入学生より学位授与基準が GPA と履修科目の平均点と2重になっているため、GPAへ統一することとした。基準値は生活科学科とそろえ、学位授与の基準となる学修成績は GPA1.8以上であるこ

とを原則と改めた。

また、栄養士実力認定試験や国家試験に関する模擬試験等の受験も奨励しており、 教育効果の評価、さらには教育方法の改善を図っている。

選択科目であるが、各研究室での活動を中心とした卒業研究、国家試験対策を主な 目的とした特別演習がカリキュラムに盛り込まれている。

教育課程とは別枠で国家試験対策として夏期講座、冬期講座等が開講されている。

なお、卒業研究について、生活科学科では必修とし食物栄養学科では選択としているが、両学科共に卒業研究ガイドラインを策定し、質の維持向上に務めている(備付-15)(備付-16)。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者 受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)は、平成26(2014)年度からの導入に際して各学科において、一体的に会議で議論を重ね策定された。実際に学生指導を経て、入学から卒業までの4年間の学習成果を確認し、学生の実情を踏まえた検討を重ね、修正を行っている。

三つの方針の内外への表明は、『入学者選抜実施要項』及びホームページで行っている。毎年改訂される『入学者選抜実施要項』の作成において、学生募集・入学委員会では、入学事務・広報部、アドミッション・オフィス、教務部の各部署と連携し一貫性があるかどうか全体像を確認している。

三つの方針を踏まえた教育活動については、ホームページで公開しているシラバスとカリキュラム・マップに示される。シラバスには、卒業認定・学位授与の方針との関連が記載され、授業が進められている。カリキュラム・マップは、卒業認定・学位授与の方針と関連づけて作成された。いずれも入学者受け入れの方針を踏まえた上でのものである(提出-9)(提出-11)。

各学科における三つの方針の策定については、以下のとおりである。

生活科学科・食物栄養学科

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)・教育課程編成方針(カリキュラムポリシー)・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を建学の精神並びに学科の特性を踏まえ体系的に策定している。これら三つの方針は、毎年学科会議において協議検討し、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)については学生募集・入学委員会及び入学事務・広報部を通じて、教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)については教務委員会を通じて学長の許可を経て確定している。教育活動はこれら三つの方針を踏まえて行われ、特に卒業認定・学位

授与についてはルーブリック評価を用いて評価している(提出-11)(提出-12)。

各学科専攻の教育研究上の目的と学びの体系は、広い分野にわたる学部共通の基礎・教養科目を基礎として、その上に学科独自の専門科目の体系が積み上げられて、教育目的に適うよう編成されている。各専門分化した学科ごとの学びの体系はカリキュラム・マップにより学園ウェブサイトでも公表されている(提出-9)。

<テーマ 基準 I-Bの課題>

教育目的・目標について、人材養成が地域・社会の要請に応えているかの定期的な点検は、自己点検報告会を実施していることから、全学的になされる体制が確立しているといえる(備付-19)。また、学外実習の実習巡視や就職アフターケア等で事業所等を訪問した際に意見を伺い、より具体的な情報を収集し、教育内容に反映させられるよう取り組んでいる(備付-20)。学内外での表明はホームページを通して教育目的を周知している。また、学生へはオリエンテーション時で話をしている。しかしながら、学生がどの程度理解しているかまでの把握は難しい。教育目的・目標の学生への理解を確認する必要がある。

専任教員はシラバス記載時に、自己が所属する学科の授業シラバスをチェックする機会があり、教育目的の定期的な点検を可能としている(提出-15)。ただ、非常勤講師への教育目的・目標の周知については徹底できていない。周知をするための体制の整備が必要である。

使命・目的(教育目標)及び教育目的の意味・内容をより具体的かつ明確に示すため、各学科及び各課程の目的を含め検討を行い、大学教授会に提案し、確認・見直しを行っている。

大学院及び各学科における課題は、以下のとおりである。

大学院

ディプロマ・ポリシーについては、教育・研究のさらなる質の向上に向けて、随時、 見直しと改善を行っていく必要がある。

生活科学科

社会福祉士、二級建築士ともに合格率平均が20%前半の難関資格である。社会福祉士は4年次の3月に結果が出るため合格者の把握が可能であるが、建築士は卒業後の受験であるため本人の報告による合否把握となる。建築士においては合否報告の徹底を図っている。

また、三つの方針に基づく教育活動が、学生に充分理解・周知されているかを確認し、学年毎に理解を深める機会を「集会」並びに「学生生活と社会」において設けている。

食物栄養学科

ディプロマ・ポリシーについては、教育・研究のさらなる質の向上に向けて、随時、

見直しと改善を行っていく必要がある。

また、三つの方針に基づく教育活動が、学生に充分理解・周知されているかを確認し、学年毎に理解を深める機会を更に設けることが課題である。

各学科の教育の目的は、各学科における PDCA サイクルによる絶えざる確認と反省・改善が実施されている。自己点検・認証評価委員会による年度末報告会で、PDCA サイクルに基づいた年間の振り返りと新年度に向けた課題の共有が全学的に図られている。また、専任教員についてはシラバスチェックや学生による授業評価から、教育目的と学習成果との相関が確認できる仕組みができている。したがって教育効果の改善計画は、総じて組織的に形成・活用されているといえる(備付-19)(備付-21)。

令和元(2019)年度より導入した学習成果評価方針そして進級要件の運用に関して、 三つの方針と関連させて、学生の実情から効果的な教育を検討していく必要がある。 また、非常勤講師のシラバスについて、必要な場合は教務部から修正を求めるよう働 きかけていく。令和2(2020)年度より、高等教育修学支援新制度が導入されたことも あり、今後も教育の効果の検討が課題である。

⟨テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項⟩

確かな学修成果として、高い専門性を身に付け活用できる能力を養うことは高等教育機関の重要な使命である。その一方で学生の学修ニーズの多様性にも応える必要がある。学生の学修ニーズの多様性については、学長が学生と直接対話する機会をとおして強く感じられたため、他学科等の科目あるいは併設短期大学の科目を履修できるよう制度を整備し、柔軟な対応が可能となった。

専門とは異なる分野の科目に触れること、他の学科等の学生とともに学ぶこと等により、これまでに無かった学修成果を求めることができるとともに、学生生活の活性化も期待(提出-6)(提出-7)(提出-17)。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

〈根拠資料〉

提出資料

18「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部自己点検・評価実施規程」 19「授業評価アンケート実施規程」 20「学園教育充実研究会規程」

備付資料

22「令和5(2023)年度 年度計画書・PDCA表の提出について(依頼)」 23「令和6(2024)年度 自己点検報告会報告書」 24「令和5(2023)年度 学校法人郡山開成学園組織図」 25「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部 自己点検・認証評価委員会規程」 26「年度末報告書・PDCA表の提出、自己点検報告会について」 27「大学・短期大学部教育内容及び入学者選抜実施方法等説明会」の記録 28「高校訪問復命書」 29「令和4(2022)年度 年度計画書・PDCA表の提出について(依頼)」 30『「PDCA

表」作成マニュアル Version3.1 (2022/04/07 改訂)』 31「執筆説明会記録 (2021 年 11 月 24 日実施)」 32「執筆説明会記録 (2022 年 12 月 13 日実施)」 33「教授会規程」 34「郡山女子大学履修規程」 35「授業実施記録簿」

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

大学・短大共同の自己点検・評価委員会が設置されると共に、「自己点検・評価実施規程」が整備されることで定期的・継続的な自己点検・評価活動が実施されている(備付 - 24「令和 5 年度 学校法人郡山開成学園組織図」、備付 - 25「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部 自己点検・認証評価委員会規程」、提出 - 18「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部自己点検・評価実施規程」)。平成 28 (2016) 年度に 2 回目の一般社団法人短期大学基準協会(JACA)による認証評価を受審し、「適格」評価を取得した。令和 5 (2023) 年度は、3 回目の認証評価を一般財団法人大学・短期大学基準協会(JACA)により、大学と同年度に並行して受審し、無事に「適格」評価を取得することが出来た。

平成 24 (2012) 年度より年度当初計画と年度末報告に PDCA サイクルが導入され、5月の委員による査読ののちにグループウエアで公開している(備付 - 22「令和 5 (2023) 年度 年度計画書・PDCA 表の提出について(依頼)」)。この年度計画をまとめた PDCA 表は、各学科・専攻、部署、委員会等において中間チェックが義務付けられており、年度末の実施報告の PDCA 表の提出も委員による査読ののちにグループウエアにおいて学内に公開されている(備付 - 26「年度末報告書・PDCA 表の提出、自己点検報告会について」)。また、自己点検評価報告書は、5月の連休明けに前年度の最終データを補充・修正した後、自己点検・評価委員会が確認し、7月に学長に提出することができた。その後8月末に学長より掲載の許可を得て、最終確認作業が遅れたものの10月中頃に、ホームページで一般公開することができた。

自己点検・評価活動の総まとめとして、3月末に附属幼稚園・附属高校を含めた全教職員参加のもとに自己点検報告会が行われており、全教職員の共通理解が深まるように努めている。令和6(2024)年度は令和7(2025)年3月27日に実施された(備付-23「令和6(2024)年度 自己点検報告会報告書」)。

附属高校と大学・短期大学は、高大連携活動を可能な限り計画的に実施している。教育内容の情報伝達だけでなく、そこで出た高校側からの疑問点や要望を取り入れ高大連携活動を改善している(備付資料「高大連携授業」資料)。また附属高校以外では、6月に実施される「大学・短期大学部教育内容及び入学者選抜実施方法等説明会」での意見交換や高校訪問時に頂くご意見を共有することで、本学の教育活動を改善している(備付-27「大学・短期大学部教育内容及び入学者選抜実施方法等説明会」の記録)、(備付-28「高校訪問復命書」)。ここ数年はコロナ感染の影響もあり、従来の規模や方法での説明会や学校訪問が出来なかったが、令和5(2023)年度は次第に回復傾向が明瞭となっており、今後の効果的な活用が期待される。

導入から 10 年を経た PDCA 表の質的な向上と実質的な活用を促進するために、ここ数

年間に進められてきた中項目を用いた計画のまとめ方や年度当初計画の削除・修正・追記を可能とする新しいルールの設定に続き、令和3(2020)年度から一般財団法人大学・短期大学基準協会による新しい様式に対応した執筆要項と PDCA 作成マニュアルの改訂を令和3(2020)年度に続いて実施した(備付・29「令和4(2022)年度 年度計画書・PDCA表の提出について(依頼)」、備付・30『「PDCA表」作成マニュアル Version3.1(2022/04/07改訂)』)。大学と短大が同一認証評価機関での受審となったことに対応して、令和3(2021)1月24日に「第3期 認証評価報告書説明会」を開催し、令和4(2022)年12月13日に「第3期 認証評価報告書執筆説明会」を開催した(備付・31「執筆説明会記録(2021年11月24日実施)」、備付・32「執筆説明会記録(2022年12月13日実施)」)。

新型コロナウイルス問題のため令和元 (2019) 年度の年度末報告会は中止されたが、翌令和 2(2020)年度から再開した。令和 6 (2024) 年度からは、第 4 期の認証評価に向けて準備を始めている。短大では 8 月 24 日に一般財団法人大学・短期大学基準協会開催の「第 4 期認証評価のオンライン説明会」に委員が参加して見識を深め、9 月の委員会で今後のスケジュールを検討して、令和 8 (2026) 年度からの対応を決定し、次年度以降の説明会実施を予定するスケジュール案を採択した。このスケジュール案に従って、第 4 期認証評価に向けての準備を進めていくことが今後の課題である。

附属高校と大学・短期大学は、高大連携活動を可能な限り計画的に実施している。教育 内容の情報伝達だけでなく、そこで出た高校側からの疑問点や要望を取り入れ高大連携活動を改善している。また附属高校以外では、6月に実施される「大学・短期大学部教育内 容及び入学者選抜実施方法等説明会」での意見交換や高校訪問時に頂くご意見を共有する ことで、本学の教育活動を改善している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

く現状>

学校教育法、大学設置基準等の関係法令の変更については、総務部・教務部等の事務管理部門において常に把握しており、さらに大学各学科・研究科レベルでの対応が必要な場合は、主任教授会、大学教授会、研究科委員会によって伝達と連携が図れる組織体制となっている(備付-33)。時代が求める高等教育の質を追求する姿勢が、全学的に共有されている。以下、学習成果を焦点とする査定の手法について、授業科目の単位基準(GPAの活用)、教養教育、シラバスチェックなどについて具体的に示す。

第一に、授業科目の単位基準である。単位の実質性を保証すべく、大学設置基準第七条第2項の規定通り、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、これを下記のように学則第九条第2号、第3号に定め、学習成果の向上・充実を図っている。

- 2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定め

る時間の授業をもって1単位とする。

- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。(提出-6)

本大学の単位の認定は、大学学則第十一条に、下記のように定められており、これに基づいて単位認定が実施されている。

学則は、ホームページで公開されている。

本学を卒業するためには、共通基礎科目 2 4 単位以上、専門科目 8 8 単位以上、かつ総計 124 単位以上修得しなければならない。(提出-6)

また、学則第十一条第 2 項に、成績の評価は「成績評価基準」によって実施することを示し(平成 26 (2014) 年 4 月 1 日入学生より)、60 点以上の者について単位を認定している(提出-6)。なお、評価区分ごとに与えられる GP について、平成 26 (2014) 年度以降は『単位履修の手引き』で示し、年度当初の全体及び学科オリエンテーションを通して説明をしている(提出-8)。

GPA の活用方法については、導入した平成 26 (2014) 年度から大学各学科において、 試行が継続されており、より効果的な活用方法が追求されている。そして、GPA を指標 にした進級要件を設定した。

「成績評価基準」と GP

| 評価区分 | 評価記号と評価内容 | 付加する GP |
|----------|----------------------|---------|
| 100~90 点 | S:特に優れた成績 | 4 |
| 89~80 点 | A:優れた成績 | 3 |
| 79~70 点 | B:努力が必要な成績 | 2 |
| 69~60 点 | C: 最低限度の成績 | 1 |
| 59~ 0 点 | F:否とされた成績 | 0 |
| | N:認定のみの科目 (GPの対象とせず) | なし |

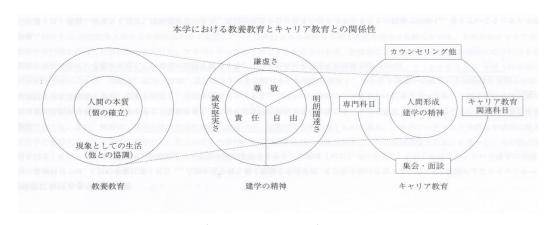
令和6(2024)年度入学生用『単位履修の手引き』

| 学 科 | 進級の要件 | |
|--------|--------------|----------------------|
| | GPA による基準 | |
| 生活科学科 | 1.6以上 | 専門科目 36 単位以上、社会福祉専攻指 |
| | | 定科目「社会福祉原論」「介護福祉概 |
| | | 論」「ソーシャルワークの基礎と専門 |
| | | 職」、建築デザイン専攻指定科目「建築 |
| | | 設計製図Ⅰ・Ⅱ」の単位取得済み |
| 食物栄養学科 | 2.0 程度又は修得科 | 修得単位の合計が65単位以上であるこ |
| | 目の平均点 73.0 点 | と |
| | 以上を目安とする | |
| | 令和 8 年度入学生 | |
| | からは 1.6 以上と | |
| | する | |

「郡山女子大学履修規程」令和3(2021)年4月1日施行「郡山女子大学履修規程」

第二に、一定の一般教養科目の修得を義務付けた上に専門科目を修得することを義務付けている。具体的には、学則第 11 条で、「本学を卒業するためには、共通基礎科目 24 単位以上、専門科目 88 単位以上、かつ総計 124 単位以上修得しなければならない」と定めている。

教養教育の重視は、建学の精神と結びついている。人間の本質について深く考察する力を育む人間学系科目、社会の構造や諸課題を学ぶ生活学系科目、自然科学的な立場から私たちの生活を考察する生活科学系科目が並び、それに語学系、健康系、キャリア系の科目と特別科目の7領域が配置されている。以下は体系図である。



「本学における教養教育とキャリア教育との関係性」(提出-2)

「生活基礎科目」としての一般教養科目の内容や運営については、教養・キャリア 教育委員会が定期的に検討を行っており、新しい科目の導入や既存科目の内容変更な どの問題が生じた場合は、各学科・専攻、および教務委員会と協力して必要な対応を 行ってきている。

以上みてきた学習成果の達成を図るためには、個々の授業の充実が不可欠である。毎年度シラバス作成時には、関連した法令の変更を受けた教育課程改訂への対応から、担当科目の変更による授業内容の精選が行われる。学生による授業評価アンケートを参照しつつシラバスを作成、授業内容を定期的に検討することとなる。作成の際には、シラバスチェックリストで確認しつつ(備付-34)、教員は、シラバスに「授業の概要」「達成目標」を明確に記載していく。「成績評価方法」においては、評価基準を100点法によって示すことが義務づけられ、評価基準の透明化が図られている。また教員はシラバスチェック表を活用し全てのシラバスが授業支援システム「システムめばえ」で閲覧でき、担当科目と他の科目との関連を確認できるシステムとなっている。

そして学習成果の向上・充実を図るため、組織的に授業内容及び方法の改善を実施している。学内組織である学園教育充実研究会の主催によって、各期の終了時期に学生による授業評価を行っている。コロナ対策を加味して令和 2 (2020) 年度から WEB上での評価となった。質問項目は 15 項目に分かれており、「シラバスは授業理解に役立ちましたか」、「授業の量や質、速度は満足できるものでしたか」等の質問を通して、教員は計画通りの学習成果の達成が図られているか否かを確認することができる。学生による授業評価結果は、授業担当者が各自閲覧し反省の材料としている。また、各学科及び専攻科の主任に伝え、必要がある場合には、授業担当者に対して適宜指導が行われる仕組みを設けている。令和 6 (2024) 年度も「授業評価アンケート実施規程」に基づき、授業評価アンケートの集計結果をもとに、各学科の学生が参画する FD 活動を実施し、報告書を各学科主任へフィードバックし、更なる教員の授業改善へ役立てている。(提出-19 授業評価アンケート実施規程、提出-20 学園教育充実研究会規程)以上述べてきたことは、各学科及び専攻科における PDCA サイクルの計画の着眼点となっており、教育の質を検討する仕組みが整備されている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更については、総務部・教務部等の事務管理部門において常に関連省庁による通知等を確認し、各学科及び専攻科での対応が必要な場合は、主任教授会、短期大学教授会によって伝達と連携が図れる組織体制となっている。

各学科の教育の質保証に関する現状は以下の通りである。

生活科学科

GPA の活用方法は、学科会議において GPA に関する活用方法を決定している。この活用方法は、『単位履修の手引き』に記載されている(提出-8)。また、学科や専攻/コースの特性を踏まえて内規が作成され、1)進級条件、2)学修指導、3)履修単位数

調整、に用いている。進級条件に関して、進級制度を平成 28 (2016) 年度入学生より実施をし、2 年次から 3 年次への進級条件を進級後の学修に問題が発生しない値 GPA 1.6以上(令和 3 (2021) 年度変更)を設定している。その他に学生生活と社会 I ~Ⅷ (令和 5 (2024)年度入学生より)、両専攻の専門科目 36 単位以上を取得済み、社会福祉専攻指定科目「社会福祉原論」「介護福祉概論」「ソーシャルワークの基礎と専門職」を取得済み、建築デザイン専攻指定科目「建築設計製図 I ・Ⅲ」の単位取得済み、を課している。学修指導に関して、GPA 1.6以下は概ね 70 点未満に相当することから、単位の未修得を未然に防ぐことのために GPA 1.6以下が設定されている。各学年 GPA 1.6以下の学生には個別に学習計画指導を実施している。履修単位調整に関して、点数で80 点程度以上であれば十分な理解をもって単位修得できていると考えられることから、この点数に相当する GPA 2.5以上に対して単位数制限の緩和をしている。前年度成績優秀者 (GPA2.5以上) には 60 単位を超えない範囲で修得できるとすることで、授業理解度に応じた柔軟な CAP 制の運用を行っている。

これら条件とともに「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)において達成度評価として GPA1.8 以上を基準としている (提出-11)。

食物栄養学科

管理栄養士国家試験受験資格を取得するため、進級要件と管理栄養士課程の履修条件(平均点と未修得科目数の設定)を設けている。まず進級要件としては、2年終了時の成績において、修得単位の合計が65単位以上であること、加えてGPA2.0程度又は修得科目の平均点73.0点以上を目安としている。令和8年度入学生からはGPA1.61以上に改め、生活科学科と足並みをそろえた。次に管理栄養士課程の履修条件としては、(1)2年終了時に修得科目の平均点が73.0点以上であること、令和8年度入学からはGPA2.0以上であることとする(2)2年終了時に専門科目で未修得科目が3科目以下であること(但し、臨床栄養学 I・II、臨床栄養学実習I、公衆栄養学Iの単位は取得していること)を設定している。これらの条件については、オープンキャンパス等を通じて本学科受験希望者に周知することに務め、入学後も、主として集会時等にアドバイザーを通じて、複数回にわたり上記条件を満たすことの必要性を学生に伝えている。更にこれらの条件を満たしていない学生については、アドバイザーが中心となり、当該学生との面談などを通じて、今後の学習目標と学習計画の作成に務めている。

このように GPA は、本学科の進級要件や管理栄養士課程の履修条件として活用しているほか、学生の学習成果の向上・充実やアドバイザーによる学生への学修状況の指導にも役立っている。

CAP 制について、本学科ではこれまで年間 54 単位であったものを、必修科目・管理必修科目が多いことに加えて、今後進級要件、管理栄養士課程履修条件を満たすための「再履修制度」を活用する学生の増加が予想されることを鑑み、令和 4 (2022) 年度入学生から年間 58 単位に引き上げることとした。この年間 58 単位の CAP 制については、令和 6 年度入学生用の「単位履修の手引き」にも明記されており、学生に同制度について十分に理解させるようにしている (提出 - 8)。

今後の課題としては、現在の進級要件において GPA と平均点の二つの目安があるため、説明上混乱を招きやすいこと、進級要件と管理栄養士課程の履修条件が同じ (73.0点以上)であるため、課程履修条件の意義が薄れかねないこと、が挙げられる。この改善のため、令和 6 年度において新旧要件・管理栄養士課程の履修条件の見直しを行い、令和 8 年度入学生からは基準を GPA のみに変更した。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

令和5(2023)年度に短大と共に第三者機関による評価(外部認証評価)を受審し、無事に「適格」評価を得ることが出来たが、次期(第4期)の外部認証評価に向けて継続して求められる課題が、PDCA表の質的な向上と実質的な活用である。自己点検・認証評価委員会の各委員による毎年の査読作業を通して問題点の把握にPDCA表を活用してきたが、依然として部署によってPDCAの活用にばらつきがあることも現実である。この問題の改善のため、PDCA表作成用のマニュアルの更新に努めてきたが、令和6(2024)年度においては、年度末にかけてPDCAに関して「NA」既述のマニュアル説明に齟齬があるという指摘を受けた。前述の部署によるPDCA活用のばらつきや次期外部認証評価に備えるためにも、『「PDCA表」作成マニュアル』の丁寧な改訂を今後も継続すると共に、より多くの教職員の理解を促すきめ細やかな対応・説明が求められる(「PDCAマニュアル」)。

また、自己点検・評価に高校等の意見を取り入れることに関しては、既存の附属高校との高大連携授業や教育内容説明会、高校訪問といった活動から適宜、問題点の指摘などがあった場合に対応を検討するように努めることで対応している。また自己点検・認証評価の組織が大学・短大、附属高校、幼稚園と別れることにより、新しい形で学園全体の自己点検活動の仕組みを整備する必要が課題となっている。特に年度末に行われる「自己点検報告会」の実施方法を検討することが急務となったため、令和6(2024)年度においては、4月末~7月までに5回の事務局長・高校との三者面談を継続実施し、理事長の了解を得て10月に改革案が成立し、12月11日に説明会を実施することで、3月27日に新しい形式での自己点検報告会を実施した(令和6(2024)年度自己点検報告会 実施要項)。令和6(2024)年度の自己点検報告会の実施状況を確認すると共に、次年度以降の継続実施に際して改善の必要がないかを確認する必要がある。こうした課題を念頭に、幼稚園・附属高校と大学・短大、法人事務局との連携を強化していくことが必要である。

各学科における教育の質保証に関する課題は以下の通りである。

生活科学科

平成 28 (2016) 年度入学生より実施した進級制度において、令和 3 (2021) 年度より 生活科学科としてカリキュラム変更が行われたことから今後の状況を検証する必要が ある。

食物栄養学科

管理栄養士国家試験合格率向上のためには、より高い水準の GPA、最低でも 2.5 以上が求められることが過去のデータから窺える。したがって今後の課題としては、学生への恒常的な学修指導が挙げられる。令和 8 年度入学生から進級要件、管理栄養士課程履修条件を GPA のみの基準に変更した。更に、履修の手引きには『管理栄養士の国家試験を受ける者は GPA2.5 以上を目標とする』と明記した。

⟨テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項⟩

新型コロナウイルス感染拡大下において、遠隔授業の対応や授業時間の変更などで教育機会の確保に努め、授業実施記録を作成し教育内容の質が確保されているか 点検・確認に活用した。

体系的な教育課程による学びや教育の計画性、学習の順序性等が重視されてきているが、新型コロナウイルス感染拡大を防止することを国・自治体・関係省庁より求められたため、限られた時間の中で感染症から学生を護りつつ学修の機会を確保することを優先して対応をすすめた。個別の対応を必要とする状況も多々発生したため、授業実施記録により可視化して点検・確認に取り組んだ(備付-35)。

〈基準 I ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画〉

- (a)前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況 前回の日本高等教育評価機構(JIHEE)の認証評価に際し、基準Iの行動計画とし て記述したのは、以下の通りである。
 - ①社会に期待される大学の在り方や時代に求められる学生の教育についての見直しを継続的に行い、意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を確保しつつ、建学の精神(ミッション)に則った使命・目的及び教育目的を検討していく。
 - ②今後も大学を取り巻く様々な環境の変化への留意を怠らず、使命・目的及び教育目的の見直しや関連する様々な対応への取組みを継続し、法令への適合や個性・特色の明示を確保する。
 - ③社会状況や教育環境が変化していく中では、使命・目的及び教育目的への理解を 学内外に促すために、多様な機会の活用が求められる。学内外への発信全ての機会 において、使命・目的及び教育目的が反映されるよう、意識共有の努力を継続する。 中長期的な計画、3つの方針や教育研究組織もまた、社会状況や教育環境の変化に 対応していく必要があるが、この見直しにおいても、使命・目的及び教育目的の達 成という命題が意識されるよう確認を継続する。

これを踏まえて、以下に①~③の実施状況を述べる。

- ①入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)・教育課程編成方針(カリキュラムポリシー)・学位授与方針(ディプロマポリシー)の三つのポリシーを大学のミッション並びに学科の特性を踏まえ体系的に策定している。毎年、これら三つの方針は、生活科学科、食物栄養学科の学科会議において協議検討し、適宜見直しが行われている。教育活動はこれら三つの方針を踏まえて行っている。
- ⑤ 使命・目的(教育目標)については、生活科学科、食物栄養学科共に学科会議等の機会を通じて、大学を取り巻く環境の変化や法令への適合を考慮し、定期的に点検・見直しをしている。学科の個性・特色については、「大学案内」にて明示しているほか、「学科特色冊子」を毎年作成して学内外に示している。
 - ③生活科学科、食物栄養学科共にその使命・目的及び教育目的への理解を学内外に 明示することに努力し、定期的に点検・見直しをしながら、教員間の意識共有の努力を継続してきた。両学科とも、社会状況や教育環境の変化に対応した中期計画を 策定・運用している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

ミッションについての理解は学内において共有されているが、今後は「学生が多様化する中で、ミッションについての理解と共有を向上させるための検討を深める」ことが課題としてあげられている。また、コロナ禍でボランティア活動が制限されてきたが、地域とともにある大学の使命として「さらなる地域・社会への貢献活動の取り組みを図っていく」ことも課題である。これらの課題に対しては、各学科の学外実習の受入れ先や就職アフターケアで企業を訪問した際に意見交換を行い、社会のニーズと教育内容の調和を積極的に図っていく。そのため、コロナ対応の変化を踏まえながら、現行の包括連携協定などを有効活用した地域貢献の在り方を進めていく。

令和元 (2019) 年度より導入した学習成果評価方針と進級要件の運用に関して、三つの方針と関連させて学生の実情から効果的な教育を検討していく必要がある。また、非常勤講師のシラバスについても、必要な場合は教務部から修正を求めるよう働きかけていく。なお、コロナ禍で実施が制限されてきた学習発表の機会を、単にコロナ以前に戻すのではなく、この間のさまざまな工夫を踏まえて実施方法や情報公開の方法などでより進化させていく。

PDCA サイクルの有効活用については、新しい大学・短期大学基準協会の認証評価基準への対応を継続していく。令和 5 (2023)年の第 3 期受審の結果を踏まえて、各学科・部署間の連携を取りながら長期的な視野で全教職員の自己点検・評価活動への理解を深めるための工夫に計画的に取り組んでいく。後者の教育の質の保証については、CAP 制と GPA 制度の活用を教務部・教務委員会と学科が PDCA サイクルを用いて計画的な点検を行っていける環境を整えていく。

様式6-基準Ⅱ

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

「テーマ 基準 II -A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

2 『入学者選抜実施要項』 3 大学ホームページ 8 『単位履修の手引き』p. 13、p. 32、pp. 10~12 9 「カリキュラム・マップ」 14 「Graduate school hand book Introduction 履修の手引き」、10 『学習成果評価方針 (アセスメントポリシー)』 11 『学位授与ディプロマ・ポリシー』、21 『シラバス (印刷製本)』

備付資料

36「郡山女子大学ラーニングコモンズ利用規程」、37 めばえドリル実施状況令和 4 (2022)年度」 38 案内リーフレット「生活文化博物館」(2023.10.4) 39『郡山女子大学生活文化博物館年報創刊号」(2025.3.31) 40 学校法人郡山開成学園「環境経営レポート」 41「グローバル・レディ育成研修ツアーin ハワイ」 42「アフターケア事業所訪問報告書」 43「就職先からの卒業生に対する評価アンケート」

[区分 基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

<現状>

大学では、「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)を、本学の建学の精神を反映した学則第 1 条の教育の目的を受け、卒業の要件、成績評価の基準、また各種資格取得の要件として、研究科及び大学の教育目的に基づいて、下記のとおり明確に定めている(提出-2)(提出-3)(提出-8)(提出-14)。

大学院

修士課程にあっては、所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格し、 家政学の幅広い視野に立って精深な学識を有する者、専攻分野における研究能力また は高度な専門性を有する職業人として必要な能力を修得したと認められる者に、修士 (家政学)を授与する。

博士後期課程にあっては、博士論文の審査及び最終試験に合格し、家政学の専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を修得したと認められる者に、博士(家政学)を授与する。

以上のディプロマ・ポリシーに基づき、修士論文及び学位申請論文の審査は適正か つ厳密に実施されている。

また、成績評価については、「Graduate school hand book Introduction 履修の手

引き」の中で成績評価の方法と基準を明示し、学生に周知徹底を図っている。合格の判定は、S、A、B、C、の4段階で実施している。

生活科学科

生活科学科では、別に定める卒業要件を満たした学生に学士(家政学)の学位を授与し、以下の知識、能力、態度が身についていることを保証するとしている。生活科学科の教育目的を達成するために、ディプロマ・ポリシーを次の通り定めている。

- 1. 人間を護り、人間生活の向上と社会の発展を目指し、福祉・建築・生活のそれぞれの専門分野で、人文・社会・自然にわたる基礎的知識を総合的に用いつつ、それぞれの専門知識と技術を修得し、それらを活用できる。(知識・理解)
- 2. 高い教養と広範な専門性に基づき、広い視野に立って物事を柔軟かつ総合的に判断し、現代の福祉・建築・生活をめぐる諸課題を発見し、分析し、解決する能力を身につけている。(課題探求力・問題解決力)
- 3. 建学の精神―尊敬・責任・自由―により、人間として人格形成を志向し、自己の専門知識と技術を社会のために活かし、社会的責任を果たすことができる。(志向性、社会的責任)
- 4. 学修や実習などによる総合的経験や横断的思考力を活かして、地域社会における 福祉・建築・生活に関する諸問題に新たな発想で取り組むことができる。(総合的 な学習経験、創造的思考力)
- 5. 達成度評価については、GPA1.8以上を基準値とする。(達成度の評価)

同様に社会福祉専攻並びに建築デザイン専攻において、専攻の教育目的に基づいた ディプロマ・ポリシーを定めている。

社会福祉専攻:

- 1. 社会福祉や介護福祉、教育の3領域において、それぞれに必要な広範な専門的知識 と技術を修得し、それらを応用できる。(知識・理解)
- 2. 基礎知識と専門的知識により、高齢者や障がい者(児)などを取り巻く社会環境を 多面的かつ総合的に把握し、社会福祉および介護福祉、教育をめぐる様々な問題に 対処できる論理的思考力と問題解決へ導く能力を身につけている。(論理的思考力、 問題解決力)
- 3. 他者を援助し、他者と協調できる人格形成を志向し、社会的責任を果たそうとする態度と倫理観を身につけている。(倫理観、社会的責任)
- 4. 実習、地域交流活動、卒業研究などによる総合的経験と横断的思考力を活かして、 地域の福祉や生活をめぐる課題を解決する能力を身につけている。(総合的な学習 経験、創造的思考力)

建築デザイン専攻:

- 1. 建築分野において、一級建築士および二級建築士、その他の建築関係資格取得者として必要な広範な専門的知識と技術を修得し、それらを活用できる。(知識・理解)
- 2. 基礎知識と専門的知識により、住居や建築に関する問題を科学的根拠に基づいて 論理的に思考し、解決できる。(論理的思考力、問題解決力)
- 3. 自然を尊重し、自然と共生可能な住環境の創造を志向し、人間と社会と自然の永続的存続という社会的責任を果たすことができる。(倫理観、社会的責任)
- 4. 建築物の視察、建築現場の視察・研修、卒業研究などによる総合的経験を活かし、 地域の建築が抱える課題を広い知性と新たな発想で解決できる能力を身につけて いる。(総合的な学習経験、創造的思考力)

これらについて、ルーブリック評価を用いて卒業認定評価をしている。

食物栄養学科

本学の建学の精神「尊敬」「責任」「自由」は、お互いの個性を尊重し、敬愛できる豊かな人柄を創ること、そして他者においてそれを認めること、人間として存在するためには責任ある行動で社会への自覚を持つこと、更に、個人の自由な発想と研究で個性豊かな人格を創ることを目的としている。この教育目的を実施するために、平成27(2015)年度、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」を明確にした(提出-11)。

同時に学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)で示した各学年での目標達成は各項目の学習成果に対応している。各項目の習熟度が上がることにより、卒業要件、成績の向上、管理栄養士受験資格、任用資格である食品衛生の専門家(食品衛生管理者・食品衛生監視員)が取得できることと連動している。これらの資格は、社会的に通用性のある衛生上の管理と指導ができる水準となることを明記している。習熟度の点検は各学年毎年1回としている。

以上の「学位授与の方針」は、本学ホームページで公開されており、大学及び研究科では、入学時のオリエンテーションをとおして学生に周知をしている。また、大学評価基準における社会的使命や独自性という趣旨に鑑み、社会への貢献と国際的な通用性を視野に入れた方針を大学及び研究科で明記している。これは、「私がいるとき、私が役立つ」という創設以来の本学の精神に連なるものであり、大学及び研究科の特性を生かして現代社会における多様なニーズに対応できる人材育成を目指しているといえる。

この「学位授与の方針」は、大学及び研究科の会議において、適宜見直しが行われている。平成27 (2015) 年度は、「学位授与の方針」について、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」とともに、全学で検討を進めた。また、「学習成果評価方針」の導入においては、上記3つの方針の検討を行った。そして令和2(2022) 年度は「学位授与の方針」にGPAを令和3(2021) 年度から導入するための検討を各学科で行った。諸外国で使用されているGPAを導入することで、本学の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性が高い。

年度末に行われている大学教授会および研究科委員会における卒業認定の判定会義で、卒業学年の全学生個々の成績状況、資格や学位取得見込み数などが開示される。 この際に、卒業認定・学位授与の方針の定期的な点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

く現状>

本大学では、大学学則第一条に基づき、大学及び研究科の教育目的・目標を本大学学則第4条第2項の各号において定め、その実現に向けて「教育課程編成・実施の方針」を作成している。大学各学科では、平成27 (2015) 年度カリキュラム・マップを作成し、教育課程の体系的視覚化を図った。この作業過程において、大学各学科では、「学位授与の方針」と授業科目の対応の検討を行った。ホームページで公開されている「教育課程編成・実施の方針」は、「学位授与の方針」と一定の対応関係を示しているものとなっている。以下は、大学各学科の「教育課程編成・実施の方針」である。(提出-9)

生活科学科

生活科学科のカリキュラム・ポリシーは、人が人らしく生きることができる世界の 創造を追求する「人間守護の理念」の実現を目指して、人間生活の向上と社会の発展に 寄与する人材を養成することを教育目的としている。これを達成すべく、人間生活に 関して総合的かつ専門的に学べる教育課程を編成している。具体的には、社会福祉専 攻と建築デザイン専攻の 2 専攻を編成し、それぞれが独自の専門性を追求できる教育 課程となっている。

- 1. 専門科目と共通基礎科目について
- 1) 人間生活の総体を学ぶにあたって、人間学系、生活学系、生活科学系という3学系を設け、それぞれの専門科目群を総合的かつ体系的に編成している。専門性をさらに高めるために、3年、4年の2か年にわたる卒業研究がある。
- 2) 専門科目は、高い教養のある人材の養成のために、また基礎専門科目としても、共通基礎科目との間で体系的に編成している。
- 3) 教養教育を重視し、人間学系、生活学系、生活科学系の3学系を、人文、社会、自然の3分野に対応させている。それゆえ、2専攻の専門科目は専門教育でありながらも、そのベースには、教養教育を内在している。
- 2. 教育課程の全体構造は、目的と手段の構図である。

目的は「人間守護」の理念の実現と、そのための「人間生活の向上と社会の発展に寄与できる人材の養成」であり、それに至るための手段は、人間学系・生活学系・生活科学系の3学系にわたる「専門科目」と「共通基礎科目」の学びである。

1) 特に専門科目においては、理論を活用する実践力の育成を目指している。実践力の育成のために、各種の実習・実技、その他に各種の施設・現場の視察・見学、講演

会、地域交流活動などがある。

2) 人間学系、生活学系、生活科学系の3学系にわたる広い専門科目の編成は、今日の大学教育の内容として要請されている「課題探究能力」(自ら将来の課題を探究し、その課題に対して、広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる能力、つまり知の実践力・社会貢献力)の育成に適合するものである。

以上の教育課程の編成方針に基づき、社会福祉専攻、建築デザイン専攻の教育課程 を編成している。

社会福祉専攻:

1) 人材養成上の目的

社会福祉と介護福祉に関する専門知識と技術を学修し、社会福祉に関する相談援助および介護に関する援助指導の実践能力を有する福祉専門家を養成することが目的であり、社会福祉士および介護福祉士国家試験受験資格、中学校・高等学校教諭(家庭)、特別支援学校教諭の免許状を取得することが可能な教育課程となっている。

2) 教育課程の概要

- (1) 広い視野と高度な福祉専門性を獲得した社会福祉士・介護福祉士を養成すべく、専門科目は3つの学系を有し、その中でも特に生活学系を中心としている。生活学系は、家政学原論を基盤として、社会福祉関係、介護福祉関係の科目を設定している。生活科学系は衣生活関係、食生活関係、住生活関係の科目(介護福祉必修科目を含む)を設定している。これに卒業研究を加え構成している。
- (2) 介護福祉士養成関係科目は主に1年~2年次にわたって開講し、社会福祉士養成 関係科目は主に3年~4年次前期にかけて開講している。カリキュラム全体とし ては、具体的認識を基盤にして理論や制度の理解に進む順次性を持っている。
- (3) 介護の基本、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワーク演習・実習指導・実習などの科目は、学年進行に応じて系統的に設定され、社会福祉および介護福祉に関する専門的知識と技術を合理的に修得し、体系だった理解を構築することを目指している。
- (4) 社会福祉士および介護福祉士としての実践能力は、主としてソーシャルワーク実習や介護実習によって育成している。
- (5) 中学校・高等学校教諭(家庭)および特別支援学校教諭の免許状取得に必要な専 門科目は、専攻の専門科目として設定している。

建築デザイン専攻:

1) 人材養成上の目的

住生活のあり方および建築物の本質を探究し、専門知識と技術と実践力を有し、自然との共生可能な住環境を創造できる建築専門家を養成することが目的であり、一級建築士・二級建築士国家試験受験資格、インテリア設計士、福祉住環境コーディネーター、商業施設士、中学校・高等学校教諭(家庭)、高等学校教諭(工業)、特別支援学校

教諭の資格・免許状の取得が可能な教育課程となっている。

2) 教育課程の概要

- (1) 専門科目は3つの学系を有しながらも、技術の理論的支柱を重視して、特に生活科学系が中心となっている。生活学系は、家政学原論、生活経営学において家・住まいの本質にかかわる「住むこと」の人間学的意味を理解する。生活科学系には、衣生活・食生活関係科目、住生活・建築関係科目、環境関係科目を開設している。加えて職業指導科目がある。そして、獲得した知の総合と表現を目指して、卒業研究がある。
- (2) 住生活・建築関係科目の殆どが、学年進行と内容に応じて1年~4年次まで雁行 形態に編成しており、建築に関する専門的知識と技術を系統的に修得することが できる。このことにより、一級建築士・二級建築士・その他の建築関係資格の受 験資格を取得することが可能になっている。
- (3) 一級建築士および二級建築士に向けての実践力の育成は、1年~4年次までの建築設計製図において集中して行われる。3年次から、学生各自のオリジナル設計を創作する。
- (4) 建築士としての資質およびセンスの育成のために、授業の他に、著名な建築物の 視察、建築現場の視察・研修、高名な建築家による講演の聴講などを行っている。
- (5) 中学校・高等学校教諭(家庭)および高等学校教諭(工業)、特別支援学校教諭の 免許状取得に必要な専門科目は、専攻の専門科目として設定している。

食物栄養学科

食物栄養学科のカリキュラム・ポリシーは、「国民の健康づくりを支える食と健康の専門家として、高度の知識と実践的技能を修得した管理栄養士・栄養士を養成することを目標」としており、以下の6つの項目で構成されている(提出-8)。

- 1) 1 年次には食と栄養並びに人体に関する基礎的な専門科目を学修する。併行して共通基礎科目と自然科学系の専門基礎分野の科目を中心として学ぶ。
- 2) 2 年次には専門科目の中でも基礎的な内容が主となる専門基礎分野の科目を主体とし、実験や実習科目を多く学ぶ。
- 3) 3 年次には実習科目が多くなり、その仕上げとして管理栄養士・栄養教諭・食品衛生などの業務を実体験する学外実習を実施する。
- 4) 4 年次には食と健康に関する専門教育として、研究心をもって社会に貢献するよう 卒業研究に取り組む。そのほか、少数の専門科目、管理栄養士国家試験の準備を行う特別演習を履修する。
- 5) 本学科を卒業すると栄養士免許と共に、食品衛生管理者並びに食品衛生監視員の任用資格が付与される。さらに指定された単位を修得すると管理栄養士国家試験受験資格が得られる。
- 6) 教職課程の科目を履修すると、栄養教諭一種免許状が得られる。

年間取得できる単位数として CAP 制を導入している。学位授与方針(ディプロマ・ ポリシー)と教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の整合性を図り、 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を改編した。合わせて学位授与 方針(ディプロマ・ポリシー)を学生自身の習熟度をセルフチェックするために、ディ プロマ・ポリシーのルーブリックを作成した。習熟度を1年に1回定期的に見直して いる。また、栄養士実力認定試験や国家試験に関する模擬試験等の受験も奨励してお り、教育効果の評価、さらには教育方法の改善を図っている。選択科目であるが、各研 究室での活動を中心とした卒業研究、国家試験対策を主な目的とした特別演習がカリ キュラムに盛り込まれている。教育課程とは別枠で国家試験対策として夏期講座、冬 期講座等が開講されている。本学科の教育課程の定期的な見直しや課題について検討 する部署として、カリキュラム検討委員会があり、年 2~3 回定期的に開催している。 見直しにおいては専門職として社会のニーズに対応することを視野に入れ、教育課程 の編成を協議し、教務との連携を図っている。日本栄養改善学会が推奨する「管理栄養 士養成のための栄養学教育モデル・コアカリキュラム」と本学科のカリキュラムとの 連動についても検討している。CAP 制導入後は年間において履修できる単位数の上限を 設定しており、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について入学年度毎の単位 履修の手引きに明記し、学生に周知している(提出-8)。

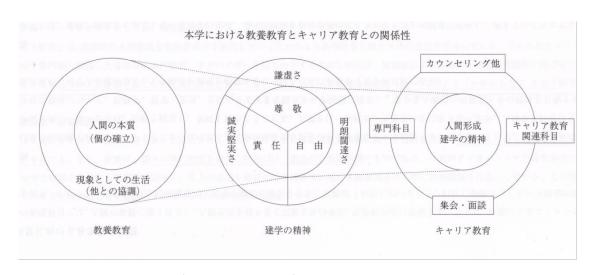
以上の「教育課程編成・実施の方針」を基に、大学各学科及び研究科では、授業科目 を編成している。各教員はシラバスに、学習成果、授業 内容、準備学習の内容、授業 時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書、オフィスタイム等を明示している。 また専門職としての経験のある教員において、シラバスに明記し、職業の状況等を踏 まえて授業科目の開発及び編成を行っている。このシラバスは、学生が履修登録時に 確認し、授業を受けることが可能である。教科は評価基準を厳守し学習成果に対応し た授業科目で編成しており、成績評価は学習成果の獲得を大学設置基準に基づくに則 り判定している(提出-8)。平成29(2017)年度より教務システムが、システムめば えに更新された。シラバスの検討は、教務委員会で行われている。各期の終了時期に実 施される学生による授業評価に、「シラバスは授業理解に役立ちましたか」、「授業の量 や質、速度は満足できるものでしたか」等の質問があることから、教員は、計画通りの 学習成果の達成が図られているか否かを確認し、反省材料として活用している。授業 評価の結果は、各学科の責任者である主任に伝えられ、必要がある際には、適宜教員へ の指導が行われる仕組みとなっている。この授業評価の活用は大学各学科及び研究科 の PDCA に記載されている。教員配置は、学則十二章第 42 条を基に定められた「教員 の資格基準」(平成20年4月1日施行)に則り、「教員の資格審査運営規則」(平成22 年4月1日施行)に従って厳正に行われている。関係法令の変更や学生の学習状況な どによるシラバスは大学ホームページで公開されるとともに、システムめばえで閲覧 でき、他の教員の担当する科目との相関について理解を深める体制ができている(提 出-21)。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。]

く現状>

本学は創立以来、建学の精神「尊敬・責任・自由」に基づき、教養教育とキャリア教育を重視し女性を対象とする高等教育を継続している。現在、生活科学科、食物栄養学科の二学科編成となっており、各学科とも専門教育の修得と卒業後の進路を見据えたキャリア教育の両方に力を入れて取り組んでいる。

本学における教養教育とキャリア教育との関係性については、新入生へ毎年配布する『単位履修の手引き』の下図に明示している(提出-8)。



「本学における教養教育とキャリア教育との関係性」(提出-8)。

◇本学の教養教育の特色と実施体制の確立については以下の通りである。

(1) 共通基礎科目の多彩な展開

生活科学科と食物栄養学科では、「共通基礎科目」を以下のように設置している。

「人間学系」7科目(令和5年度入学生から5科目から7科目へ増加)、必修科目「宗教学的人間論」「哲学的人間論」を含む)、「生活学系」5科目(令和7(2025)年度入学生から5科目とも選択科目とすることを令和6(2024)年度に決定した)、「生活科学系」4科目、「語学系」10科目(必修科目「国語表現法 I」を含む)、「健康学系」1科目、「キャリア系」3科目、「特別科目」として令和6(2024)年度入学生からは「学生生活と社会 I~ \mathbb{W} 」として8科目設置、各1単位とした(それ以前の入学生は「芸術鑑賞講座・教養講座 I~ \mathbb{W} 」4科目である)。なお令和2(2020)年度から「数理・データサイエンス基礎」を設置した(提出-8)。

これまでの「芸術鑑賞講座・教養講座 I・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は「学生生活と社会」に含まれることとなったが、感性を磨き豊かな人間性を育成し幅広い教養を身につけることを目標に据えている点は変わらない。

令和6年度は芸術鑑賞講座3回、教養講座3回であった。この鑑賞・聴講は必修でであり、鑑賞・聴講後には必ず感想文を提出しアドバイザーが確認の上で一週間以内

に教務部へ提出し、その後全感想文を講座責任者が読み確認印を押し後日返却している。芸術鑑賞講座・教養講座の企画については芸術鑑賞講座・教養講座委員会が適宜検討し実行している。

(2) 単位互換制度

郡山女子大学短期大学部をはじめ、放送大学(福島学習センター)、県内 15 大学・短大間での単位互換制度があり、そこで修得した単位は共通基礎科目の単位に換算される。

(3) アクティブ・ラーニング

学内2ヵ所(図書館3階・62年館2階)にラーニング・コモンズ室を設置し、平成27 (2015)年4月1日施行「郡山女子大学ラーニングコモンズ利用規程」により、「学士課程教育におけるアクティブ・ラーニングを推進」すること、教務部・管財部をはじめとする本学教職員と緊密な連携の上、図書館がこれを主管すると定めた。導入年には管財部による説明会が開催され、学園教育充実研究会によるアクティブ・ラーニング研修会も実施した(備付-36)。

(4) e ラーニングシステム「めばえドリル」「めばえドリル SPI」

基礎学力向上と就職試験対策を目的として、e ラーニングシステム「めばえドリル」を令和元(2019)年度に短大地域創成学科で試験的に導入、令和3(2021)年度には大学・短大に在籍する全学生の利用を開始した。「めばえドリル」は本学独自の名称であり、株式会社ラインズのリメディアル教育用 e ラーニング「ラインズドリル」(基礎学力の向上)及び、就職試験対策教材「ラインズ SPI」(SPI 試験対策講座)の両方を活用することが可能となっている(運用は IT 管理・運営委員会が担当、活用促進研修会は教養・キャリア教育委員会と就職部が共催)(備付-37)

(5) 図書館

図書館の蔵書は衣食住や福祉・教育の専門書のほか、美術、音楽、歴史等、幅広い分野の著作物を備えている。さらに歴代の教員が寄贈した書籍が多いのも本学図書館の特徴であり「宮沢賢治文庫」や、文庫・新書本の「石田宏寿文庫」、日本史の「竹川文庫」、中国思想の「秋月文庫」等がある。また、図書館長が古今の名著から選び抜き「今週の言葉」または「今月の言葉」として、図書館入り口や学内数カ所に掲示し定期的に入れ替えている。

(6) 生活文化博物館

図書館1階には「生活文化博物館」があり、旧「日本風俗美術館」を令和4(2022)年度から名称変更、令和5(2023)年10月4日に博物館登録を受け、令和6(2024)年5月に文化庁から JAPANMUSEUM のプレートを送られた。日本古代から江戸末期までの服飾史に関する展示、美術関係資料、生活文化資料等、日本文化に関連する資料を幅広く

展示している。本博物館は生活科学科の被服関係、地域創成学科の学芸員課程履修学生の実践的教育施設として、また学生・生徒・園児の教養教育の場として活用するとともに、一般公開も行い、令和6 (2024)年度の入館者数は 1100 名を越えた (2025 年 1 月末現在、1135 名)。

備付 - 38 案内リーフレット「生活文化博物館」(2023.10.4) 備付 - 39「郡山女子 大学生活文化博物館年報創刊号」(2025.3.31)

(7)スポーツ栄養研究所

令和5年4月にスポーツ栄養研究所を設立した。スポーツ栄養研究所は健康科学の一分野である「スポーツ栄養(学)」を学修・研究する機会を提供する場であると考えている。本学の「管理栄養士課程」の学生に健康維持におけるスポーツ(運動)と食事・栄養の重要性をより深く理解してもらうことを目的としている。

(8) 展示教育

創立者の考えに基づき、記念講堂入口や廊下、ネーチャードーム等の様々な場所に 絵画や彫刻等が展示されており、感性を磨き創造性を養う教育の一環を担っている。

ネーチャードームは、創立者が学生の思索の場として創学館の南端に建てた円塔であり、五層の吹き抜けとなっている内部には内壁に沿った螺旋回廊をギャラリーとして活用されている。天井中央から設置された「フーコー振り子」から自然の摂理を学ぶことができ外壁には「自然を凝視めて師としよう」という創立者の座右の銘が掲げられている。

(9) 環境問題への取り組み・学生へのエコ教育

教養教育の一つとして環境教育にも力を入れている。本学では長年に渡り風力発電や太陽光発電に取り組み、全学でエコ活動を積極的に実施しており、平成 16(2004)年から環境省のエコアクション 21 に認定されている(登録番号 0000091、2025. 3. 23 まで有効)。令和元(2019)年まで管財部主体で eco 検定(東京商工会議所)対策講座を実施したが、令和 2(2020)年以降は新型コロナウイルスの影響により中止した。

一方、東日本大震災以降、津波で流出した森林面積を取り戻すため、平成 28(2016)年から日本環境協会が主体となって開始した活動「ドングリプロジェクト(福島ふれあいの森)」を令和 3 (2021)年度から本学がメインになり実施している(環境委員会・ナチュラルライフスタイル部学生と教員)。活動内容はドングリの木の裾枝払い等であり令和 5(2023)年度も実施した。その他、令和 5(2023)年度、令和 6(2024)年度は、ふくしま SDGs プラットフォーム(福島県)でのブース出展や、郡山市熱海町に所有する教育林・石筵開成の杜で自然観察会を実施、間伐材からコースターを作るなどした。(備付-40)

(10) 国際交流

平成7(1995)年に姉妹校の締結をしたハワイ大学コミュニティーカレッジとは、元

総長の津野田・ジョイス・幸子氏の講演(平成 25 (2013) 年)等、交流を続けている。 平成 26 (2014) 年の夏には「グローバル・レディ育成研修ツアーin ハワイ」を実施し、 7 名の学生がマウイ島でのホームステイと、ハワイ大学カピオラニコミュニティカレッジでの語学研修を受講した。この企画は生涯学習・国際交流委員会が中心になり継続実施に向けて全学に呼びかけ、平成 28 (2016) 年度~平成 30 (2018) 年度まで実施した。令和元 (2019) 年度は自然災害等の影響が重なり実施できず、令和 2 (2020) 年度~令和 5 (2023) 年度はコロナ禍のため実施を見送った(備付-41)。

(11) 国際交流語学講座

国際交流語学講座は、平成 14 (2002) 年度前期より「国際交流特別講座」として学生だけではなく地域の方々にも向けて国際交流推進委員会が開講を進めた。当初は、英語・中国語・日本語講座を専門の教員が担当し、後には韓国語講座を開講するなど時代のニーズに応じた講座を開講している。現在では、「国際交流語学講座」と名称を変え、生涯学習・国際交流委員会が中心となって、英語(初級・中級)・中国語を開講している。平成 30 (2018) 年度は前期 20 人、後期 18 人が受講、令和元 (2019) 年度は前期 31 人、後期 29 人が受講した。令和 2 (2020) 年度~令和 5 (2023) 年度はコロナ感染防止の観点から講座を開講できなかった。令和 5 (2023) 年度は小規模開催、令和 6 (2024) 年度は通常開催した。

(12) 地域連携活動による教育

県内本宮市、葛尾村、小野町、古殿町、鏡石町等において高齢者福祉、六次化商品の開発、地域産業の振興、高齢者を対象とする食事と栄養に関する調査などに取り組んでいる。

◇教養教育と専門教育との関連の明確性については以下の通りである。

(1) 『単位履修の手引き』への記載

毎年新入生へ配布し各学科において詳細にカリキュラム説明を行う際に用いる『単位履修の手引き』に明記している(提出-2)。

教養教育の一部として、共通基礎科目が設定されている。共通基礎科目は、建学の精神と結びつき、人間の本質について深く考察する力を育む人間学系科目、社会構造や諸課題を学ぶ生活学系科目、自然科学的な立場から生活を考察する生活科学系科目が並び、それに語学系、健康学系、キャリア系の科目と特別科目の7領域が配置されていることを説明している。

この共通基礎科目の開講期は、1年次22科目、2年次5科目、3年次4科目、4年次特別科目が1科目であり、早い年次に基礎科目として学びそれを土台として専門科目を学ぶ構成となっている。

各科の教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)でも教養教育と専門教育の関連を明確に記述している。生活科学科では「(1)専門教育と共通基礎科目について」で「人間学系、生活学系、生活科学系という 3 学系を設け、それぞれの専門科目群を総合的

かつ体系的に編成」しており、「教養教育を重視し、人間学系、生活学系、生活科学系の3学系を、人文、社会、自然の3分野に対応させています。それゆえ、2専攻の専門科目は専門教育でありながらも、そのベースには、教養教育を内在しています」と明記している。また、食物栄養学科ではカリキュラム・ポリシーの中で、「1年次には食と栄養並びに人体に関する基礎的な専門科目を学修します。併行して共通基礎科目と自然科学系の専門基礎分野の科目を中心として学びます」と位置付け明記している(提出-2)。

◇教養教育の効果を測定・評価し、改善への取り組みについては以下の通りである。 (1)授業評価アンケートの実施

共通基礎科目も専門科目と同様に授業評価アンケートを行い(芸術鑑賞講座・教養講座 $I \sim IV$ を除く)、その結果を各教員がデータで受け取り、各自ダウンロードして保管し、年度末に教員全員が提出する「ティーチング・ポートフォリオ」作成時に授業評価アンケート結果や改善策について記載する。次年度の授業シラバス作成時には、前年度の反省を反映させ授業内容改善に努めている。

(2)芸術鑑賞講座・教養講座の感想文用紙への評価アンケート欄の設定

鑑賞・聴講後に感想文を提出することになっている。この際に用いる感想文用紙の下部に評価欄を設けている。「良かった・普通・良くなかった」の中から1つを選択し、理由や意見を書く自由記述欄がある。その結果をアドバイザーが確認し表紙に集計結果を記し、一週間以内に教務部へ提出している。その後全感想文の内容と集計結果を講座責任者が読み、学生の評価結果を受け、次回以降の芸術鑑賞講座・教養講座の企画へ生かすように努め、改善に取り組んでいる。

[区分 基準 II-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー) を明確に示している。]

く現状>

各学科の学習成果に対応した「入学者受け入れの方針」は、専門性に照らして目指すべき社会人像としての「卒業認定・学位授与の方針」に対応して明確に示している。『入学者選抜実施要項』に「入学者受け入れの方針」を明記し、求める学習の成果について記載している。入学者選抜に当たっては、この方針に対応して、高大接続改革で示された「学力の3要素」(1.知識・技能、2.思考力・判断力・表現力、3.主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)の伸長を図るため、多面的・総合的に評価する入試種別として「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」「大学入学共通テスト利用選抜」を実施している。入学後の円滑な学びへと繋げるため、学校推薦型選抜の出願時の基礎学力保有について評定平均値3.5以上とし、主体的な学びによる学力伸長も考慮して各学科の指定教科による出願も導入した。実施に当たっては、アドミッション・オフィスを整備し、適正に行っている。要項には授業料やその他諸経費を記載

し、特待生制度を入試の成績によって判定される特別特待生と特待生にし、学ぶ意欲のある学生を支援している。「入学者受け入れ方針」は本学ホームページ、『入学者選抜実施要項』等に掲載し、学内外に明確に示している。(提出-2)(提出-3)

[区分 基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。] <現状>

大学院及び各学科の授与する学位分野ごとの学習成果の明確さについては令和元 (2019)年度入学生より導入された進級の要件及び「学習成果評価方針」に示される。 進級の要件は、『単位履修の手引き』で学生に周知されている。以下のように、各学科の学習成果は、一定期間で獲得可能なものとして設定されている。

大学院

大学院の学習成果は、研究結果である。この成果を明確にするため、大学院修了前の修士論文及び博士論文の、中間発表会及び最終発表会を行っている。また成果物として、修士論文、博士論文を提出することにより、学習成果を明確にしている。

生活科学科

ディプロマ・ポリシーで示した獲得すべき知識能力は授業を受け単位取得することで得られるように、カリキュラムが構成されている。このためシラバスにディプロマ・ポリシーとの関係および科目の位置づけを記すことで、学習成果として得られる内容を明確にしている。

各授業の成績評定の方法は、シラバスにて明示している。さらに履修及び単位認定 については、「郡山女子大学履修規程」によって厳正に実施している。

生活科学科では、進級制度を平成28(2016)年度入学生より実施をし、2年次から3年次への進級要件として、GPA1.6以上(令和3(2021)年度改定)と指定科目の単位修得とすることとしている。指定科目について社会福祉専攻は、専門科目36単位以上取得、社会福祉原論、介護福祉概論、ソーシャルワークの基盤と専門職、建築デザイン専攻は、専門科目36単位以上取得、建築設計製図 I・IIの単位取得としている。修了・卒業の認定については、共通基礎科目24単位以上(令和3(2021)年度改定)、専門科目88単位以上、計124単位以上を修得しなければならないとしている。またCAP制度では、年間に履修できる単位の上限は、58単位の範囲内と定めている。ただし、年間30週に渡る学期の期間外に実施される授業は、この制限の対象外とする。また、前年度成績優秀者(GPA2.5以上)には60単位を超えない範囲で修得できるとしている。なお、これらについては、新年度オリエンテーションで説明している。

食物栄養学科

令和元(2019)年度より導入された 「学習成果評価方針」において在学生のアセスメントでは GPA、ディプロマ・ポリシーのルーブリック (DP ルーブリック)、単位修得状況、進級率、授業・学習状況に関するアンケート等などの具体的な指標を定めてお

り、測定可能となっている(提出-10)。

科目ごとの学習成果は、主として成績評価に明確に示される。教員は、達成可能なものとして、シラバスに授業の目標を明記し、100点法による評価基準を示し、測定可能な成績評価を徹底して行っている。また、教員によるシラバスチェックの機会は、単位認定の適切化を各自確認する機会にもなっている。各学科の特性を表す各種資格等の課程は、地域でのフィールド・ワークや実習の実施機会を積極的に推進させ、学生の就職先の職種へと繋がっている。

学習成果については、DPルーブリックにより学年ごとの到達目標が明記されており、 セルフチェックをすることで具体的な達成度を自覚できる。DPルーブリックの評価は 年度当初に各学年で実施している。

また、社会的な評価を自覚できるような取り組みとして、地域連携協定事業の一環で 授業内に作成した優秀作品の販売化や、各種コンテストの優秀な成果をホームページ で公開するなど視覚化している。

3 年次に栄養士実力認定試験を受けるよう促し、成績の芳しくなかった学生に対して個別指導を行い、学びが確実に自らの力になるようにしている。

[区分 基準 II -A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを持っている。]

く現状>

大学では教育課程を、「共通基礎科目」と「専門科目」で構成している。共通基礎科目は、人間学系、生活学系、生活科学系、語学系、健康学系、キャリア系、特別科目(芸術鑑賞講座・教養講座)の7つの学系に分かれた科目群からなり、『単位履修の手引き』をとおして学生に周知している。大学各学科は、この共通基礎科目と専門科目の他、各種資格等を得るための科目を編成している。平成26(2014)年度よりCAP制度を導入し、年間取得単位数上限を54単位とすることとなった。ただ教職課程では単位数が多いことから、令和元(2019)年度入学生から、58単位を上限とすることになった。更に、大学各学科共通の「学習成果評価方針」の導入が始まった。

「学習成果評価方針」は、下記のとおりである。

| | 入学前・入学生 | 在学生 | 卒業生 |
|---------------------|---|--|---|
| 大学全体の指標 (機関レベル) | ・入学試験 ・学生調査 ・調査書等の記載内容 ・新入生オリエンテーションアンケート調査 | ・学生生活アンケート調査 ・休学率 ・退学率 | ・学位授与数・卒業率・就職率・進学率・卒業時アンケート調査・就職先アンケート調査 |
| 学部等の指標 (教育課程レベル) | ・入学試験状況 ・新入生オリエンテーションアンケート調査 ・面接、志願理由書内容 | | ・GPA ・DP ルーブリック ・国家試験合格率 ・教員採用合格率 ・資格・免許取得率 |
| 科目の指標 (科目レベル) | • 入学試験 | ・成績評価(シラバス記載成績 評価方法、ルーブリック) ・履修放棄率 ・授業評価アンケート | • 専門就職率 |

| 学科 | 進級の要件 | | | | |
|---------|------------|---------------------------|--|--|--|
| 学 科 | GPAによる基準 | 最低修得科目 | | | |
| 生活科学科 | GPA1.6以上 | 専門科目 36 単位以上、社会福祉専攻指定科目「社 | | | |
| | | 会福祉原論」「介護福祉概論」「ソーシャルワークの | | | |
| | | 基礎と専門職」、建築デザイン専攻指定科目「建築 | | | |
| | | 設計製図Ⅰ・Ⅱ」の単位取得済み | | | |
| 食物栄養学科 | 2.0 程度(又は平 | 習得単位 65 以上 | | | |
| | 均点 73 点以上) | | | | |

学習成果の獲得状況については、教授会において示される卒業認定会議における資料がある。そこには、学生の在籍状況、卒業要件取得者の成績状況の分布、免許状・免許証・資格等の取得見込み数の分布、そして、各科及び専攻科の個々の学生の単位取得数、成績評価の平均点、総合GPA値、資格取得について明示される。

これらの結果は、学習成果の獲得状況の検討における基礎データとなっている。個々の学生の学習成果の獲得状況については、アドバイザーが支援・指導を行っていく中で把握している。学生生活部による各種のアンケートは公開され、毎年検討されている。また、めばえシステムにおいては、学生の授業の出席率や成績等が集積されており、学生のポートフォリオとしての活用が可能である。各科においては、ルーブリックを作成し活用しつつある。大学院、各学科については、以下のとおりである。

大学院

大学院では、大学院生が修士論文あるいは博士論文を提出する。論文審査の過程を 通して、学習成果の獲得状況を測定している。

生活科学科

生活科学科では、以下の項目に基づいた観点から学習成果を評価している。

- 1. 授業外学修時間の確保について、各授業において一定の課題を課すことで授業外の学修時間を確保し、知的能力の向上を確認している。
- 2. 専門科目の授業においても、教養教育の理念・目標をふまえながら人文・社会・自然の3分野の視点を含めた授業を展開し、広領域での課題探求能力を育成し卒業研究等への取り組みに結びつけている。
- 3. アクティブ・ラーニングの採用について、双方向型授業としてグループワークやプレゼンテーションなどを取り入れている。問題解決型授業として課題を課し、学生が調査・研究して解決策を探る授業を行うことで学生の学習成果を評価している。これらは、教育の質の保証を達成するための方策の一つとして学科の各授業の特性に応じて採用、実践するよう進めている。
- 4. アクティブ・ラーニングの実践の場として学園恒例の秋の「もみじ会」において、2 専攻 (3 コース制含む、以下同じ) それぞれのテーマに則して、研究結果を展示・発表し、地域に公開することで、地域の生活の向上に有益な情報を提供することをねらいとして実施している。学科全体としての統一テーマ案と各専攻のテーマ案をもみじ会担当学年である 3 年生全員で作成している。これらの案は学科会議で報告され、承認を受けて決定となる。研究の取り組みである、文献調査、アンケート調査、設計、模型作成なども、各専攻のもみじ会担当教員の助言、指導を受けて、3年生が中心となり、2年生と1年生が協力する形で行われる。研究結果パネルや模型などの展示、体験コーナーの設置や参観者への説明、応対もすべて学生が行っている。学生が自ら主体的に、あるいは学生同士で協力しながら学ぶ指導法、学習法がアクティブ・ラーニングの学習成果として評価されるものである。
- 5.3~4年生の必修科目である卒業研究において、2年間、教員は個別に研究指導を 行っている。指導を通して、学生の専門的知識と技術の向上、研究の進め方とまと め方の修得、分析力・論理的思考力・問題解決能力の育成などを図る。研究成果は 4年生時に、講演要旨集としてまとめ発行し2専攻合同の卒業研究発表会において 発表している。この発表と提出された卒業論文について学習成果を評価している。

専攻毎として、社会福祉専攻では社会福祉士の合格者を出すことをねらいとして、 週1コマの対策講座を実施している。また、2年生、3年生を対象に国家試験で頻出す る専門用語の理解を促すために、関連科目の授業で過去問の解説を実施している。こ れらの学習成果を評価するため、3年次と4年次に社会福祉士全国統一模擬試験を実

施している。また、介護福祉士については、4年生次に介護福祉士卒業時共通試験を実施している。さらに、各種実習の実践的評価として「本宮市高齢者いきいき交流事業」に参加し、地域社会の高齢者との交流を通して、高齢者の心身の健康に貢献している。同時に学生の福祉の心を育成することを目的として、レクリエーション活動、日常動作を維持させる生活リハビリ運動等を実施している。

建築デザイン専攻では、二級建築士合格者を輩出するために、3年生、4年生を対象に、二級建築士学科模擬試験を実施している。また、2年生、4年生を対象に二級建築士製図模擬試験を実施している。さらに、3年生、4年生対象に二級建築士試験対策特別講座を実施し、学習成果を確認している。また、一級建築士の合格をめざして、2年生を対象に、一級建築士製図模擬試験を実施し、建築士法制度改定に伴い令和4(2022)年度からは4年生対象に一級建築士試験対策特別講座を実施した。他に3年生、4年生を対象に商業施設士補資格並びに商業施設士資格を取得するための講習会を実施し、その成果としてこれまで12年間連続で受験者全員が資格を取得している。また、建築士としての資質及び専門性を高めるために、建設現場見学と建築物見学会を実施し、その学習成果は建築設計製図の課題を通して評価している。さらに、在学生を対象に高名な建築家や技術者、卒業生による講演会を実施し、受講後のレポート提出により評価している。

食物栄養学科

CAP 制度の導入・活用により学修時間を確実に確保することができた。GPA 制度を学年進行で導入し、これによって評価の更なる適正化と単位の実質化が図られている。進級要件、管理栄養士課程履修要件、卒業要件を充たすため、一度単位の認定を受けた科目をその学修達成度(GPA)を更に向上させるべく「再履修希望制度」を利用する学生も増える現状を鑑み、令和 4(2022)年度より CAP を 54 単位から 58 単位に引き上げた。GPA 制度の活用方法については、学科特性に応じて細則が決定され、各年度の「単位履修の手引き」に掲載されているとともに、年度当初の新入生及び在学生オリエンテーションで学生に周知・理解の徹底が図られている。

食物栄養学科では「食と健康のスペシャリストとして人々の健康を食から支える管理栄養士、栄養教諭、食品衛生監視員、食品衛生管理者を養成する」という目標のもとに健康と生活の向上に貢献する人材育成に努めている。本学科の大きな特徴として管理栄養士国家試験の受験資格及び栄養教諭一種免許が取得できることが挙げられる。後者については、教職課程推進室の項で詳述する。

学習成果の測定方法として、GPA を利用している。他の測定方法として、全国栄養士養成施設協会主催栄養士実力認定試験の判定分布(5年末)を用いている。卒業時の学習成果は管理栄養士免許および栄養教諭一種免許の取得状況を活用して測定している。またに学習成果の測定のための外部指標として、栄養士実力認定試験結果と管理栄養士国家試験結果を用いている。各学年末の GPA の分布(表 各学年の GPA 分布)、栄養士実力認定試験の状況、管理栄養士国家試験の状況を以下に示す。

表 各学年の GPA 分布

| | 1.0 未満 | 2.0 未満 | 3.0 未満 | 4.0以下 | 合計 |
|-------------|--------|--------|--------|-------|----|
| 2024年度1年 | | 1 | 11 | 35 | 47 |
| 2024 年度 2 年 | | 3 | 35 | 23 | 61 |
| 2024 年度 3 年 | | 2 | 32 | 33 | 67 |
| 2024 年度 4 年 | | 2 | 46 | 33 | 81 |

令和7年3月19日現在

表 栄養士実力認定試験の状況

| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|---------|
| A判定 | 50 人 | 46 人 | 57 人 | 64 人 | 62 人 |
| | (71. 4%) | (80. 7%) | (90. 5%) | (88. 9%) | (87.3%) |
| B判定 | 18 人 | 10 人 | 6 人 | 8 人 | 9 人 |
| | (25. 7%) | (17. 5%) | (9.5%) | (11. 1%) | (12.7%) |
| C判定 | 2 人 | 1 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | (2.9%) | (1.8%) | (0%) | (0%) | (0%) |

令和7年2月20日現在

表管理栄養士国家試験の状況

| | 項目 | 卒業年度 | | | | | | |
|-------|---------|--------------|-------|-------------|-------|-------|-------|--|
| 資格 | | 令和元 | 令和 2 | 令和3 | 令和4 | 令和 5 | 令和6 | |
| | | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | |
| | 合格者数 | 55 | 38 | 54 | 46 | 39 | 42 | |
| 管理栄養士 | (受験者数) | 79 | 53 | 67 | 61 | 57 | 72 | |
| | 合格率 (%) | 69.6 | 71. 7 | 80.6 | 75. 4 | 68. 4 | 58. 3 | |
| | 全国合格率 | 92. 4 | 91. 3 | 92. 9 | 87. 2 | 80. 4 | 80. 1 | |
| | (新卒)(%) | <i>34.</i> 4 | 91. 0 | <i>32.9</i> | 01.2 | 00.4 | 00.1 | |

*令和7年4月4日現在

特に卒業時における教育目標の達成度の指標として、管理栄養士国家試験の合格 率を食物栄養学科では重視している。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。] 〈現状〉

卒業生の進路先からの評価を聴取することに努め、取組みを実行している。

前年度の卒業生が就職した就職先にアフターケアとして 5 月~11 月までに訪問して、就職先からの状況を聴取している。アフターケアは毎年、就職部・各科就職委員・各科アドバイザーの体制で行ない、令和 6 (2024) 年度のアフターケアは 54 件 (大学 12 件・就職部 10 件) の就職先企業を訪問している。時間的に可能であれば、卒業生とも面談を行なっている。採用の御礼や求人依頼も含め卒業生の勤務状況、大学での学習成果、事業所で求める人物や職場での評価を直接聴き、学生の学習、就職指導の参考にしている。職場開拓の際に求人状況についても情報収集を行い、就職先との信頼関係を築きながら状況把握を行っている。これらは「アフターケア事業所訪問報告書」)にまとめ、就職委員会で報告し、就職指導及び各科の授業の中にフィードバックして改善に役立てている。令和 6 (2024) 年度の職場開拓は、24 件になっている (備付-42)。

また、「就職先からの卒業生に対する評価アンケート」も企業に依頼し、正社員として就職した卒業生を対象に毎年調査を実施している。令和 6 (2024) 年度は 80 件発送し、対象となる 61 名分の回答を得た。回収率は 80.3%で昨年よりも 0.7%上がっている。その結果を就職委員会・教授会で報告し、学内のグループウエア上、ホームページでも掲載して卒業生の実態把握に努めている(備付-43)。学生指導でも教職員で情報を共有して改善策を検討している。令和 6 (2024) 年度の「就職先からの卒業生に対する評価アンケート」から主体性は昨年と比較して 20.1 下がり、50.8%になっている。それ以外の・コミュニケーション力・行動力・マナー・礼儀、・判断力・協調性については評価が改善している。継続して情報収集しながら各学科就職委員・アドバイザーと連携して対策を検討している。

マナー・礼儀対策として、令和 2(2020)年度には教職員にマナーの本を配付し、全学で指導を行う事も実施している。主体性について話し合いを行い、このアンケート結果を見て考える学科や、高めることなども検討された。学生も変化しており、状況に合わせた対策を考え、各講座セミナー講師や各科就職委員会にも依頼して改善に努めている。毎年行っているキャリアアップセミナー(16 コマ)では、学生の状況をみて、自己分析や自己 PR 等本学の学生の弱点を克服するために、令和 6(2024)年度は 6 コマ追加して 22 コマ実施した。令和 6(2024)年度は 2 月 21 日に模擬面接で集団面接を実施して支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

各学科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の明確さに関する課題は以下の通りである。

生活科学科

学年末に、各学年での達成度評価等を実施し、学生の学習意識向上を図ってきたが 前期終了時においても実施する必要がある。

食物栄養学科

各方針とその課題について

「学位授与の方針」は、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」、「学習成果評価方針」の一環にある。そのため一部分の改正を行うときには、大学及び研究科でそれぞれの検討が必要となるが、定期的な点検を行うことの定着が課題である。学生に対しては、オリエンテーションを通して周知をしているものの、学生自身が自覚をして授業を受けているか否かの確認はしていない。文言をより簡潔にし、学生にとってよりわかりやすいものにしていく必要がある。

「教育課程編成・実施の方針」は、教育目的に基づいた「学位授与の方針」や「入学者受け入れの方針」との関係性において成立する。これらの方針の他に「学習成果評価方針」の導入が始まった。「学習成果評価方針」は、上記3つの方針とともに検討する必要がある。令和2(2020)年度から科目のナンバリングを導入した。教育課程の体系化について、PDCAサイクルによる教育目標の定期的点検と関連させた検討を図っていく必要がある。

生活科学科

単位履修の説明時にシラバスと共にカリキュラム・マップについても学生の認識を 高めていく必要がある。

食物栄養学科

食物栄養学科のディプロマ・ポリシーについて、ルーブリックを用いて年に1回年度初めに各学年一斉にルーブリック表を配布することで、セルフチェックを行っている。しかし、この評価をどう学習に活かすかの仕組みづくりが脆弱であり検討する必要がある。管理栄養士はじめ各種資格の国際性についても、具体的に学生がイメージできるように伝え、視野を広げること等が課題であった。国際化を図るため、令和5年(2023年)9月よりインドネシアのデポネゴロ大学とMemorandum of Understanding (MOU)を締結し、学部生3名がデポネゴロ大学医学部で開催する2週間のサマーコースを受講し、令和6年度も継続して2名がスカラシップの対象として参加した。また、令和6年度に新たにハワイ大学ヒロ校の日本研究学科の協賛により短期留学が開始され、3名の学生が参加した。その内容をホームページやSNSで紹介することで学生にメディカルスタッフとしての管理栄養士の国際的な活躍をイメージさせることに貢献した。

「入学者受け入れの方針」に合致した入学者を期待することから、受験を希望する高校生がこの方針を充分理解できるように、表現を定期的に検討していく必要がある。 高大接続対応により、入学者選抜での提出書類も多く、「活動報告書」へ記載できる内容については毎年見直しをして柔軟な検討が、引き続き必要である。

学習成果の明確さに関する、大学院及び食物栄養学科の課題については以下の通りである。

大学院

大学院生の発表会を一般公開にすることを検討中である。

食物栄養学科

学習成果は学習意欲に左右される。令和 2 (2020) 年度卒業生に実施した国家試験合格率との関係についてのアンケート結果では、国家試験合格率は管理栄養士の資格が大切であると思うものの方がそうでないと思う者より、高い傾向(フィッシャーの正確確率検定 n=57、p=0.059) にあった。やる気スイッチが早く入ることで、国家試験の勉強に取り組む姿勢が変わる。そのためには、学習成果をチェックする機能と同時に、初年度から管理栄養士の資格への意識を高めるような入学後の導入教育を充実させる必要がある。

学習成果の査定については次の通りである。大学各学科及び研究科において、学習成果の査定は明確である。単位の実質化を保証するための CAP 制度は平成 26 (2014) 年度に導入され毎年検討を重ねてきた。そして、「学修成果評価方針」「進級要件」が定められ、運用が始まり、これまで課題であった学習成果の査定の仕方の検討が進んだ。 学生は毎年異なるので、定期的な点検を図る必要がある。

生活科学科

専攻間並びに授業科目間の統一的評価基準の再検討が必要であると思われる。

食物栄養学科

留年制を導入後、留年制の学習意欲やモチベーションの維持に関する指導が課題である。

栄養士実力認定試験では、C判定は「栄養士としての知識・技能が不十分で、さらに研鑽を必要とする者」とされており、C判定者が生じることは栄養士養成施設としての課題である。管理栄養士国家試験対策として、3年後期から特別演習 I~Ⅲの演習授業を開講し、課外で冬期講習、直前講習と 7回の模擬試験を実施した。国家試験の結果は、過去 6年間では表の如く 6~8割台の合格率であり、9割程度の全国の管理栄養士養成施設の新卒者合格率に達していない。対策講座や模擬試験を欠席する学生もおり、特に GPA や栄養士実力認定試験の成績不良者への対応が課題である。毎年学生は異なるので、学生の状況を踏まえた上で、蓄積されているデータを活かして、定期的に検討する必要がある。

「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」の関連性を考慮した定期的な点検の体制は整ってきている。単位の実質化を保障する CAP 制度や GPA 制度も、平成 26 (2014) 年度から導入し、各期の確認を行いながら適切性をより高めるべく検討を重ね、活用が定着してきた。教養教育と専門教育との関連及び教養教育の効果の測定の検討が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

本学の校舎に見られる鏡や芸術作品は、学習環境の一部となっている。廊下にある大きな姿見は、己の姿をうつし、常に身だしなみを整えることができるようになっている。また、絵画や彫刻、書の作品は、特別なものとしてではなく、芸術作品に身近に触れられ、心を落ち着けられるものとなっている。これらの芸術作品を授業で活用している科目もある。破損もなく、人間としての教育を大切にした環境づくりの一環にある。令和3(2021)年度以降は、保護者の参観の下、卒業式を行うことができた。呼名への返事、歌を歌うことはできなかったが、自身の成長やこれまで支えてくれた家族や学校関係者への感謝の意味を自覚した式となった。新型コロナウイルス感染を含めた自然災害が多発している現在において、教育の質はいかなるものか、改めて問われよう。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

1『for the Students』大学案内 2024」 2「2024 年度入学者選抜実施要項」 19「授業評価アンケート実施規程」 22「学園教育充実研究会規程」 23『学生生活の手引き』 24「委員会規定」(合本) 25「アドバイザーの手引き」 26「学生生活の手引き」

備付資料

44「シラバスチェックリスト」 45「授業評価アンケート」 46「授業に関する聞き取り記録」 47『教員・職員(FD・SD)活動報告書』 48 キャリア教育基本方針案49 事務局 SD 研修会参加記録一覧 50 新任者研修資料 51 新入生学内外オリエンテーション 52 追加資料「令和 5 (2023)年度 第 1 回運営委員会会議録および会議資料」28 頁 53 卒業研究特例貸出申込書 54 全国大会ビブリオバトル関係資料「2017」 55 追加資料「2023」 56 追加資料「令和 5 (2023)年度 第 1 回・第 2 回運営委員会会議録および会議資料」 57 システムめばえ操作マニュアル 58 オンライン授業マニュアル 59 グループウエア利用方法 60 学内 LAN の敷設状況 075 61「新入生学内・学外オリエンテーション資料」 62「令和 4 年度秋の新入生オリエンテーション実施要項」 63「令和 4 年度在学生オリエンテーション日程」 64 (オリエンテーション実施内容報告書) 65「令和 4 年度新入生オリエンテーション調査集計結果」 66 郡山女子大学・短期大学部ラインズドリルの特長、チラシ「めばえドリルで基礎学力を磨こう」「e ラーニング教材めばえドリル 3 SPI」 67「令和 4 (2022)年度発行 大学図書館メールマガジン一覧」 68 学園報『開成の杜』、各号

8 頁「B00K 郡山女子大学文学図書館」第 19 回~第 21 回 69「令和 4(2022)年度紹介図書一覧 学園報『開成の杜』掲載新着図書コーナー「B00K 新しい本が届きました 郡山女子大学図書館」第 19 回~第 21 回 70 学内グループウエア該当箇所「学生生活部(公開)/学生生活委員会報告」 71「安全情報」 72「障がい学生支援研修会資料「大学における合理的配慮-事例を中心に-」栗山信夫氏 73

「リーダー日誌」 74 回覧板「能登半島豪雨災害に対する義援金について」 75「もみじ会実施報告書」 76 フードドライブ(古着回収)の提供に関する資料 77 令和7 年 4 月委員会報告 78 学内ブログ記事、6 月委員会報告 79 学内ブログ記事 (11 月委員会報告)80 めばえ配信文 81 キャリアアップセミナー 82 相談室だより・秋号) 83「ストップ! ハラスメント!基本編」「ストップ! ハラスメント!教職員編」 84「学生生活アンケート調査」 85 就職ガイダンス 86 キャリアアップセミナー 87「就職状況報告」 88「就職登録カード」 89「インターンシップ報告会」90 職種別就職状況・進学状況

[区分 基準 II-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。] <現状>

【教員の役割】

本学の教員は、学科・専攻の特徴に合わせて多様な学習成果の獲得に向けて真摯に責任を果たしている。教育課程と「卒業認定・学位授与の方針」の関係を分かりやすく学生、学外に伝えるために、平成 27 (2015) 年度にカリキュラム・マップを全学科で策定し、ホームページに掲載したが、これに合わせて各学科ではシラバスの確認や学科会議等を行い、「卒業認定・学位授与の方針」と、各科目の成績基準の対応を図った。こうした過程を経て、前述したように(Π -A-2・6・7)、シラバスの記載については教務部・教務委員会を通じて専任教員だけでなく、非常勤教員にも一定のレベルの意識共有が得られており、ここに記載された成績評価基準を遵守して学生の学習成果の獲得が適正に評価されている(備付・44 シラバスチェックリスト)。

学習成果の状況把握に関しては、アドバイザーを中心に対応している。本学では 10~30数人のクラスに 1~2人のアドバイザーが付き、学生の学習面・生活面をきめ細かく把握している。学生の成績に関しては、学期の成績発表ごとに、アドバイザーが全学生の成績を確認の上、成績配布を行い、課題のある学生に対しては、面談を通し指導を行っている。さらにこれらの情報を主任が把握し、学科会議等で問題共有に努めている。

学生の学習成果の獲得には、教員の授業の質の向上と学習への取組みに対する教員と学生の相互理解が重要であり、その意味で教員側から学生への情報発信として、まずシラバスを重視していることは上述した。加えて本学では授業評価アンケートを平成18 (2006) 年度から各教員1科目という形態で開始し、平成22 (2010) 年度からはこれを全科目・各学期実施へと拡大した。各教員の授業評価の結果は3ヶ月以内に本人にフィードバックされており、平成25 (2013) 年度より各学科主任へも学科教員の結果がフィードバックされている。授業評価の結果の利用に関しては、各学科の特性

に合わせて取組みがされている。ほとんどの学科では、授業評価の結果返却時に学科会議で協議を行うことで授業改善を促している。現在はオンラインによる授業評価アンケートを実施し、学生、各教員へのフィードバックを図っている(備付 - 45 規程集授業評価アンケート、提出 - 21 シラバス)。授業評価アンケートの集計結果をもとに、各学科の学生が参画する FD 活動を実施し、報告書を各学科主任へフィードバックし、更なる教員の授業改善へ役立てている(備付 - 46「授業に関する聞き取り記録」)。

令和 6(2024)年度の全授業公開については、前期は 6 月 17 日~7 月 5 日、後期は 11 月 25 日~12 月 13 日のそれぞれ 3 週間実施し、教員間の教育力向上を図った。(提出-19 規程集 授業評価アンケート実施規程、提出-22 規程集 学園教育充実研究会規程、備付 - 45 学生による授業評価アンケート、備付 - 46 授業に関する聞き取り記録、備付 - 47 教員・職員 (FD・SD) 活動報告書)

授業内容の調整に関しては、全学科が学科会議等で情報共有し、内容の調整を図っている。また「キャリアデザインI」のような複数の教員が担当する全学的な授業では、教養・キャリア教育委員会の担当者がまとめ役となって円滑な授業運営と改善に取り組んでいる。さらに、資格課程を有する学科では、国の法規や資格の認定団体が定めた基準に準拠した内容としたり、指定の教科書を使用したりして担当教員間での授業内容の調整を図っている。加えて、学科主任がシラバスを閲覧して内容の調整を行う取組みも進みつつある。

教育目的の達成状況については、各学科の特性に合わせた指標により、きめ細かく 把握に努めている。就職実績は、全ての学科で重要な指標であり、就職委員会との連携 により、定期的に就職状況は把握され、常に改善が意識されている。また、資格を有す る学科では資格の合格率、実技・技能が主体の学科では展覧会の実績などが達成状況 の指標として捉えられ、学科会議等で情報共有されている。

履修・卒業指導に関しては、本学ではアドバイザーが中心になって指導に当たっている。ほとんどの学科では、履修登録時に全学生の履修状況を確認し、指導を行っている。その他、特に指導を有する学生に対して、個別面談を行い、丁寧な指導を行っている。

【事務局の役割】

次に、事務局が「学生の学習成果の獲得」に果たす役割についてである。本学の事務組織は、学園事務局(総務部、経理部、管財部、入学事務・広報部)と大学事務局(教務部、学生生活部、就職部)に区分される。学園事務局は、法人全体の事務を統括するとともに、大学・短期大学の事務を処理し、大学事務局は法人事務局に連結し、大学・短期大学の事務を処理する。本学の事務職員は、II-A-4で前述した「キャリア教育基本方針案」の4本の軸の一つとしてアドバイザーたちと共に全教職員がアドバイスを与えることで本学の人間形成としてのキャリア教育に関与する存在とされている(備付・48キャリア教育基本方針案)。以下は、各事務部門別に学生の学習成果との関わりについてである。

(1) 学園事務局

学園事務局は、法人の運営を主たる任務とする性格上、学生との直接の関わりは少ないが、学生の学習環境の基盤作りにおいて重要な役割を果たしている。

- <u>総務部</u>:人事、諸規程の制定・改廃、諸行事の運営等を通じて、学生の学習環境の制度 面を支えている。
- <u>経理部</u>:学園の予算や資金計画等、また学生からの納付金の受領など、学生の学習環境 を経理面から支えている。
- <u>管財部</u>:施設・設備の設置や維持を任務とし、学生の学習成果の獲得に関して、物理的環境の面から支えている。
- 入学事務・広報部:学生の学習成果を把握し、大学案内やホームページ、SNS等を通じて本学の特色の広報活動を行っている。また、オープンキャンパス等を通じて学生と直接関わりをもっている(提出-1「『for the Students』大学案内2024」、提出-2「2024年度入学者選抜実施要項」)。

(2) 大学事務局

大学事務局は、大学・短期大学の事務処理を任務とするため、学生との直接的な関わりが強く、職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握する立場にもある。

- 教務部: 教学運営に関わる事務を任務とし、履修処理、成績処理といった教務事務だけでなく、きめ細かい窓口対応を通じて、履修指導、卒業指導に大きな役割を果たしている。教務委員会を通じて諸規程の制定を支え、制度面でも学生の学習成果の獲得を支えている。また学生の成績記録を規定に基づき適切に保管しており、卒業、就職や進学などに際しての証明書の発行等にも適宜対応している。
- 学生生活部:学生の学習指導、生活指導を任務とし、学生の福利厚生や学外活動などを支えている。また、本学ではアドバイザーが学生の学習・生活面をきめ細やかに支援しているが、学生生活部はそのアドバイザー組織を主管する。広義の教育活動をサポートする部署として、学科・専攻や部局を横断したオリエンテーションの計画実施や学友会活動の支援を通して学生の学習成果の獲得に尽力している。
- 就職部: 就職部は学生の就職指導・職業紹介を任務としている。きめ細かい個別の就職 指導だけでなく、就職ガイダンス、就職試験の模擬試験、キャリアアップセミ ナー(就職対策講座)、「キャリアデザインⅡ」(インターンシップ)を主催し、 学生と直接関わりながら学習成果の獲得を支援している。

本学事務職員の SD 活動については、教職員の研修を任務とする学園教育充実研究会に SD 部門が設置され、種々の研修の企画・運営を行っている(備付 - 47 教員・職員 (FD・SD) 活動報告書、備付 - 49 事務局 SD 研修会参加記録一覧)。また、職員は、同委員会内の FD 部門が企画する研修会にも参加が推奨されている。特に、本学では 1 年に 2 週間程度、全授業公開期間を設け、授業の相互参観を行っているが、この取組みにおいて、職員の参観も受け入れており、毎年、大学事務局を中心とする職員が多数、授業参観をしている。

【図書館等の役割】

① 図書館: 本学では在籍する学生および教職員の学術研究における基礎資料として図書および学術資料(電子資料含む)を整備し、専門的知識および基礎教養の習得を支援することにより、学生が在学中はもとより卒業後もよき社会人として社会生活を営むことができるようになることを目的として大学図書館を設置している。平成26(2014)年度以降は図書館とともに学生の自学自習を支援する施設として設置したラーニング・コモンズ I・IIを大学図書館が管理運営している。

図書館では専門職である司書が、図書館資料の整理、他大学図書館との ILL (Inter Library Loan、図書館間相互利用)業務、レファレンス業務などを通じて、学生および教職員の学習、研究における課題解決を支援している。利用者教育としては、例年、新任教職員へのオリエンテーション(備付 - 50 新任者研修資料)および大学全体で開催する新入生オリエンテーション(備付 51 新入生学内外オリエンテーション)を行っているが、令和 4(2022)年度は新型コロナウイルスの影響により実施されなかった。また、各学科単位で開催する新入生ガイダンスを通して、大学図書館の基本的な機能を丁寧に説明し、周知することに努めている(備付 - 52 追加資料「令和 5 (2023)年度第 1 回運営委員会会議録および会議資料」28 頁)。

教員は、学生の図書館利用支援のため、卒業研究論文指導の際には、学生へ図書館利用方法(文献検索法、ILLを利用した文献依頼の仕方など)を指導し、図書館職員との連携により「卒業研究特例貸出」の利用を薦め(備付 - 53 卒業研究特例貸出申込書)、資料貸出冊数の増加、貸出できる資料の種類の増加によって卒業研究への利便を図っている。

また図書館では、文部科学省より奨励されているアクティブ・ラーニングに学生が興味を持つ契機のひとつとして、平成 27 (2015) 年度より「全国大学ビブリオバトル」の郡山地区予選会を開催している。平成 29 (2017) 年度は「全国大学ビブリオバトル首都決戦 2017」において「準チャンプ本」を獲得した(備付 - 54 全国大会ビブリオバトル関係資料「2017」)。令和 5 年 (2023) 度は、郡山地区予選会として開催した本学の優勝者は東北地区決戦にて準チャンプ本(準優勝)を獲得し、特別枠として選出され「全国大学ビブリオバトル 2023 in 昭和女子大学(第 14 回全国大学ビブリオバトル~首都決戦~)」へ出場した(備付 - 55 追加資料「2023」)。これで 9 年連続となった本学の「ビブリオバトル」開催だが、令和 6 (2024) 年度は参加者が規定人数に達せず中止となった。大学・短期大学全体に参加学生を募集してきたが、近年ビブリオバトルの低年齢化も見られ、次年度の実施は検討すべきであろう。

また大学・短期大学の各学科・専攻と附属高校、附属幼稚園の代表からなる図書館運営委員会は、図書館の学生利用の利便性を高めるために協力している(備付 - 56 追加資料「令和 5 (2023) 年度 第 1 回・第 2 回運営委員会会議録および会議資料」)。

② ICT の活用促進: 学生の学習支援においては、令和 6 (2024) 年度入学生より学習パソコンの BYOD (Bring Your Own Device) 運用を開始した。GIGA スクール構想に伴う初等中等教育での学習パソコンの BYOD 化に対応するための措置であり、平成 12 (2000) 年度から実施してきた入学から卒業まで 1 人 1 台のパソコン無償貸与は終了

した。新入生は入学準備冊子(備付資料 郡山女子大学への入学手続・準備について)記載のパソコン推奨性能表を参照し、個別に購入・準備を行う。また、パソコン操作の疑問やトラブルに対応するべく、情報教育アドバイザー(1名)を 62 年館ラーニング・コモンズ II に配置している。平成 29 (2017) 年度には授業支援システムを更新し、システムめばえを導入した(同システムは令和 5 年 10 月に老朽化に伴いバージョンアップを実施)。学生は、「履修登録・シラバス閲覧・授業教材ダウンロード・レポート提出・連絡確認」に活用する(備付 - 57 システムめばえ操作マニュアル)。令和 2 (2020)年度には、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン授業環境を導入(備付 - 58 オンライン授業マニュアル)した。また図書館には、貸与パソコンが故障した場合の貸し出しパソコンが配備されている。

教職員の業務支援においては、平成24(2012)年度にグループウエアを導入し、「業務連絡・資料共有等の機能」により、業務効率化を実現した(備付-59 グループウエア利用方法)。令和2(2020)年度には、より快適な動作を目指すために、「サーバ機器入れ替え・グループウエアソフト更新・グループウエア設定最適化」を実施した。現在、学内LANおよび無線LAN環境の整備は進んでおり、キャンパス全域での良好な利用環境がほぼ確保されている(備付-60 学内LANの敷設状況075)。

本学教職員は、上記の学生のパソコン相談窓口役の情報教育アドバイザーに技術的・機材的トラブルの相談をすることが出来る。そして、情報分野の専門教員から構成される IT 管理・運営委員会の支援を受けて、教育課程および学生支援を充実させるためのコンピュータ利用技術の向上に努めることが出来る環境にある。 IT 管理・運営委員会は、今後も学生・教職員に最適な ICT 環境の運用を進めて行くために PDCA 表を活用した年間計画を作成して向上に努めている。

【生活文化博物館の役割】

生活文化博物館: 生活文化博物館では、服飾史美術人形の展示により、大学生、短大生、附属高校生が被服及び日本史を多角的に学習すると共に、学芸員課程の実践的教育の場ともなっている。令和6年度はJICAの研修生やハーバード大学の大学院生の見学にも対応し、日本文化の発信と国際交流にも貢献している。

【スポーツ栄養研究所の役割】

高等学校の運動部の生徒に対して貧血調査などを行い、パーフォーマンス向上のためにも適切な栄養摂取が重要であることなどを指導している。また県内の市町村に対する栄養指導の場を利用してスポーツ(運動)の重要性などを指導している。

[区分 基準 II-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。] <現状>

具体的な学習支援として、全体のオリエンテーションを行い、大学各学科及び研究 科ごとに、履修科目の指導を行っている。入学手続き者に対しては、『郡山女子大学へ の入学手続・準備について』が送付されており、入学後の学習や学生生活についての情

報が伝達されている。入学前課題を科して基礎学力の確認や補強に役立てるなど工夫 が試みられている。

新年度開始時には、学生生活部を中心に教務部をはじめとする各部署、学科などが協力して新入生オリエンテーションを開催している。全体会に続いて各学科では、アドバイザーが履修指導や学生生活の指導を行っている。ここで学生に『単位履修の手引き』や『学生生活の手引き』を配布して学生生活に必要な情報提供をしている。また貸与パソコンの基本的な使い方や学生の学習と学生生活をサポートする「めばえシステム」の活用方法などをレクチャーする時間も設けているが、コロナ禍で時間の短縮や内容の簡略化を強いられている。

基礎学力が不足している学生への対策として、シラバスに各科目担当者のオフィスタイムを明記するとともに、適宜指導を行っている。これは、学習の進度の早い学生や優秀学生に対する学習支援も同様である。また毎週水曜日Ⅲ時限目に設定されている集会の時間などを利用して履修登録時や成績通知時等、アドバイザーが指導をしている。このアドバイザー制は、学生の生活指導とともに学習上の悩みの相談にのり、適切な指導助言を行う本学独自の体制である。

本学は、通信による教育を行う学科はない。また、現在留学生の在籍はないが、かつて複数の留学生が在籍していたことから、留学生の受け入れは可能となっている。

学期ごとに授業評価アンケートが実施され、各学科の主任教授は所属教員の授業力を把握することができ、学長より当該アンケート結果を利用した効果的な指導を行うことが求められている。

以下は、大学各学科の具体的な学習支援である。

生活科学科

入学後の学習への円滑な導入を図るため、入学までの学習に対し専攻に即した課題を課している。社会福祉専攻は、社会福祉や介護など福祉の理論と実践、さらに家庭生活や教育について学ぶとし、「高齢者」「児童・生徒」「障がい児・者」「貧困」「家庭生活」「教育」「子育て」の領域のなかから関心のある話題についてレポートを提出させている。建築デザイン専攻は、住むことの本質をとらえ、建築デザインの高度な理論と技術を学ぶとし、「日本及び西洋の著名な建築物」についてレポートを提出させている。入学後から卒業時まで学習上の悩みなどについてはアドバイザーの他に授業科目担当者並びに卒業研究指導者が適宜相談にのり適切な指導を行っている。また、各学年の前期、後期の成績発表後に学科会議において生活状況と成績状況を確認し、成績不良者には個別指導を行うこととしている。また、編入生については編入試験前に事前審査を行い、資格取得希望等による単位修得条件も踏まえ充分な指導を心がけている。編入学後はアドバイザーと各専攻教員が協力して指導する体制を整えている。

食物栄養学科

食物栄養学科では「食と健康のスペシャリストとして人々の健康を食から支える管理栄養士、栄養教諭、食品衛生監視員、食品衛生管理者を養成する」という目標のもと

に健康と生活の向上に貢献する人材育成に努めている。本学科では管理栄養士の受験 資格及び栄養教諭一種免許が取得できる。後者については、教職課程推進室の項で詳 述することとし、ここでは前者に関する取り組みについて述べる。

入学手続者については、プレカレッジとして入学後に必要となる高校までの学習内容の復習を含む課題(問題集)を解いて準備を行っている。入学後は、新入生オリエンテーションから卒業までクラスアドバイザーと係の学科教員が学習上の悩みなどの相談に乗り、学科や学生相談室等の協力を得ながら学生の指導助言を行っている。前年度の GPA が 3.0 以上の成績が優秀な学生には、年間 58 単位ではなく 60 単位の CAP 制を適用できる。また、優秀な学生には地域連携活動に参加させ、商品開発や発表など学外で活動する機会を与えている。学科内に管理栄養士国家試験対策委員会を設け、GPA、栄養士実力認定試験や模擬試験の結果に基づいて、補習授業等の管理栄養士国家試験に向けた学習支援を行っている。学習支援方法は、毎年の管理栄養士国家試験にした学習支援を行っている。学習支援方法は、毎年の管理栄養士国家試験に基づいて学科会議で検討している。編入生には、編入時に編入生を対象とした新入生オリエンテーションを実施し、各自の履修状況に対応した 2 年間の履修計画を作成し、適切な指導助言を行う体制を整備している。その後は、クラスアドバイザーを中心に学生生活に関する指導助言を卒業まで行っている。

大学院及び各学科以外の支援の取組みは、次のとおりである。

学生生活委員会では、入学者に対して、学習成果の獲得が最大限達成できるよう、新 入生学内オリエンテーション (入学式前 2 日間)、新入生学外オリエンテーション (1 泊2日)を実施している(備付-109)。学内オリエンテーションにおいては、学科ごと に卒業の要件と単位の履修方法、資格取得のための履修規定、授業支援システムの説 明している。さらに学習・生活支援のための冊子として『学生生活の手引き』を配布 し、学内生活の基本情報の他、奨学金、各種届出、生活サポートのための学内組織につ いてなど、学生生活に必要な事項の説明も行っている(提出-19)。『学生生活の手引き』 の内容は、社会の変化や学生のニーズに合わせて毎年見直しを行い充実させている。 新入生学外オリエンテーションは、大自然のもとで教員と新入生とがともに宿泊研修 を通し、新入生に本学教育を浸透させ大学生活への円滑な導入と適応をはかると共に、 相互の理解と親睦を深める機会として例年実施している。新型コロナウイルス感染拡 大に伴い、令和4(2022)年度は宿泊研修を見送り、後期開始後の9月に「令和4年度 秋の新入生オリエンテーション」として裏磐梯での日帰り研修を計画したが、新型コ ロナウイルス感染第7波の継続により中止した(備付-42)。令和5(2023)年度は、前 年度に比べ新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてきたものの、感染が収束する 気配はなかったため、マスクの着用や手指の消毒、食事の際の黙食など感染防止対策 をとりながら日帰り研修を計画し、学外オリエンテーションとして4年ぶりに実施す ることができた。令和6(2024)年度は、令和5年の5月に新型コロナウイルスが感染 法上の分類で5類に引き下げられたことから、従来通りの1泊2日のオリエンテーシ ョン内容を計画し実施した。その他に、新年度開始時には在学生を対象とした「在学生 オリエンテーション」も半日の計画で例年実施している(備付-62)。各学年へ進級した

学生に対し、各学科アドバイザーが中心となり単位履修や就職に関する指導を行っている)。全オリエンテーション実施後には、各学科からの実施報告及び反省(備付書類と、新入生を対象とした実施内容に関するアンケート調査結果を踏まえ、改善点等を学生生活委員会で協議し次年度の実施計画に反映させている(備付-63)(備付-64)。また、学習上の悩みなどに対するサポートとしては、アドバイザーによる支援体制に加え、学生相談室、保健室、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止委員会が連携し、適切な指導助言を行っている。

教養・キャリア教育委員会では、IT 管理・運営委員会の協力の下に、基礎学力向上と就職試験対策として、e ラーニングシステム「めばえドリル」の導入を支援している。令和元(2019)年度に開始し(地域創成学科で試験的に導入)、令和 3(2021)年度には大学・短期大学部に在籍するすべての学生が利用できるようになった。「めばえドリル」は本学独自の名称であり、株式会社ラインズのリメディアル教育用 e ラーニング「ラインズドリル」及び、就職試験対策教材「ラインズ SPI」の両方を活用することが可能である(備付-65)。

令和 4 (2022) 年~令和 6 (2024) 年度は新年度初めに新入生へ「めばえドリルとは」と「めばえドリル SPI とは」の 2 種類のリーフレットを配布し、令和 4 (2022) 年、令和 5 (2023) 年度は 6 月に株式会社ラインズ社と教室をオンラインで結び教員対象研修会 (FD 研修会) を開催した。実施後、研修会動画をシステムめばえのリンク集に掲載し、随時視聴できるようにした。令和 6 (2024) 年度は研修会は隔年開催と委員会で決定し、次回開催を令和 7 年度とした。(備付-66)。

上記のeラーニングシステム「めばえドリル」は基礎編、応用編、SPI 試験対策の3段階でドリルが構成されており、進度の速い学生や優秀な学生が一層高レベルの問題に挑戦したい場合にも対応できる仕組みになっている。従って、学力面において幅広い範囲の学生に対応できるシステムを準備し、各自のパソコンやスマートフォン利用により時間と場所を選ばず各自で何度でも取り組むことができる。

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検しているかという点については、学園グループウエア「システムめばえ」に「めばえドリル」のリンクがあり、それをクリックすることで担当学生全員のめばえドリルへの取り組み状況がわかるように設定されており、アドバイザーが学生達の取組み状況や進度、得点や挑戦回数などをチェックすることができ、進度が遅い人や低得点のままになっている人に対してメール連絡することができるシステムとなっている(備付-48)。

図書館の学習支援として、平成 28 (2016) 年度より継続して学生の視点に基づく蔵書の充実を図る目的から学生参加による「選書ツアー」を 7 月に実施している。令和 6 (2024) 年度は、7 月 23 日および 8 月 5 日に学生 3 名の参加により、合計 51 冊の図書が選出された。これらの図書は令和 6 (2024) 年 10 月 12 日より図書館 2 階ラウンジにて展示されている。また、図書館 2 階の資料展示として「芥川賞・直木賞」「本屋大賞」「芸術鑑賞講座」「教養講座」関連の図書を展示し、学生の関心を喚起している。

大学図書館のメールマガジンは学生就業期間中、隔週 1 回の発行を目標とし、事務連絡だけではなく、蔵書の紹介、学部専攻における専門分野の周辺情報の紹介等も積

極的に行うことを目指している(備付-67)。

年3回発行される学園報に、書影入りの新着図書案内を掲載している(備付-68)(備付-69)

IT 管理・運営委員会では、授業支援システム「システムめばえ」の各種機能を用いて日々の学習を支援している。学生連絡を行う「お知らせ機能」、履修登録を行う「WEB 履修機能」、成績や出席状況を確認する「学生ポートフォリオ」、各授業の授業資料ダウンロードやレポート提出を行う「e-Learning 機能(名称 moca)」、学内の各種学修支援サイトへの接続を容易にする「リンク集」などである。

Google Workspace for Education の各種機能も併用することで、昨今増加傾向にあるデジタルコンテンツを活用した学習環境も整えている。具体的には、基本的なメール連絡手段である「メール機能(メール)」、学習データ保護やデジタルコンテンツの共有環境を整備し、オンデマンド教材の利用環境を提供する「クラウドストレージ機能(ドライブ)」、柔軟なアンケート環境を整備する「アンケート機能(フォーム)」である。

[区分 基準 II-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

く現状>

【学生生活委員会と学生生活部】

学生の生活を支援するための教員組織としては、本大学・短大共通の組織である「学生生活委員会」が設置されており、その構成員は委員長(大学・短大兼務の学生生活部長が兼任)1名、副委員長(学生生活部長補佐が兼任)2名(大学1名・短大1名)、各学科所属の学生生活委員5名(大学2名、短大3名)、学生生活部事務職員(学生生活部長補佐1名を含む)2名の計12名である(提出-24)令和6(2024)年度の学生生活委員会は毎月1回、年間13回(3月のみ2回)開催した。学生生活委員会では学生の生活指導・安全指導ならびに厚生関係の協議を行っている。各委員は、所属学科の意見を吸い上げて委員会で報告するとともに、委員会での協議内容を各学科に持ち帰り全教員に伝達している。月例の学生生活委員会に加えて、学内グループウェアを活用した意見交換や伝達も行っている。また、毎月の「学生生活委員会報告」は学内のグループウェアのファイル管理に掲載し、全ての教職員が閲覧できるようにしており全教員が共通の認識のもとに学生指導に当たっている(備付-70)。

学生の生活支援を行う事務局組織としては、学生生活部が設置されている。学生生活部は学生生活部長(大学・短大学生生活部長を兼務)1名、部長補佐3名(大学1名・短大1名・事務職員1名)、事務職員3名の計7名で組織されている。学生の生活支援全般に係る事務ならびに安全指導を担当し、学生生活委員会と連携して業務を行っている。

学生生活部では学生の生活の安全を確保するために、学生に『学生生活の手引き』等の配付に加えて、薬物乱用防止等や安全のための講話を実施し注意を促している(提出-19)(提出-20)。また、毎月、福島県警察本部から送信される性犯罪防止のための

「安全情報」(備付資料)を全学生・教職員へ一斉配信し、防犯意識の喚起に努めている。さらに、月例の学生生活委員会で報告する事件・交通事故発生件数と概要を全教職員に伝え、アドバイザーから学生に対し注意を促している。大学付近に出没した不審者の情報、悪天候の際の通学上の注意事項や公共交通機関の運行状況等についても適宜情報発信するなど柔軟に対応している(備付-71)。

【アドバイザー制とリーダー制】

本学には開学当初から設けられているアドバイザー・リーダー制がある。その導入の目的は、本学の建学の精神である「尊敬」「責任」「自由」を基本とした教育理念の下に、S. P. S (Student Personnel Services:厚生補導・学生助育)の精神を活かして、教員と学生との人間的触れ合いを図ることによって人格形成を行おうとするもので、教育目標の達成と学生の入学目標の実現に向けて学生を支援することに重点を置いている。

アドバイザー制については、各クラスに 1~2 名のアドバイザーならびに係が任命されており、学生にとって最も身近な教員として、入学から卒業まで、学習・進路・生活など様々な問題に対して支援・指導を行っている。このため、アドバイザーの職務は多岐にわたり、学生指導に費やす時間・労力は大きな負担となっている。そこで、アドバイザーが職務の内容を理解しやすいよう、平成 25 (2013) 年度から『アドバイザーの手引き』を作成し、アドバイザーの職務内容と学生指導上の留意点、アドバイザーが作成する調書・報告書の説明等、学生指導上参考となる事柄を記載して全教職員に配付している。この手引きについては毎年度見直しを行い、内容を充実させている(提出-25)。また、アドバイザーの負担を軽減するため、アドバイザーが作成する報告書等の書式見直しを行い、簡素化を図った。さらに、学生指導に役立つ知識やスキルを身につけるための研修会として、学生指導研修会を毎年 1~2 回開催している。令和 6 (2024)年度は、障がい学生支援委員会と共催し「私立大学・短期大学における障がい学生支援」(講師:育英短期大学教授 栗山宣夫氏)を開催した(備付・72 障がい学生支援研修会資料「大学における合理的配慮ー事例を中心に一」栗山信夫氏)。

リーダー制については、クラス運営を行うリーダーならびに副リーダーを学生が輪番で務めている。リーダーは毎日、アドバイザーから「リーダー日誌」備付書類を受け取り、記入されている連絡事項をクラスで伝えるとともに、その日の状況を記述し、アドバイザーに報告している(備付-73)。アドバイザーは学生の報告によってクラスの状況を把握し、学生との相互理解に役立てている。また、時間割の中に毎週1回、「学生生活と社会(集会)」が設定されており、アドバイザーとクラスに所属する学生が一堂に会する機会が組まれている。「学生生活と社会(集会)」の時間では学科やクラス独自の行事や活動(講習会、講演会、ボランティア活動、模擬試験、学外実習等の成果発表、単位履修・資格取得についての指導、生活指導、討議、レクリエーション、スポーツなど)を行い、リーダーシップの育成やキャリア教育等にこの時間を有効に活用するほか、芸術鑑賞講座・教養講座、学友会役員選挙・総会、防犯・交通安全講習会、ハラスメント防止講話、就職ガイダンス、教職課程説明会、安全防災訓練等の全学的行事が行われている。このように、「学生生活と社会(集会)」の時間が有効に活用され

ている(提出-25)(提出-26)。

【学友会活動】

学友会の顧問は学生生活部長ならびに部長補佐が務め、学友会の運営や予算支出等についての助言指導を行っている。クラブ・同好会活動は大学生と短大生が合同で行い、令和 4 (2022) 年度公認のクラブ・同好会は文化系 11 団体、体育系 7 団体の計 18 団体である。部員が卒業したために休部するクラブもある一方で、毎年、新しく同好会が結成されている。

これら全クラブ・同好会の顧問は教員が務め、活動の助言指導を行うとともに学外活動の際は引率指導を行っている。顧問の引率旅費交通費は大学予算から支出している。部員の遠征に要する旅費交通費は大会等の種類により、学友会の予算から全額あるいは一部を支出し、また、保護者の組織である家族会からも援助を受けている。令和6(2024)年度はコロナ禍もあり、学外活動を行った部活およびクラブは「よさこいクラブ」と、東北総合スポーツ大会に出場した「ボート部」の2つであった。学外活動における部員遠征費ならびに指導者(学外コーチ) 旅費交通費は、主催者側から依頼を受けた活動を除き学友会予算より支出した。

クラブ・同好会の活動紹介として、オープンキャンパスにおけるポスター掲示と共に、4月当初の新入生オリエンテーションでは実演・演技・演奏等のパフォーマンスを行い参加を呼び掛けている。しかし、令和4(2022)および令和5(2023)年度については、はコロナ禍により、感染防止のため新入生オリエンテーションにおける各クラブ・同好会紹介は対面で行わず、学友会クラブ・同好会紹介冊子『Welcome 開成』の配布とオンデマンドによる動画配信を行い活動の周知を図った。またコロナ禍の状況により活動自粛とした期間もあったことから、例年通りに新入生の加入と活発な活動を促すことが出来なかった。そのため、学友会が入部希望者とクラブ・同好会をつなぐための活動として、各クラブ・同好会ごとのメールアドレスを設け、入部を促した。令和6(2024)年度は、その後も継続して感染回避策をとることを前提にコロナ禍以前の活動に戻した。

学友会の活動支援は、顧問である学生生活部長ならびに学生生活委員会委員が行った。学友会活動としては、赤い羽根、歳末助け合い、地震・風水害などの被災者への支援のための募金活動を行っている。令和6(2024)年度は、学友会が主導し、9月に発生した能登半島豪雨被害者へ義援金を贈るための募金活動を行い、新聞社2社を通じて、学園全体で集まった28万円を超える義援金を被災地へ贈った(備付-74 回覧板「能登半島豪雨災害に対する義援金について」)。また学友会行事のひとつとして、例年8月上旬に郡山市商工会議所主催で開催される「うねめ踊り流し」に参加しており、令和元年は準大賞に輝いた。しかし、令和2(2020)及び令和3(2021)年度はコロナ禍により「うねめ踊り流し」の開催がなく、令和4(2022)及び令和5(2023)年度に引き続き令和6(2024)年度も参加を見送った。例年、学生が主体的に参画する活動のひとつである学園大運動会は、コロナ禍にあり2年間実施できなかったが、令和6(2024)年度に再開した。当日は雨天であったため屋内で開催し、体育担当教員の指導の下に学友会役

員が中心となって、大縄跳び、ドッジボール、クラス対抗リレーを実施した。教育成果発 表を行う「もみじ会」では、クラブ・同好会にも発表の機会が与えられ、演奏会、ダン ス発表会、研究発表・活動報告展示などを実施するほか、学友会役員の発案により、福 島県の食を盛り上げることを目的に、「キッチンカー」(福島県移動販売協会に依頼) の出店や、俳優神尾楓珠のトークショーを開催した(備付-75 もみじ会実施報告書)。 学友会役員に立候補する学生の減少などに見られるように学友会活動の活性化が課 題であったが、令和4(2022)年度の役員は目安箱を学内に設置し学生の意見を吸い上 げる仕組みを作り、寄せられた意見をまとめて、学長との面会を 7月 28 日と 12 月 2 日の2回持つなど積極的に活動を展開し、令和6(2024)年度も学生生活を有意義に過 ごせるよう、学生の意見を取り入れる仕組みづくりを継続して検討し、実施する。活動 支援はこれまでの学友会顧問に加えて学生生活委員会委員も行った。その結果、令和3 (2021) 年度から始めた経済的に困窮している学生に対して行っているフードドライ ブ活動も一層活発になり、令和 4(2022) 年度は 4 月・7 月・9 月 12 月の 4 回開催し、 4 月は本学と包括的連携協定を締結している「JA 福島さくら」、「みやぎ生協・コープ ふくしま」、12月は本学独自の「新型コロナウイルス感染症対策事業[食に対する支援] (独立行政法人日本学生支援機構の助成対象事業)」の提供品による活動も行った。さ らに、環境問題に取り組むため SDGs 活動の一環として、令和 4(2022) 年度は 6月3 日に学生対象の「SDGs 勉強会(講師:福島民報社 新聞講座推進本部長 鈴木 俊哉 氏)」を開催し、9月24日・25日に開催された「ふくしま SDGs博(主催:福島民報社、 会場:ビックパレットふくしま)」に大学内活動と一緒に学友会の活動を報告した。令 和 5 (2023) 年度は 6 月に「物価高に対する経済対策支援」(独立行政法人日本学生支援機 構の助成対象事業)」の提供品による活動を、令和6(2024)年度にはフードドライブ活動 を2回(7月・1月)実施し、食品や日用品、古着の回収を行った(備付 - 76 フードドラ イブ(古着回収)の提供に関する資料)。また、新たに水質浄化剤 や土壌改良剤としてリ サイクル可能な「使い捨てカイロ」を回収する取り組みを行った(備付 - 77 令和 7 年 4 月委員会報告)。令和6(2024)年度の「学友会主催講座」は、希望学生を対象に二つ開催 した。一つは学内フォトコンテストにも関わる内容で6月28日に写真講座(講師・地域創 成学科 山口郁生非常勤講師) (備付 - 78 学内ブログ記事、6月委員会報告)、二つ目は 12月10日に「勾玉づくり」(講師:地域創成学科 會田容弘教授)を実施し(備付・79 学 内ブログ記事、11月委員会報告)、参加した学生からは好評を得た。また、今年度初めて の試みとして、4月8日~12日の昼休みに新入生との相談会を学科ごとに開催し、各科の 授業や学生生活についてなど、新入生の不安を軽減する取り組みを行った(備付-80 めば え配信文)。

【学生ラウンジ・学生食堂・購買部】

学生の休息のための施設・空間としては、62年館1階のオフタイム、マリールーム、 創学館1階の談話室の他、本館、創学館、62年館、83年館、芸術館、図書館、記念講 堂の各建物に学生休憩用のラウンジが設けられている。学生ラウンジにはテーブルと 椅子またはソファーが設置されており、寛げる空間となっている。また、学生が自習す

る教室としてラーニング・コモンズが開放されている。さらに、学生の感性を養うことを目的として学園内の多くの場所に絵画や彫刻等が展示されており、芸術的雰囲気が醸し出されている。学生食堂「フェリーチェ」は、創学館1階にあり運営を業者に委託していたが、平成30(2018)年9月からは学園で行うことを受け、学生より名称を募集し、選考には学友会役員も加わり「フェリーチェ」に決定した。メニューには、短期大学部健康栄養学科の学生が管理する屋上菜園で収穫された野菜も用いられている。家政学館1階の実習食堂は例年、大学食物栄養学科の「給食管理実習」や短期大学部健康栄養学科の「給食論実習Ⅱ」の授業として給食の摸擬営業を行い、学生・教職員が利用している。令和2(2020)~令和4(2022)年度は新型コロナウイルス感染防止のため一般の学生・教職員を対象とした給食の提供を中止していたが、令和6(2024)年度から再開した。

購買部は、本館1階にあり、委託業者が営業している。売場面積 27 ㎡で、文房具、書籍、食品(弁当、パン、菓子、飲み物)等を販売しており、学生・教職員が利用している(提出-26)。

【学生会館等施設】

学生会館は学園に寄贈された故関口富左名誉学園長宅の和館部分を改装し、平成28 (2016) 年1月に竣工し、平成28 (2016) 年4月から使用が開始された。1・2 階計196.10平方メートルの鉄筋コンクリート造り・瓦葺2階建ての施設には会議室2室、茶室1室、談話室2室、板の間1室、給湯室、トイレ2室が設けられており、学生の集会の他、研修会、同窓会総会、会議等に使用できる。さらに、これに隣接する「もみじ館」は現在、放送大学の福島学習センターとして使用されており、生涯学習を行う社会人の方々に活用されている。合わせて同じ敷地内にある「つつじ館」も本学の実習施設ならびに放送大学の講義施設などとして広範囲に利用されている。

【学生寮など】

宿舎を必要とする学生のために、大学敷地内に「家庭寮」と呼ばれる学生寮が 2 棟設置されている。大学職員である生活指導係、栄養士、調理師が勤務しており、安全で快適な寮生活をが営むことができる。生活様式は、配給された食材を用いて各部屋のキッチンで朝夕と弁当の 3 食を自ら調理するアパート形式の 1 号館と、3 食給食制の 2 号館があり、希望によりいずれかを選択し、入寮している。部屋数と収容定員は 1 号館が 18 室、36 名 (1 室 2 名)、2 号館が 40 室、80 名 (1 室 2 名)である。令和 6 (2024)年度の寮生数は、1 号館が 23 名 (大学生 8 名、短期大学生 15 名※幼児教育学科 3 年履修生を含む)、2 号館が 57 名 (大学生 7 名、短期大学生 8 名、高校生 42 名)である。近隣のアパート居住学生の家賃・光熱水費・食費等の調査を行い寮費や食費について検討し、これをもとに平成 28 (2016)年度から寮費・食費を改定、これまでより低額とし、在寮生・保護者の負担増とならないよう考慮し対応してきたが、昨今の光熱費ならびに食材費の高騰により、令和 6 (2024)年 4 月より寮費・食費共に 15%増額することになった。また、寮では寮生を対象とするアンケート調査を行い、寮生活に関わる希望等を把握し、寮運営に反映させている。 (備付-81)。

寮生によって寮友会が組織され、寮生間の親睦が図られるとともにリーダーシップ の育成にも役立っている。

寮生以外の学生へのサービスとしては、暴風雨、大雪等のために帰宅困難となった 通学学生の安全確保のため、これらの学生を寮に無料で宿泊させている。これ以外に も遠距離通学の学生等が、学外実習期間中あるいは研修旅行や対外試合遠征出発の前 日等に寮に宿泊を希望する場合には宿泊を認めている。この場合は、宿泊の実費の納 入を求めている。

アパート等の斡旋は、希望者に対し学生生活部が行っている。令和 6 (2024) 年度は、不動産業者から斡旋依頼のあった大学近隣のアパートの中から学生に相応しいと判断した物件を学生に紹介している (提出-25) (提出 - 26)

【学生用駐輪場・駐車場】

通学の便宜を図ることを目的として、自転車通学者のために駐輪場を学内北門内部 に設置している。また、平成 25 (2013) 年度から一定の要件を満たした学生に対して 自動車通学を許可し、国道 49 号線沿い学園敷地内にゲート式の学生用駐車場を整備し た。令和6(2024)年度の自動車通学者は74名、その内、学生駐車場利用者は68名 で、親戚・知人宅駐車場または民間の月極駐車場の利用者はなかった。国道 49 号線沿 い学生駐車場の最大駐車台数は 123 台であり、大学生と短大生の学生駐車場利用希望 者の合計が 127 名となるため、大学西側の来客用駐車場の一部を学生駐車場とし、学 生の駐車スペースを確保した。また、通院等により一時的に駐車場使用を希望する学 生についても、願い出により西側来客用駐車場の使用を認めている。利用料は駐車場 ゲートレンタル料ならびに駐車カード作成料の実費として1年間9,000円であるが、 近隣の一般月極駐車場(1ヶ月5,000円)に比較して極めて安価である。バス通学につ いては JR 東日本の郡山駅から本学最寄りのバス停まで、附属高等学校生徒対象通学バ ス (バス会社に委託) の運行があり、大学生も利用可能である。大学生対象通学バスの 委託運行はないが、本学最寄りのバス停は公共バスの運行本数が多い路線にあるため、 不自由はない。また、遠距離バス通学生のために県内バス会社が高速バス 2 路線(会 津-郡山間、いわき-郡山間)を運行しており、本学前停留所が設置されている(提出-26)

【奨学金制度・東日本大震災授業料等減免支援制度】

学生への経済的支援としては本学独自の奨学金制度が 2 種ある。一つ目は「学校法人郡山開成学園創立者関口育英奨学金」(給付型)である。令和 5 (2023) 年度以前入学生の採用定員は原則 1 学年 10 名で、1 名当 たり毎月 2 万円(年額 24 万円)の給付であったが、令和 6 (2024) 年度以降入学生の採用定員は原則 1 学年 20 名で、1 名当たり毎月 1 万円(年額 12 万円)を給付する。給付期間は 1 年間であるが、年度毎に継続申請が可能である。原則として返済の義務はない。令和 6 (2024) 年度の支給対象学生数は 34 名で、在籍数の 8.5%である。二つ目は、平成 29 (2017) 年度に新設された「学校法人郡山開成学園 郡山女子大学同窓会奨学金」で、三親等以内に本学(大学・短期大学部・附属高等学校)の卒業生がおりかつ成績優秀な学生が対象となり、原則各学年 2 名に年額 10 万円を 1 年間給付するものである。年度毎の募集であるが再応募も

可能であり、返済の義務はない。令和 6 (2024) 年度の支給対象学生数は 4 学年で 8 名であり、在籍数の 2.0%である。 学外の奨学金としては、日本学生支援機構奨学金(給付型・貸与型延べ 279 名、在籍数の 69.9%)、福島県奨学金(貸与型 3 名、同 0.8%)を取り扱っている。さらに、東日本大震災による被災学生を対象とする本学独自の「東日本大震災授業料等減免支援制度」を設けており、8 種の被災別により、入学金・授業料の全額または半額免除、 授業料の 5 割免除等の減免を行っている。免除期間は被災別に定めている。令和 6 (2024)年度の減免対象者は 19 名で、在籍数の 4.8%である。内訳は家屋の全壊 2 名・半壊 2 名、原発事故関連 1 名、学費支弁困難 14 名である(提出-26)。

入学試験の成績が優秀であり、学業に精進し、他の模範となることのできる学生に対して、 入学金・授業料を全額または半額免除する特待生制度を設けている。採用数は各学科・専攻 2~4 名程度で、授業料免除期間は所定の修業年限である 4 年間である。免除に当たっては毎年成績による審査がある。令和 6 (2024) 年度入学生の特待生数は特別特待生(授業料全額免除) 5 名、特待生(授業料半額免除) 6 名の計 11 名で、入学者数の 14.3%である (提出-2)。

【保健室】

保健室には看護師(1名)が常駐し、助産師・看護師免許・第1種衛生管理者・産業カウンセラーの資格を有する教員(1名)が保健室長、看護師免許・社会福祉士資格を有する教員(1名)が副室長、医師免許を有する教員(1名)が顧問、その他、各学科所属の教員(14名)及び管理栄養士の資格を有する教員(1名)が保健室担当者を務めている。主な内容は、学校医による健康診断ならびに健康診断書の発行を行う他、傷病学生への応急手当、医療機関の紹介、感染症や熱中症、薬物乱用防止等の予防啓発活動、健康教育、健康相談等である。新型コロナウイルス感染症やノロウイルスやインフルエンザ感染症の感染予防や季節ごとの健康教育等を「システムめばえ」を活用して配信している。保健室前掲示板には健康情報や性感染症等について掲示し注意喚起をしている。来室学生に精神的問題が関与している場合もあるため、各学科のアドバイザー・学生相談室・関連医療機関と連携し、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。令和6(2024)年度の保健室で対応した割合は、大学学生数延べ404名の内、206名で在籍数の51.0%である。

【学生相談室】

学生相談室スタッフは室長1名、副室長1名、各学科所属教員5名の計7名である。いずれも教員で、そのうち1名は臨床心理士・公認心理師資格、1名は社会福祉士資格を有している。学生相談室における相談業務は相談室スタッフ教員が分担し行っている。相談内容により多方面からの支援が必要となった際には、学内関係部署と連携をとり、さらに状況に応じて学外関係機関にも繋いでいる。相談室の紹介と広報は、例年、新入生オリエンテーションの際に学生相談室のパンフレットを配布し、誰でも気軽に利用できる場所であることを紹介し、さらに各期1回「学生相談室だより」の学内掲示板への掲示、長期休業後には「システムめばえ」による全学生への相談室紹介メールの配信による広報を行っている(備付-82)。相談体制としては、令和3(2021)

年度より対面の面接相談に加えてオンライン相談(Web 会議システムによる同時双方向・メール相談など)も開始している。令和 6 (2024) 年度のオンライン相談者は 2 名 (のべ 3 回)で、体調が悪かったり予約がうまく取れなかったりした時に利用された。また相談受付は、令和 4 年度よりメール受付に加え、QR コードによる申込受付を用いることで学生の利便性を図っている。令和 6 (2024) 年度の QR コードによる申込受付は 12 件で、全体の 43%の学生に利用された。令和 6 (2024) 年度の学生相談者数は大学短大合わせて 28 名、高校生 4 名で、延べ相談回数 107 回であった。学生・生徒にとって、最も身近な教員として学生全般にわたる助言支援に携わるアドバイザーや担任とは異なる相談先として、相互補完的な役割を果たしている。また保護者や関係部署、家庭寮や担任・アドバイザーらに対する後方支援(コンサルテーション)を行っている。令和 6 (2024) 年度は、11 名の関係者に対して助言・協力活動を行った(提出-25)(提出-26)。

【ハラスメント防止委員会】

平成 27 (2015) 年度に「学校法人郡山開成学園ハラスメント防止に関する規程」が制定され、学園ホームページに 「ハラスメント防止のためのガイドライン」が公示された (大学・短大ホームページ「大学概要/ハラスメント防止体制/ガイドライン」https://www.koriyama-kgc.ac.jp/aboutus/harasu)(提出-)。これとともにハラスメント防止委員会委員 16 名が任命されてハラスメント防止委員会が発足した。発足 8 年目の令和 4 (2022) 年度の委員は 18 名 (内委員長 1 名、副委員長 2 名) であり、その中の5 名が苦情相談員、3 名が広報活動委員を兼務する。全学生・教職員にはハラスメント防止のためのリーフレットを配布している(備付-83)。また、例年、新任者オリエンテーションにおいて、副委員長からハラスメント防止に関する説明を行い、リーフレットを配布している。現在配布中のリーフレットは令和3 (2021) 年9 月改訂版である。令和6 (2024) 年度は対面で新入生オリエンテーション時のハラスメント防止講話を委員長が実施し、事前にリーフレットを配布した。また、教職員向けのハラスメント防止研修は、8 月22 日阿部亜巳弁護士を講師に招き「学園全体におけるハラスメントの防止について(具体的な事例や気をつけるべき行動)」を実施した。令和6 (2024)年度の相談件数は2 件であった。(提出-25)(提出-26)。

【学生生活アンケート調査】

学生生活に関する学生の意見や要望は、学生からのアドバイザーへの相談と、前述のリーダーからの聴取や「リーダー日誌」を介しても把握することができる。さらに、学生サービスに対する学生の意見を汲み上げるシステムとして、毎年、全学生を対象とする「学生生活アンケート調査」を実施し、調査集計結果を学生・教職員に公表している(備付-)。また、調査結果の分析を行い、学生の満足度ならびに大学に対する要望・意見を把握するとともに、各学科及び関係部署から提出された改善内容を検討し、具体的な対応について「システムめばえ」で全学生・教職員に配信している。

【留学生への対応】

現在、留学生は在籍していないが、過去に大学・大学院にアメリカ合衆国、中華人民 共和国、ウズベキスタンから複数名の留学生が在籍していたことから、留学生の学習・

生活支援が可能な環境にある。当時は、元テレビ局アナウンサーの教員(平成 25(2013)年度末退職後、非常勤講師)が留学生を対象に日本語教育を行っており、その後、「国際交流語学講座」へと発展した。しかし、現在は、日本語講座は開講していない。留学生の生活上の支援(奨学金・医療費補助申請手続き事務、学生寮・アパート入居、在留期間更新許可申請手続き、留学生と地域社会との交流会サポート、その他)については学生生活部が担当する。

【社会人学生への対応】

令和 6 (2024) 年度の社会人学生在籍数は 0 名である。これまで大学院には修士課程に社会人を経験した院生が在籍していたこともあったが、生活環境や学業上の経験等が一般の学生と異なることから、アドバイザーが個別に対応するとともに、所属学科の教員の理解を求め、授業担当の教員と協力して学修支援を行う体制を整えている。

【障がい学生の受け入れ】

障がい学生の受け入れについては、学生が入学を希望する学科および障がい学生支援委員会が各部局と連携し実施してきたが、令和4(2022)年度より、障がい学生支援室ペルルが設置され、直接的な学生支援を担当することとなった。

障がい者が本学を受験する際の相談手続きについては、入学事務・広報部と連携して入試要項に掲載している。また入試の際の具体的な配慮方法や入学後の学習に関する検討は教務部と連携して行っている。

令和元 (2019) 年度に施行された郡山女子大学並びに郡山女子大学短期大学部障がい学生支援規程によって本学における障がい学生支援の流れと各部局の役割と責任が明確化された。支援を要する障がい学生は、まず「支援申込書」を学生生活部に提出し、学生生活部は学生の所属する学科および障がい学生支援委員会とともに、本人・保証人(保護者)より教育的ニーズについて十分に聴き取る。その結果に基づいて学科および障がい学生支援委員会が「個別の支援計画」を策定し、その内容について本人・保証人(保護者)と「合意書」を取り交わす。こうして当該学生に対する支援がスタートする。具体的な支援内容については当該学生から提出された「授業における支援申込書」「試験等における配慮申請書」に基づき、学科および障がい学生支援室ペルルが検討・実施する(提出-25)(提出-26)。

施設のユニバーサルデザイン(UD)化については、学内にエレベーターを 5 機、障がい者用トイレを 5 か所に設置し、段差の解消や階段の手すりの設置を進めた。また、障がい学生の使用の実態から、新たに保健室・図書館・障がい者用トイレに職員を呼ぶためのブザーを設置し、講堂展示ロビーに電動車椅子のためのスロープを設置した。この他に、障がい学生が、障がい学生支援室、学生相談室やハラスメント相談の利用を促進するための周知を進めている。

【長期履修生】

令和3(2021)年度、短期大学部で長期履修制度を検討し、規程を整備した。令和4(2022)年度からは、幼児教育学科で3年履修が可能な体制が整った。大学では令和6(2024)年度現在において長期履修制度は無いが、短期大学部の経験を活用して、短期間で同制度を導入することは可能と思料している。

【学生の社会的活動】

学生たちの社会活動に対する地域の方々の評価は高い。学生たちが真面目に責任感をもってボランティア活動を行ってきた結果、毎年、地域社会の団体からボランティア活動の要請があり、近年は東日本大震災復興関連のボランティア活動も多く含まれている。

令和 6 (2024) 年度のボランティア募集の公開は、コロナ感染症感染回避対策が十分に取れていると判断された 26 件について行った。その他に学科を通じて公開されるボランティアがあり、大学における参加件数は 10 件、参加学生数は延べ 68 名であった。この数は、在籍数の 17.0%にあたる。学科公開ボランティア内容は、学科の専門性を生かしたものであった。学生はボランティア活動の経験を専門分野に生かしたいとの認識をもっているが、単に専門分野の深化だけには止まらず、様々な人々と触れ合うことで、コミュニケーションの取り方、企画運営や連絡報告の仕方等を学ぶとともに、社会性を養うことができ、また、地域に貢献していることに喜びを感じて達成感を味わっている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

<現状>

本学の進路支援は、就職部の年間行事予定一覧に基づき、就職委員会、アドバイザー組織の下、全教職員で連携しながら支援に取り組んでいる。

支援に当たっては、建学の精神に基づき、卒業年次全員の進路決定で学生が自主性を発揮するよう促している。方針としては各学科・就職委員会・アドバイザーが連携を図り、効率的な進路支援を目指している。適切な情報の提供と入学から卒業までの支援を重視している。個人情報の管理は適切に行っている。現在は PDCA サイクルでの自己点検・評価において目標を設定し、学生へのより効果的な支援を提供するよう努めている。

就職部の主な業務は、就職ガイダンス、各種講座(公務員講座を含む)・就職相談・就職情報提供・インターンシップ等があげられる (備付-85)。また、毎年新卒の卒業生に企業への評価アンケートを実施しており、各就職委員やアドバイザーと情報を共有して業務の改善を図っている。同時に卒業後3年目の卒業生にも追跡調査を実施しており、この結果も各科就職委員はじめアドバイザーと情報を共有している。アンケート結果を就職委員会で報告し、改善策を検討している。このアンケート結果はグループウエア上で公開し、本学ホームページでも公開することで情報公開している。その他にアフターケアで卒業生の就職先訪問をし、職場開拓を依頼し、かつ卒業生の現状把握に務めている。学生の状況把握として3年生全員に個別面談を行なっている。就職相談の個人面談を行い、就職未内定者には6月から毎月個人面談を行い、二極化する学生の支援を行っている。

平成 28(2016)年度からはキャリアデザインⅡの選択科目を担当して、平成 29(2017)年度はキャリアデザインⅡにインターンシップを導入している。十分な教育効果をあげるためには、企業と連携した実施体制の整備を図ることが必要である。各講座の受講

者が年々減少傾向にあることから、就職委員や各アドバイザーと連携しながら、学生への説明・周知をしている。学生のレベルに合わせ、学生が参加しやすく分かりやすい講座内容を検討している。これらの施策により就職意識向上に繋がり将来のキャリアに繋がるような支援を行っている。各種講座は日程、時間の確保が難しいものの、令和4(2022)年度のキャリアアップセミナーから教務部との連携により平日開催が可能になり、改善されつつある(備付-86)。

【就職部と就職委員会】

就職支援の組織として、就職部と就職委員会を整備し活動している。就職委員会は 就職部長・部長補佐・各科就職委員(大学教員2名・短大教員7名)・就職部職員(4名) で構成されている。就職委員会では定例会議が年12回開催されている。就職環境・求 人状況・就職活動状況・進路内定状況の報告、就職ガイダンスや就職部が中心となって 行う就職支援事業の内容の検討等が行われている(備付-87)。

本学では、就職部で行う様々な支援事業及び求人情報についても各科の就職委員・アドバイザーと連携を取り、学生から提出された就職登録カードや個別面談の状況を共有しながら、学生の就職活動を支援している。これを受けて、就職部は4名の事務職員が学生の就職支援にあたっており、職員1名はキャリアコンサルタントの資格を有している(備付-64)。年間スケジュールに基づき学生の就職支援を計画的に行っている。上記の就職登録カードを基に平成27(2015)年度から3年生を対象に、個別面談を9月~12月中旬までの期間に実施して、得られたデータに基づき就職相談や職場開拓を行ない、学生の希望に添った進路決定、就職活動ができるように配慮している(備付-88)。

就職支援のための設備を整備し、学生の就職支援を行っている。就職支援は、就職部を訪れる学生に対する相談・助言等がある。就職部前のオープンスペースは窓口カウンター式となっており、学生はいつでも就職部職員に気軽に相談できる状況になっている。相談内容は求人状況について・応募の方法・履歴書等の書き方・エントリーシートの書き方・面接について・電話のかけ方・進路相談等と様々である。特に面接については学生の希望があれば模擬面接(対面・オンライン)を行い指導している。令和3(2021)年度からはリモートによる企業面接が多くなり、オンライン面接室の確保をして支援している。就職活動の内容を記した就職試験報告書では、過去の就職内定者の報告書を見ることができ、学生の就職活動に役立っている。さらに就職部ホームページでは、就職活動の進め方・就職活動レポート・各科就職状況・就職情報リンク・求人検索がある。希望する情報は携帯メールによりスマートフォンを用いた情報提供を行っており、学生は手元でリアルタイムに求人検索をして求人票を見て就職活動に臨んでいる。

【就職模擬試験・公務員試験対策講座・その他】

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。就職模擬試験として 一般常識トレーニングテストや就職常識試験の試験対策講座を学内で開講していた。

就職模擬試験は5月から6月にかけて民間企業試験の一般常識問題の模擬試験を2回、公務員試験の教養問題を2回実施している。さらに公務員及び民間企業就職希望者の筆記試験に対する力を付けるために、「公務員試験等対策講座」を開講している。講座は、基礎講座を3年生の10月に3日間、演習講座を3月に3日間、直前講座対策として特別講座を4年生の4月に2日間開講している。

就職部主催各講座及び試験の参加申込状況 5年間分(令和2年度~令和6年度)

令和7年2月21日現在

【大学】

| | 対象 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------------|-----------|-----------------|-------------|-----------|------------|-------|
| =# + 6 | , 3 - 3 - | 申込者数 | 申込者数 | 申込者数 | 申込者数 | 申込者数 |
| 講座名 | 学年 | (申込率) | (申込率) | (申込率) | (申込率) | (申込率) |
| 公務員試験対策 特別講座 | | • | 11(内対象外3) | 0 | 2 | 4 |
| ※平成30年度まで「特別講座 」の名称で | 4 | 開催中止 | (13/35/710/ | Ü | _ | ' |
| 実施。 | | | (8%) | (0%) | (2%) | (4%) |
| 公務員試験等対策 基礎講座 | | 6(内対象外1) | 15(内対象外7) | 7 | 5 | 5 |
| ※学生向けには「就職試験対策基礎講座」で周 | 3 | (5%) | (9%) | (7%) | (4%) | (5%) |
| 公務員試験等対策 演習講座 | 3 | 13(内対象外1) | 6(内対象外3) | 9(内対象外2) | 12 | 5 |
| 五份負訊級等別來 與自語座 | J | (13%) | (3%) | (7%) | (10%) | (5%) |
| キャリアアップセミナー(受講料無料) | 3 | 49 | 66 | 65 | 76 | 69 |
| (| <u> </u> | (53%) | (74%) | (63%) | (66%) | (67%) |
| 就職活動直前講座(受講料無料) | 3 | 23 | 25 | | | |
| ※令和2年度から令和3年度まで実施。 | | (25%) | (28%) | | | |
| 職業適性検査及び解説 | 3 | 76 | 77 | 26 | 77 | 68 |
| ※令和4年度は「解説」未実施。 | | (83%) | (87%) | (25%) | (66%) | (66%) |
| 第1回 就職模擬試験 地方上級 | 3~4 | 開催中止 | 5 | (10/) | 15 | 1 |
| | | 12(内対象外1) | (3%) 13 | (1%) 6 | (7%) 13 | (0%) |
| 第1回 就職模擬試験 高卒程度公務員テスト | 3~4 | (6%) | (7%) | (3%) | (6%) | (2%) |
| 第1回 就職模擬試験 一般常識トレーニング | | (0/0) 29(内対象外6) | ` ' | 15 | 33 | 6 |
| テスト | 3~4 | (12%) | (24%) | (8%) | (15%) | (3%) |
| | | 5 | 8 | 3 | 9 | 7 |
| 第2回 就職模擬試験 高卒程度公務員テスト | 3~4 | (3%) | (4%) | (2%) | (4%) | (3%) |
| 第2回 就職模擬試験 一般常識テスト | 2 4 | 4 | 2 | 3 | 6 | 9 |
| ※令和元年度まで「就職常識試験」の名称で実 | 3~4 | (2%) | (1%) | (2%) | (3%) | (4%) |
| SPI模擬試験及び解説 | 3 | 75 | 65 | 65 | 76 | 68 |
| | 3 | (82%) | (73%) | (63%) | (66%) | (66%) |
| 秘書技能検定試験(第1回目:2級) | 1~4 | 6 | 6 | | | |
| ※令和3年度まで実施。 | 1 7 | (2%) | (2%) | | | |
| 秘書技能検定試験(第1回目:3級) | 1~4 | 2 | 13 | | | |
| ※令和3年度まで実施。 | まわる | (1%) | (3%) | | | |

[※]申込者数には対象学年以外の申込人数も含まれる。

その他、就職関連資格取得のための試験としては、文部科学省後援秘書技能検定試験・パソコン検定協会が主催するパソコン検定試験(P検)対策、3級受験対策講座を 学内で開講して、パソコン検定試験(P検)対策、3級受験対策講座は、コロナ過以降 実施していない。令和4(2022)年度は本学が文部科学省後援秘書技能検定試験の試験

[※]申込率は対象学年の申込者数に対して算出している。

[※]申込率は6月1日現在の在学者数を基に算出している。

会場になっていたので、個人対応にした。

【就職ガイダンス・キャリアアップセミナー】

就職ガイダンスは1年次、2年次に実施し、3年次には就職ガイダンスを年5回、4年次にも1回実施している。その他にキャリアアップセミナー((平成26(2014)年度就職対策講座から名称変更)を3年次に、16コマ実施している(備付-62)。キャリアアアップセミナーは9月・10月・2月に計16コマ実施している。令和4(2022)年度からキャリアアップセミナーでは模擬面接(集団・個人)を実施した。令和6年度は集団模擬面接を実施している。就職ガイダンスでは、就職の実態把握から就職への意識向上を視野に入れ、コロナ禍の就職活動ではオンライン面接対策を取り入れた。毎年、福島県内で活躍中の卒業生の話や福島県内の大学が参加しているキャリアサポーター制度を活用して、キャリアサポーターを招き講演を行い、座談会も実施した。また、就職活動がスムーズに進むように就職意識を向上させる就職支援を行っている。令和6(2024)度は8月・2月の2回に分けてキャリアアップセミナーを実施している。更に2月に6コマ追加して6コマ以外に集団の模擬を実施した。企業を知り・社会を知る・自分自身を知ることから始めマナー講座等を実施している。実践で対応できるように履歴書・エントリーシートの書き方・自己分析等実践で役立つ就職支援を実施している。

【インターンシップ】

キャリアデザイン II の授業でインターンシップを行っている。就業体験は就職後の職場への適応力や定着率及び人材育成につながり、学習意欲向上を高めることからも有益である。インターンシップの参加に対して、平成 29 (2017) 年度からは単位認定を行い 32 名が受講している。令和 3 (2021) 年度は、コロナ禍で就業体験を 5 日間から 3 日間に短縮して実施した。令和 2 (2020) 年度は 19 名、令和 3 (2021) 年度は 14 名、令和 4 (2022) 年度は 58 名が受講している。令和 5 年度 (2023) 24 名、令和 6 年度 (2024) は 6 名が受講している。最後の報告会では、大きな気づきを得て勉学に励む動機付けになり、将来のキャリアを考えるステップとなっていることが報告されている (備付-89)。

【学内企業説明会】

令和6 (2024) 年度は学内企業説明会(47社)を2月7日に(午前・午後)実施した。2日間で延べ70名の学生が参加して、積極的に企業の採用担当者と面談を行った。令和5 (2023) 年度は対面で47社、3月5日・3月6日の3回に分けて実施している。その他に業界研究として昼の30分を利用して25回実施した。

【就職状況·進学状況】

学部、研究科等ごとに卒業、終了時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職 支援に役立てている。

6月から毎月の職種別就職状況・進学状況を記載し、就職委員会で報告している。就

職状況は各科毎に分析、具体的な就職支援の協議を行なっている。就職状況・進捗により各科就職委員・アトバイザーと情報を共有しながら就職支援を行っている(備付-66)。令和4(2022)年度は昨年のコロナ禍の就職活動を振り返り、不安を感じている学生が多かったことから、6月から就職未内定者に個人面談を毎月12月まで行った。3月末現在の就職状況は教授会で報告して、各科主任・就職委員に報告し、資料として配布している。この資料は各科クラスごと個人の就職率・就職先を明記したもので、本学の就職状況から、求人票発送、アフターケア訪問、「就職先からの卒業生に対する評価アンケート」、職場開拓、就職ガイダンス等の実施内容検討等の就職支援に役立てている。また、学生の就職試験報告書は次年度就職活動をする学生に役立っている。令和6(2024)年度各科の就職状況は、以下のとおりである。(就職状況は3月末現在の就職状況により集計)

生活科学科

就職率は 100%で業種別構成は、社会保険・社会福祉・介護事業 31%、建設業建設業 26%、教員 17%、医療・福祉 1 1%、卸売業・小売業 6%、金融業・保険業 3%、 その他の専門技術 サービス 3%、公務(地方公務)3%になっている。職種別構成は、建築・土木・技術者 26%、サービ業従事者 26%、教員 17%、事務従事者 5%、その他の教員 3%、美術・写真・デザイナー3%、販売従事者 3%になっている。今年度は 49%が県外、51%が県内となり県外流出が止まらない。県外就職は、東京・宮城 4 名、栃木・埼玉 3 名、茨城 2 名、群馬 1 名になっている。

食物栄養学科

就職率は100%で業種別構成は、社会保険・社会福祉・介護事業36%,卸売業・小売業25%, 医療業・保険衛生20%、教育・学習支援業7%、宿泊業・飲食サービス業7%、農業・林業 1%となっている。職種別構成は、その他の保険医療従事者職種66%、事務従事者12%、 販売従事者10%、製造技術者5%、その他の教員3%、サービス業従事者3%、農業従事者 1%となっている。専門職の管理栄養士・栄養士の専門職の割合は66%で昨年よりも 20%下がっている。県内は60%、県外は40%となり、東京16名、宮城・山形3名、 新潟・埼玉・栃木2名、千葉・岩手1名になっている。

【進学支援】

進学支援については、主として各科就職委員、各アドバイザーと相談しながら行っている。留学支援は学生生活部で支援を行っているが、卒後直ぐの留学者はいない。

進学者については過去 5 年間、令和 2 (2020) 年度は 0 名、令和 3 (2021) 年度は 2 名、令和 4 (2022) 年度は 1 名、令和 5 (2023) 年度は 1 名、令和 6 (2024) 年度は本学大学院に 3 名進学している。

<進学者一覧>

| 科·専攻 | 年度 | 令和 2 | 令和3 | 令和4 | 令和 5 | 令和 6 |
|------|--------|------|-----|-----|------|------|
| 本 学 | 生活科学科 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 大学院 | 食物栄養学科 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| 他大学 | 生活科学科 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大学院 | 食物栄養学科 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 専門学校 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 合 計 | | 0 | 2 | 1 | 1 | 3 |

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

「学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している」に関しては、ここ数年で大きく改善が見られた。FD活動に関しては、研修会の制度や授業公開の取り組みなど、制度的な基盤は整った。また、ICTの活用に関しては、それまでのシステムがシステムめばえに更新された。学生の学習状況・履修状況の把握に関しては、従前から、本学の特色であるアドバイザー制度により、充分に取り組みが行われており、今後もそれを継続していく。

今後の課題を挙げるとすれば、第一に学科独自のFD活動のさらなる充実である。本学では、全学的組織である学園教育充実研究会の活動がFD活動の中心であり、現在はそれに学科が参加する形となっている。多種多様な学科の特性を鑑みれば、これに加えて学科独自のFD活動がより盛んになることが望ましい。第二に、図書館利用の促進である。近年、多くの大学図書館が抱えている問題であるが、時代に即した図書館の利用法の転換が今後求められている。ラーニング・コモンズの導入、アクティブ・ラーニングの啓発等を加速させる必要がある。

本学の学習支援の組織的取り組みは、概ね達成できている。特に、各学科及び専攻科ではアドバイザー制を活用した学生個別の教育ニーズを把握することができており、それが学習成果に反映されている。しかし近年の学生の傾向により、アドバイザー教員の業務負担が増している。例えば、学習習慣が定着しておらず、課題の提出に際しても特別な支援を必要とする学生が散見されること、成績の上がらない学生に配慮しながら、全体的な授業内容の高度化を目指さねばならないこと、対人関係が構築できず学習に距離を置く学生への支援などである。アドバイザー制を有効に活用するためにも、より適正な支援体制の構築を模索することが課題である。

生活科学科

入学前教育については、学生の4年間の成績推移と入試種別の相関を分析しており、 入試種別により適切な入学前教育を行うため、令和6年度より高大連携選抜(郡山女子

大学付属高校)による入学者について入学前教育を実施することを決定し、他の入試種別については、継続して検討していく。

食物栄養学科

本学科では、3年時に履修課程を決めるが、管理栄養士課程の履修要件(2年末の成績)を充たすことができずに管理栄養士課程を履修しない学生が毎年数名いる。これらの学生には、学習意欲の向上のための指導が課題である。

学生支援は組織的に行われ、学生サービスも概ね行き届いており、学生の安全も確保されていることは評価でき特に問題はない。しかし、学友会活動ならびにクラブ・同好会活動の現状は一部を除いて低調であり、これらを活性化する支援・指導を行うことが課題である。

現在留学生はいないが、受け入れ体制があることは必ずしも周知されていない。留 学生受け入れ体制について、学内、学外ともに伝える必要がある。

障がい学生支援については今後、障がい学生が増加することが予想され、障がいの種別・程度によっては現在の体制・設備では十分に対応できないことが懸念される。全学で取り組むべき課題として、早急に準備を進め環境を整えていくとともに、教職員の障がい学生に対する支援内容理解のための研修会の継続と、支援にかかわる関係部署がどのように連携をとっていくか検討を進めていくことも必要である。

学生のボランティア活動などを支援すると共に、これらの社会活動を評価する仕組みを整備することも、将来的な課題と言える。

進路支援については、新型コロナウイルス感染症により売り手市場から一変して厳しい状況に変わったが、現在は回復の兆しがみられている。求人職種に偏りがあり管理栄養士や栄養士、介護関係の求人は昨年同様であったが、一般企業の大学の一般職は厳しさを増している。

職場開拓と学生の就職意識の向上を目指しているが、SNS等のネット活用が進んでいる就職活動は、学生の意識も変わり情報収集はできているが、その情報を活用しての主体的な就職活動が今後の課題となる。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証 (第三者) 評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回既述した行動計画は、次のとおりである。

教育課程においては、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」が明確に示されているが、三つの関連についての議論は始まったばかりである。CAP制度やGPA制度も導入して間もない。学生の側に立った検討をPDCAサイクルに乗せて定期的に点検していく。学生支援においては、概ね支援に必要な組織体制の基盤はある。これをより活用できるような仕組みを検討していく必要がある。

以上の行動計画は、次のとおり概ね実現されたといえる。「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」の三つの関連について、学生の実情や社会からの要請を受けて、一つを検討する際には三つを関連づけた検討が定着してきた。また、学習成果に GPA 指標を活用することも定着し、定期的な点検がなされている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」の三つの関連や学習成果は、引き続き学生や社会の変化に応じて点検する。ただ、学習成果には、数値化可能な GPA 値では捉えきれない測定不可能な領域がある。学生の目標となるような具体的で明確なルーブリックを整える。学生支援においては、学生や社会の変化に対応できる組織体制の基盤はある。これを有効活用できるような仕組みを検討する。

受講後どのように役立つか、講座の効果や受講者の声を紹介し、就職委員やアドバイザーにも説明して学生に講座などを周知する。学生の要望を聞き、変化する学生に対応できるように改善策を検討する。学生の能力に応じた試験の内容を就職委員会でも検討する。ネット上での SPI の試験に臨めるように対応を検討する。個別面談では、学生の状況把握をして、就職相談に取り入れてより各個人に合った支援を各科アドバイザーと共に全学的に取り組む。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

〈根拠資料〉

提出資料

9「カリキュラム・マップ」 13「教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)」

備付資料

91 個人調書 92 社会活動と研究業績 93「外部研究資金獲得状況一覧」 94「ヒトを対象とした研究に関する倫理委員会規程」 95「学園教育充実研究会 FD 部門規程」 96「教務部・教務委員会・学科・学園教育充実研究会の P D C A 表」 97 職員の保有資格一覧等 98 職員の経歴一覧等 99「FD・SD 年間活動報告書」事務局職員外部研修参加記録 100「ティーチング・ポートフォリオ」

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。] <現状>

本学においては、教育課程編成・実施の方針に基づき、教員組織を編成している(提出-13)(提出-9)。学校教育法第92条に基づく教授、准教授、講師、助教、助手である教員は、学科に所属しており、学科には、主任、副主任を置き、所属する教員の独立した教育・研究活動を尊重しながら、学科としての方向性を調整し、教育課程の目標を達成する組織編成としている。専任教員は大学設置基準等に定める教員数を充足している。

| 令和 6 (| (2024) | 4 年度 | 学科別 | 専任教員数 | Ţ |
|--------|--------|------|-----|-------|---|
| | | | | | |

| 学 科 | 専任教員数 | | | | | | |
|---------|-------|-----|----|----|----|-------|-----|
| | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | 基準数 | 助手 |
| | | | | | | (うち教 | (実習 |
| | | | | | | 授数) | 助手) |
| 生活科学科 | 7 | 4 | 4 | 3 | 18 | 6 (3) | 0 |
| 食物栄養学科 | 5 | 6 | 3 | 1 | 15 | 7 (4) | 0 |
| (大学全体の入 | | _ | _ | _ | _ | 9 (5) | _ |
| 学定員に応じた | | | | | | | |
| 教員数) | | | | | | | |

教員の採用・昇任は、就業規則(令和3年10月19日改正)や、選考規程として定めている「教員の資格基準」(平成20年4月1日施行)、「教員の資格審査に関する基準」(平成22年4月1日施行)に基づいて行っている。専任教員の採用に当たっては学長及び当該学科主任教授等による面接を実施し、昇任に当たっては学長・副学長・当該学科主任教授等による審査会により評価を行っている。それらの審査を経ることにより、専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を充足していることが確認され、保障されるものとなって

いる (備付-91) (備付-92)。

また、教育課程編成・実施の方針に基づき、主要な授業科目は専任教員が担当することを基本方針として、非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。非常勤教員の採用にあたっては、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を準用している。

さらに、教育課程編成・実施の方針に基づき、実験や実習などの授業運営、学科運営の実情を考慮した上で適切な補助教員等の配置を行っている。

令和 6 (2024) 年度 補助教員数

| 学 科 | 補助教員数(事務助手) |
|--------|-------------|
| 生活科学科 | 0 |
| 食物栄養学科 | 4 |

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

く現状>

専任教員の研究活動は、大学各学科及び研究科の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。専任教員は、大学各学科及び研究科に所属しており、学長・副学長が指導する教育課程編成・実施の方針は大学各学科及び研究科の主任を通じて伝達され、成果をあげるための組織的な取り組みが実施されている。

専任教員による研究成果の発表については、「本学に於いて行われた重要な研究成 果・結果の記録保存と関係諸学会への寄与を目的と」して(資料:「郡山女子大学研究 紀要規定」第1条)『郡山女子大学研究紀要』が年一回発行されており、その機会が確 保されている。『郡山女子大学研究紀要』は、大学・短大・附属高校の教員で構成され ている紀要編集委員会により、組織的にまとめられており、同委員会は、研究成果の投 稿の呼びかけ、投稿された論文の編集・査読作業等を行っている。令和6(2024)年度 には、『郡山女子大学研究紀要 第61集』が発行され、原著論文11本、研究ノートが 4 本掲載されている。全専任教員(大学37名、短大40名、計78名)に対する原著論 文・研究ノート本数の比率は、19.2%となっている。「研究業績及び社会活動」も『郡 山女子大学研究紀要』とともに年一回、紀要編集委員会によってまとめられ、全専任教 員に関する情報が大学ホームページにおいて公開されている。また令和5(2023)年度 より、「郡山女子大学、郡山女子大学短期大学部、郡山女子大学附属高等学校及び郡山 女子大学附属幼稚園(以下「本学」という。)における『教職』の質の向上に寄与する 研究・実践の奨励並びにその成果・結果の記録保存及び関係諸学会への貢献等を目的 として」(資料:郡山女子大学教職年報規程 第1条)『郡山女子大学教職年報』の発行 が始まり、教職課程を担当する教員にとっての研究成果の発表の場となっている。令 和6(2024)年度には、『郡山女子大学教職年報 第Ⅲ号』の編纂・発行が行われた。教 員個人調書については、備付資料の通りである。各教員の学歴、職歴、所属学会等につ いては教員個人調書により収集されている(備付-91)。

専任教員は、教務部を中心とした組織的な支援体制のもとに、科学研究費補助金を獲得している。令和元(2019)年度は代表5件・分担12件、令和2(2020)年度は代表3件・分担7件、令和3(2021)年度は代表3件・分担8件、令和4(2022)年度は代表4件・分担11件、令和5(2023)年度は代表3件・分担8件、令和6(2024)年度は代表2件、分担5件であった(備付-93)。科研費の申請については、説明会や採択経験者による講演会を毎年実施している。令和6(2024)年度は、オンデマンド形式による実施を不正防止委員会と共催で、8月1日~8月30日に行った。

専任教員の研究活動に関する規程としては、「職制」(平成 29 年 4 月 1 日施行)(が整備されている。また、ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会が組織され、委員会規程(平成 27 年 4 月 1 日施行)に則った対応をしている(備付-94)。なお、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を一部改正し、令和 4 (2022)年3月10日に告示したため、それを受けて「郡山女子大学並びに郡山女子大学短期大学部における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程」に改め、改正して指針等に則した対応をしている。

研究倫理を遵守するための取組みは、主に不正防止委員会が担当している。上記の科学研究補助金に関する説明会において、学園教育充実研究会認定のFD・SD 研修会として、専任の教員と職員を対象に毎年研究倫理教育を行っている。令和 6 (2024) 年度の研究倫理教育は文部科学省の資料を熟読させた。併せて、新任の専任教員には日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコースを受講するように依頼し、全員が受講を終了している。また、文部科学省通知などの研究倫理に関する情報は、学内のグループウエアを通して周知をはかっている。これらの研究倫理を遵守するための取組みは、不正防止委員会の PDCA 表により毎年検証されている。

専任教員が研究を行う研究室等については、大学各学科及び研究科の研究内容等に 応じて整備されている。研究室等は、教務部を中心として毎年見直しを行い、効果的・ 効率的な利用が検討されている。

専任教員が研究、研修等を行う時間の確保については、大学各学科及び研究科の実情に応じて、学長・副学長の指導のもと大学各学科及び研究科の主任を中心とした検討がなされている。教員は、授業時間数、委員会等の学校運営業務、アドバイザーや実習関連等の大学・研究科運営業務に関する負担の個人差が大きいため、これに関する配慮は大学各学科及び研究科の主任が中心となって調整されている。授業時間数については、毎年の教育課程見直しにおいて、教務部と連携した調整が図られている。研究日は、就業規則別表第2に「研究日付与日数」として明記されている通り、職位ごとに付与されている。年間、教授60日以内、准教授・講師45日以内、助教・助手15日以内となっている。

また、「学校法人郡山開成学園専任教職員に係る学外資金並びに自費による留学等の取扱規程」(平成4年4月1日施行)、学校法人郡山開成学園専任教職員「海外研修規程」(平成4年4月1日施行)の規定により、専任教職員の留学や海外派遣等への機会が整備されている。

FD活動については「学園教育充実研究会 FD部門規程」に基づき、学園教育充実研究

会が中心となり組織的な取組みがなされている(備付-95)。主な FD 活動としては、授業評価アンケート、研修会の企画・開催、授業公開、学園教育充実研究会(大会)であり、その効果については PDCA サイクルによって検証されており、教員は FD 活動を通して、教育方法についての改善を行っている(備付-96)。「授業評価アンケート実施規程」に基づき、授業評価アンケートの集計結果をもとに、各学科の学生が参画する FD 活動を実施し、報告書を各学科主任へフィードバックし、更なる教員の授業改善へ役立てている。全授業公開については前期 6 月 17 日~7 月 5 日、後期 11 月 25 日~12 月 13 日で実施し、教員間の教育力向上を図った。令和 6(2024)年度の研修会は 15 回実施している。

年に一度教職員が一堂に会し開催される「学園教育充実研究会(大会)」は、昭和 44年 (1969年)、教育力の向上と教職員の相互連携を目的とし、半世紀に渡り途絶えることなく開催されてきた、FD・SD の協働活動である。令和 6 (2024)年度は 2 月 21 日に、建学記念講堂小ホールにおいて「第 60 回学園教育充実研究会」を開催した。ここでは「AI 時代における高等教育の取り組みと可能性」をテーマにして数理・データサイエンス・AI 教育推進委員会と共催で開催し、第 1 部基調講演を創価大学の岡田勇准教授に「AI が社会や教育に与える影響」を演題に講演いただき、第 2 部は FD・SD 部門研修会として FD 部門が「本学における AI の活用事例」、SD 部門が「事務職員の能力向上」について、教職員協働で活発なディスカッションが繰り広げられた。

大学院

本学では、「尊敬」「責任」「自由」の建学の精神に基づき、教員と学生とが一体となり、充実した授業や教育環境を提供することを目的としてティーチング・アシスタント規程を定めている。

また、大学院生の経済的支援としての役割も担っている。

平成30年度、令和元年度に大学院修士課程の学生が学部の実験・実習・演習で教員を補助した実績があるが、入学する大学院生の数や専攻する専門分野の状況等により毎年実施できない。

それらを含めて実効的な運用を検討している。

生活科学科

専任教員には、学科年度計画(PDCA 表)において年度内に研究成果を論文発表(査読付き)、学会等での口頭発表、著書、専門誌への投稿等を課し年度末に報告を義務づけている。その成果は学園発行の「研究業績及び社会活動」に記されている。科研費等外部研究費獲得については、積極的に申請を行うよう推奨して、これまでも複数名が研究代表者、研究分担者として獲得している。研究室については、効率的配置になるよう教務部と協議の上、配置しており、研究・研修に関する時間の確保は、本学の制度である研究日の取得で対応できている。

食物栄養学科

食物栄養学科では、例年学科所属の教員による研究成果等の発表の場として、「食物 栄養学科セミナー」を原則年 3 回開催し、教員の資質・能力を向上させている。近年 のコロナ禍により、令和 3 (2021) 年度は 12 月 1 日に 1 回のみ、令和 4 (2022) 年度 も 11 月 30 日に 1 回のみの開催となった。令和 6 (2024) 年度は、当初の予定通り 5 月 16 日 (木)、11 月 27 日 (水)、2 月 26 日 (水) の 3 回にわたって行われ、本学科のみ ならず他学科教員及び職員も参加し、活発な質疑応答、意見の交換が行われた。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

く現状>

本学の事務組織については、法人管理部門の事務組織(学園事務局)と、学務部門の 事務組織(大学事務局)とを整備している。

学園事務局には、総務部(総務課・秘書課・IR室)、経理部(経理課・出納課)、管財部(管財課・環境保全室・地域連携推進室)、入学事務・広報部を置き(根拠:「学校法人郡山開成学園 事務組織規程」(平成28年8月10日改正))、大学事務局には、教務部、アドミッション・オフィス、学生生活部、就職部を置き(根拠:「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部 職制」(令和4年4月1日改正))、それぞれ事務局長が事務を統括、掌理することとしており、大学の教育研究活動等に係る事務組織としての責任体制を明確にしている。

事務を遂行するに当たっては、以下の事務関係諸規程を整備しており、適切に運用している。

•組織、事務分掌関係

「学校法人郡山開成学園 事務組織規程」(平成28年8月10日改正) 「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部 職制」(令和4年4月1日改正)

• 事務処理関係

「学校法人郡山開成学園 文書取扱規程」(昭和62年4月1日施行) 「学校法人郡山開成学園 公職印取扱規程」(平成25年4月1日改正) 「学校法人郡山開成学園 経理規程」(平成29年4月1日改正) 「学校法人郡山開成学園 施設管理規程」(平成26年12月16日改正)

• 就業、服務関係

「学校法人郡山開成学園 就業規則」(令和3年10月19日改正) 「学校法人郡山開成学園 給与規程」(平成23年4月1日改正) 「学校法人郡山開成学園 退職金規程」(平成7年4月1日改正) 「学校法人郡山開成学園 定年規定」(平成25年4月1日改正) 「学校法人郡山開成学園 旅費規程」(平成7年8月1日改正) 「学校法人郡山開成学園 育児休業等に関する規程」

(令和7年4月1日改正)

「学校法人郡山開成学園 介護休業規程」(令和7年4月1日改正)

資格や専門知識を必要とする事務に関しては、入学事務・広報部及び就職部には、関連業務に従事していた経験を有する職員を外部から採用するなど、事務を円滑に遂行する体制を整備している(備付-97)(備付-98)。また、それ以外の事務に関しても、担当する職員を能力向上のための外部の研修会に積極的に参加させ、必要な資質の向上に取り組んでおり、本学の事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している(備付-99)。

事務組織が事務を遂行するため、部署ごとに事務室、情報機器、備品等を整備している。事務室は、本館3階に総務部、本館2階に管財部、経理部、入学事務・広報部、創学館2階に教務部、学生生活部、就職部を配置している。各事務室には、事務処理に必要なネットワークを構築しており、各職員には業務用パソコンが貸与されている。このほかファックス、プリンター、書庫など、事務処理に必要な情報機器、備品等を整備している。

SD 活動に関しては、「学園教育充実研究会 全体規程」(平成 27 年 11 月 25 日施行)、「学園教育充実研究会 SD 部門規程」(平成 27 年 11 月 25 日施行)等を整備し、SD 研修会を開催するなど職員の資質向上に寄与する活動を適切に実施している。

事務職員は、SD 研修会や外部の研修会等で得た見識や、日々の業務の中での創意工夫を基に、日常的に事務処理の改善に努めている。

また、本学においては、PDCA サイクルによる自己点検・評価を導入しており、事務組織は、部署ごとに毎年度「年度当初計画書・PDCA 表・年度末報告書」の該当部分を作成し、計画に沿った事務を遂行するとともに、年度末には「自己点検・評価報告書」を提出し、学園全体で実施する自己点検報告会で発表を行うこととしており、教職員からの質疑応答や提案等の意見交換を通じて、より一層の点検・評価の充実を図り、事務の改善・充実につなげている。

さらに、事務職員は本学園あるいは本学に設置されている各種の委員会に教員とともに所属することにより、委員会の設置目的である課題に取り組むこととしており、自己点検・評価報告会や委員会活動等を通じて、学生の学修成果の獲得が向上するよう教員や関係部署との連携を図っている。

以上のように、本学においては、事務組織や規程、事務室及び情報機器等の整備や保有する資格等による配置、各種研修やSD研修会等による資質の向上、自己点検・評価システムによる業務の改善・充実の促進など、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に 行っている。]

<現状>

教職員の就業に関しては、労働基準法等に基づく就業規則等、以下の諸規程を整備 しており、また、学内サイト(グループウエア・ファイル管理(総務部))に閲覧可能

な状態で掲載することにより、教職員への周知を図っている。

「学校法人郡山開成学園 就業規則」(令和3年10月19日改正)

「学校法人郡山開成学園 給与規程」(平成23年4月1日改正)

「学校法人郡山開成学園 退職金規程」(平成7年4月1日改正)

「学校法人郡山開成学園 定年規定」(平成25年4月1日改正)

「学校法人郡山開成学園 旅費規程」(平成7年8月1日改正)

「学校法人郡山開成学園 育児休業等に関する規程」

(令和7年4月1日改正)

「学校法人郡山開成学園 介護休業規程」(令和7年4月1日改正)

教職員の採用、任免、服務及び出退勤に関する書類、人事記録等については、学校法 人郡山開成学園文書取扱規程に基づき適正に管理している。

教職員の健康管理に関しては、学生と共用の保健室を置き、看護師が常駐し、医師免許を持つ教員が顧問として指導に当たっている。また、定期健康診断を実施するとともに、「心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック」)を年 1 回、全教職員を対象に実施し、より働きやすく健康な職場へと改善することを目指している。

また、令和 3 (2021) 年には、新型コロナウイルスの蔓延から学生並びに教職員を守るため、郡山市内の星総合病院の協力のもと、ワクチンの職域接種を実施し、安全・安心な学生の学修環境と教職員の就業環境の確保に努めたところである。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

両学科について、主要な授業科目における専任教員の担当割合は高く、教育課程編成・実施の方針に基づいた教育体制が整備されている。

研究室の一部には課題が残り、中期計画の下に整備している状況である。また、研究 日の取得については、学校運営上の学内業務や担当授業数が偏重している影響から、 取得率に差が生じている現状が続いており、今後は、業務偏重状況の改善を図らなけ ればならない。

専任教員には、教育活動、研究活動、学校運営業務、学科運営業務が求められるが、これらについて財務的な状況・観点からは効率的な管理が求められ、そのための総合的な教員業務評価を伴った体制の確立が課題となっている。ティーチング・ポートフォリオの活用を始めたが、このような体制を確立するためには、専任教員が関与する活動それぞれに関する規程についても、定期的な修正・追加の検討が必要となる(備付-100)。

FD 活動については、学園教育充実研究会によって運営がなされており、今後も継続的な FD 活動を進めていく必要がある。

教職員の定年退職に伴う後継者育成が課題となっており、現在は主に定年退職者を 再雇用し業務の円滑な引き継ぎを行うとともに、若手教職員を外部の研修会に積極的 に参加させるなど、専門的な職能の向上も図っているところであるが、同一教職員を

外部の研修会に継続して参加させ育てることの必要性、多くの教職員を種々の研修会に参加させて能力向上を図ることの必要性、それらのバランスをとることも課題である。円滑で有効な研修体系の構築を図るとともに、各部署の業務内容、業務量に応じて今後も人員配置の見直しを行っていく必要があり、人事管理体制の強化が課題となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

「テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

〈根拠資料〉

提出資料

なし

備付資料

101 キャンパス見取り図・配置図 102 石筵総合教育園資料 103「図書館運営員会議事録」 104 図書館 Web ページ (http://library.koriyama-kgc.ac.jp/) 105 教育用機器備品台帳 106 委託業者との契約資料 (太陽興産等、環境緑建、金子電気、アズビル金門エンジニアリング、光栄電気通信工業、日立ビルシステム)」 107 エコアクション 21 認証登録番号 0000091)

108 北海道大学 サステイナブル推進協議会における評価システム https://www.osc.hokudai.ac.jp/assessment-system-for-sustainable-campus)

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<現状>

郡山女子大学は、郡山女子大学短期大学部と同キャンパスにあり、校地は、郡山女子大学短期大学部と共用となっている。その面積は、全体で 128,755 ㎡あり、大学設置 基準上必要とされる面積 5,490 ㎡ (収容定員 549 人) と短期大学設置基準上必要とされる面積 6,000 ㎡ (収容定員 600 人) の合計 11,490 ㎡を満たしている。(備付 - 101 キャンパス見取り図・配置図)

運動場としては、本部キャンパス内に夜間照明付多目的運動場(7,440 ㎡)と本部キャンパスから約15km(所要時間30分)の距離にある、石筵総合教育園(熱海町)内に、全天候テニスコート2面・バレー・バスケットボール兼用コート1面及び芝生敷多目的運動場(13,685 ㎡)を有している。(備付-102石筵総合教育園資料)

校舎面積は、大学専用として 1,629 ㎡、短期大学部との共用として 16,126 ㎡あり、大学設置基準上必要とされる面積 6,453 ㎡を満たしている。

本学のバリアフリーは建学記念講堂、図書館、創学館、62年館、芸術館、83年館と

不特定多数の方々の利用頻度の高い施設を優先して整備している。平成 26 (2014) 年度に、62 年館及び芸術館各エレベーター設備を整備完了し、平成 27 (2015) 年度は 62 年館 3、4 階に障がい者用トイレを整備完了し、平成 28 (2016) 年度は 62 年館 1 階にオストメイト完備のみんなのトイレを整備した。令和 3 年 (2021) 度には、83 年館 エレベーター設備とスロープ及び玄関自動ドアを整備した。令和 4 (2022) 年度には、全ての障がい者用トイレ内に緊急時通報装置の設置、図書館・保健室前に呼び出し用ブザーの設置、展示ロビー前段差へのスロープ設置を整備完了した。令和 5 (2023) 年度には、図書館 1 階にオストメイト完備のバリアフリートイレを整備した。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室・演習室・ 学生自習室・学生用実験室・実習室を整備し、教育研究に有効に活用している。教室数 については、以下のとおりである。

| 講義室 | 演習室 | 実験実習室 | 情報処理学習室 | 語学学習室 |
|-----|-----|-------|---------|-------|
| 23 | 12 | 25 | 0 | 0 |

また本学は通信による教育課程は設置していない。

授業を行うための機器・備品を各学科に以下のとおり整備している。

生活科学科

建築関係実験・実習機器備品、福祉関係実験・実習機器備品、被服関係実験・実習機 器備品

建築関係【住居学実験室·住居環境実習室·No.1 製図室·No.2 製図室·恒温恒湿室】

福祉関係【介護実習室・入浴実習室】

被服関係【被服学実験室・総合実習室】

食物栄養学科

管理栄養士関係実験・実習機器備品(管理栄養士養成施設必須備品)

管理栄養士関係【給食経営管理実習室・実習食堂・調理学実習室・食品加工,調理実習室・臨床栄養実習室・栄養教育実習室・理化学実験室・生理学実験室・No.1 精密機器室・天秤室・No.2 精密機器室・No.2 共同実験室】

授業用の機器備品は使用する各学科担当者が管理しており、故障が発生した場合には、学科主任を通して学園事務局管財部に連絡、修理依頼により、授業に支障の無いように対応している。

図書館は、面積 1,651 ㎡を有し、司書係長(短期大学部講師兼任)および専任職員 3 名が学生・教員の学習・研究活動をサポートしている。令和 5 (2023)年 5 月 1 日現在、閲覧室の座席数は 165 席、開館時間は通常は、8 時 30 分から 18 時まで、土曜日は 10 時から 15 時までとなっている。日・祝日及び本学の指定する休業日は閉館してい

る。令和 5 (2023) 年度の入館者数は、4,249 人で、1 日の平均は、19 人であった。また、貸出冊数は、1,271 冊である(備付-103「図書館運営員会議事録」令和 6 年度 5 月開催添付資料「令和 5 年度入館者数・貸出統計」に掲載予定)。

図書館は、学生、教職員(以下利用者とする)の学術研究の重要資料として、内外古今の図書及び学術資料(電子資料含む)を完備しており、令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の蔵書数は和書 105,567 冊、洋書 13,513 冊の計 119,080 冊を所蔵している。令和 5(2023)年度の購読雑誌は、和雑誌 129 タイトル、洋雑誌 2 タイトルの計 131 タイトルである。他に視聴覚資料 360 点を収蔵している。学術情報データベースは 1 種、電子ジャーナルは 1 種がある。図書館の運営に関する事項を審議するため図書館運営委員会が置かれており、女子大学に相応しい資料を系統的に収集するため図書の選定等を行っている(備付・103)。また図書館情報システムに、国立情報学研究所の NACSIS-CAT (目録所在情報サービス)及び OPAC (オンライン目録検索)を導入するとともに、図書館の Web ページを開設している (備付・104)。Web では利用案内、開館カレンダー、利用者へのお知らせ、新着図書の案内などを掲載している。

体育館は、1棟(1,567 m)を有しており、体育の授業をはじめ、課外活動など有効に活用されている。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえた遠隔授業のため令和 2 (2020) 年度は、創学館 5 教室 (521,531,532,533,534)、62 年館 2 教室 (642,643)、83 年館 2 教室 (821,832)、芸術館 1 教室 (大教室) 計 10 教室、家政学館 4 実験・実習室 (食品経営管理実習室、調理学実習室、臨床栄養実習室、理化学実験室) 計 14 室を令和 3 (2021) 年度は、遠隔授業が円滑に実施できるように整備した。令和 5 (2023) 年 11 月より学生・教職員用に 0FFICE365 を導入していることから、遠隔授業のソフトウェアは Zoomから Teams へ切り替えた。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。] <現状>

固定資産管理規程及び財務諸規程については、経理規程の中の記述をもってそれに あてている。

物品は、校具・消耗品・備蓄品等を管財部で管理し、常に必要な数量を配備している。(備付-105) 新規物件は、物件購入決議書により購入している。施設、設備の日常的な維持管理については、学園事務局管財部で行っているが、具体的な執行においては、委託等により建築、設備等の専門家による知識を活用、的確なマネジメントにより維持管理している。特に学内清掃業務、緑地管理業務、電気、空調設備等の保守点検業務、消防設備、エレベーター設備等の保守点検についても専門業者と委託契約を結び関係法令を遵守し、安全確保を図っている(備付-106)。委託業者との契約資料(太陽興産等、環境緑建、金子電気、アズビル金門エンジニアリング、光栄電気通信工業、日立ビルシステム))

①火災·地震対策

防災管理委員会が火元責任者と火気取扱者を管轄し、各居室や実験室の安全確保と 防災に努めている。学生及び教職員が"いざ"という時に冷静な行動が取れるよう、災 害から自分で自分の身を守るための心得をしっかり身に付けさせることを目的に「学 校法人 郡山開成学園 災害対応マニュアル」を配布している。また環境委員会が、緊急 時(燃料油の流失及び化学薬品の流失)の処理手順書を作成し関係者に配布している。 ②防犯対策

最近の学校内事件、事故の急増に伴い、学内の防犯対策を強化している。学園教職員であることが明確に判る所属を記載した吊り下げ名札を全教職員(非常勤、外部委託員含む)に、来客者(学校見学者、業者、作業員等)には、入場許可証を携帯させている。

キャンパス内各所に設置した防犯カメラ(屋内 30 台、屋外 19 台 計 49 台)を正門 守衛及び本館 2 階受付・案内係が常時監視しており、不審者がキャンパス内に侵入した場合は直ちに男子職員が近隣派出所の応援のもと現場へ急行する。またカリキュラムの多様化に伴う授業時間の増加に伴い、正門に巡回警備員 1 名(勤務時間 17:30~21:30)を配置している。

③定期的な点検、訓練

事故や天災等の緊急事態により学生、教職員の生命に重大な影響を及ぼす緊急事態を想定し、毎年1回安全防災訓練を実施している。令和6(2024)年度は緊急地震速報による震度5強の大地震が20秒後に到達するとの想定のもと、身の安全確保(安否確認含む)訓練、火災による避難訓練を行う予定であったが、雨天中止となった。

大規模災害を想定した訓練では、防災管理委員会主催で平成 26 (2014) 年度は AED 操作・人工呼吸訓練を平成 27 (2015) 年度は初期消火訓練 (消火器、屋内消火栓)を平成 28 (2016) 年度は災害時避難所において避難者へ提供する食事等の炊出し訓練を平成 29 (2017) 年度には緩降機 (スローダン) を利用した避難訓練を平成 30 (2018) 年度には警察官による刺股講習会を令和元年度には普通救命訓練を令和 2 年度は初期消火訓練 (消火器、屋内消火栓)令和 3 年度は火災報知器操作訓練を令和 4 (2022) 年度は初期消火訓練 (消火器、屋内消火栓)を実施した。

④学内ネットワークのセキュリティ対策

学内ネットワークでは、「Mac アドレス認証」など PC のネットワーク接続を限定するすることで、必要とするセキュリティを確保している。

⑤省エネルギー、省資源対策

平成 14 年 9 月に環境宣言を掲げ、本格的な環境保全活動を開始した。平成 16 年 12 月には、教育機関では全国初となる環境省策定の国内 EMS「エコアクション 21」の認証・登録証を(財)持続性推進機構より交付された。(備付-107 エコアクション 21 認証登録番号 0000091)

【10年間で33%節電、再生可能エネルギー導入率9.0%】

本学では平成 21 年よりエコキャンパス推進工事を継続し、高効率な照明器具や変圧器、空調管理システムや教室等暖房時の温度ムラの解消を行うサーキュレーター設備の導入、創学館・芸術館・図書館の LED 化を年次計画により実施し、省エネルギー対

策に取り組み、平成30年度までの10年間で約33%の節電(年平均3.3%以上)を達成した。また、学内に太陽光発電設備を順次導入し、学内消費電力に充てている。現在の設備容量は約80kW、年間発電量は約8.8万kWh(令和3年度実績)に達し、学内全消費電力のうち約9.0%を自然エネルギーで賄うことを実現している。

【エコアクション 21 を基盤とする環境マネジメント体制】

本学は平成 16 年 12 月に教育機関として全国で初めてエコアクション 21 の認証・登録をし、学内の環境マネジメントを推進する体制をいち早く整えた。教育機関として「エコマインドを持った学生、生徒の育成」を図るべく学生への環境教育や環境活動の支援にも取り組んでおり、また、温室効果ガスや省エネルギー、自然エネルギーなどの項目で高い目標を設定して実行している。このような全学を挙げての環境マネジメント体制も高く評価され、第6回エコ大学ランキングにおいて「5つ星エコ大学」を獲得した。(第6回エコ大学ランキング「5つ星エコ大学」獲得資料)またサステイナブル推進協議会主催のサステイナブル評価システム ASSC (アスク) において、「ゴールド」の認定証の交付を受けた。(備付-108 北海道大学 サステイナブル推進協議会における評価システム https://www.osc.hokudai.ac.jp/assessment-systemfor-sustainable-campus) 平成 28 (2016) 年度と平成 29 (2017) 年度、令和元 (2019) 年度には、地球・人間環境フォーラムが主催する環境コミュニケーション大賞の環境活動レポート部門で優良賞を、令和 2 (2020) 年度には優秀賞を受賞した。

令和元(2019)年度・令和3(2021)年度「福島議定書」事業(事業版)において、オフィス・店舗等部門「優秀賞」を受賞。更に環境・人づくり企業大賞2019において環境大臣賞(地域協働部門賞)を受賞した。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

学生が主体的に問題を発見し、解を見いだしていく能動的な学習(アクティブラーニング)への転換が必要とされていることから、平成 25 (2013) 年度に 62 年館 2 階及び図書館 3 階へ、平成 26 (2014) 年度 家政学館 1 階 調理学実習室へ、平成 28 (2016) 年度 家政学館 2 階調理学実習室及び 83 年館 4 階 No. 1 音楽室(ML 教室)へアクティブ・ラーニング室(5 室)の整備を行った。令和元 (2019) 年度は、地域創成学科で使用する 2 講義室及び 1 実習室内にアクティブ・ラーニング設備 (3 式)を整備した。今後とも本学におけるアクティブ・ラーニングの導入状況に対応しながら、必要に応じた点検整備を行っていく必要がある。

施設設備は、適切に維持管理されているが、3.11 東日本大震災を教訓として大規模 災害を想定した備蓄、訓練、災害時対応マニュアルの整備等を継続的に実施していく こと、

又、地球温暖化防止につながる環境負荷削減は継続しつつ、SDGs (持続可能な開発目標)との関連を意識した幅の広い環境活動の展開を図ることが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

く現状>

来るべく Society5.0 社会に向け、根幹にある人間生活の充実発展に寄与できる人材育成を目的に、積極的に ICT を活用し、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づく、ICT 設備を整備している。

パソコン利活用に伴うすべての事項(使用方法、ソフトウェア、ハード障害等)に対応すべく情報教育アドバイザー(女性1名)を週3日間(火・水・木曜日)配置している。

また学生がネットワークに容易にアクセスできるように全ての教室に無線 LAN を整備し、学生自習室(談話室、マリールーム、オフタイム)には情報コンセント(1,200個)及び無線 LAN を整備し、授業の中で ICT を活用できる環境を充実させている。 学内 LAN は基幹部分を 10GBase-SX 及び 1GBase-SX に、支線を 1000Base-T にするなど機器の更新を逐次行っている。インターネットとの接続については、国立情報研究所が提供する学術情報ネットワーク(SINET)・フレッツ回線を効率的に併用して接続している。

これらのネットワーク接続環境を利用し、Web ブラウザを通じてシラバス、休講・補講情報、授業教材などの修学に必要な様々な情報を学生に伝える学生ポータルサイトが導入されており、学生の自学自習や教職課程の履修カルテ運用・学生カルテなどに広く活用されている。

全ての教室には、マルチメディア設備(マイク、DVD、VTR、液晶プロジェクター、OHCなど)を備えている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本学はこれまで、e ーラーニング・無線 LAN 環境の拡充・情報コンセント設備の整備・無償パソコン検定資格取得講座の開設・学内ポータルサイト(授業支援システム)による双方向システムの構築等、様々な ICT 学習環境の整備を実施してきた。しかしながら、無線 LAN アクセスポイントを増設したが、学生アンケートの結果より、学内の無線 LAN に対する評価が低い現状であったため、平成 30(2018)年度と令和元(2019)年度の 2 ヵ年で学生が多く集まる場所(マリールーム、オフタイム、ラウンジ等)を中心に無線 LAN アクセスポイントの増設整備を実施した。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項> 特になし。

「テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

〈根拠資料〉

提出資料

1 『for the Students』大学案内 3大学ホームページ 備付資料

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。] <現状>

本法人は大学院、大学、短大、高校、幼稚園各 1 校から構成されている。なお、大学は家政学部 1 学部、生活科学科と食物栄養学科の 2 学科構成である。法人全体の基本金組入前当年度収支差額は、令和 4 (2022) 年度 569 百万円、令和 5 (2023) 年度 567 百万円の、令和 6 (2024) 年度 546 百万円でそれぞれ支出超過となっており、大学の令和 6 (2024) 年度基本金組入前当年度収支差額も 193 百万円の支出超過となっている。恒常的な赤字状態に加え、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故に伴う風評被害の影響により、幼稚園を除いた大学をはじめとする設置学校において学生・生徒数が減少していることも要因となり、大幅な収支悪化状況が続いている。

法人全体の貸借対照表の状態は、令和 6 (2024) 年度決算で資産額は固定資産 5,585 百万円、流動資産 176 百万円、資産合計 5,761 百万円であり、負債額は固定負債 1,451 百万円、流動負債 426 百万円、負債合計 1,877 百万円、純資産は 3,883 百万円となっている。流動資産のうち、現金預金は減少しており、流動比率も令和 6 (2024) 年度決算においては 41,2%となった。

本法人の財政において、大学は収入支出ともに短大に次ぐ割合を占めている。

令和 4 (2022) 年度には、大学の教職課程に特別支援学校教員の課程を設置し、入学者数回復による安定した学生数及び収入確保を目指した取組みが進められている。

退職給与引当金は、大学・短大教職員が該当する私立大学退職金財団加入者については、期末要支給額を基に同財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整を加減した金額の100%を計上し、高校・幼稚園の福島県私立学校退職金財団加入者にあたっては、期末要支給額から同退職金財団から交付される額を控除した額の100%を計上している。

資産運用は、「学校法人郡山開成学園 資産運用規程」を整備し、主な運用資産は、 預金及び有価証券(外債)となる。資産運用規程に則り、一定のリターン享受という運 用効率性も踏まえながらも安全性を優先した運用を行っている。

教育研究経費の経常収入に占める割合を示す教育研究経費比率は、令和 6 (2024) 年度の法人全体が 36.1%、大学 38.4% と、経常収入の 20%程度を超えた水準となっており、教育研究活動の維持・充実の面からは適切な配分がなされている。

更にこれら教育研究経費及び管理経費の支出においては、その根幹をなす予算編成が予算の内示によるトップダウン方式とその後の各学科、部署とのヒアリング実施による積み上げ方式との併用をもってなされ、適正な経費配分と予算統制を踏まえた予算措置及び管理体制が構築されている。

監査法人から監査時において示された意見については、その都度対応しており、ま

た、寄付金については、例年 10 月に一般公開を行う学園全体の文化行事「もみじ会」 開催に関連して学園の取引企業を対象に募集を行っているほか、適正に受け入れを行っている。

事業計画と予算については、中期計画を踏まえて編成され、決定後は速やかに事業計画は学内 LAN を用いて学園内に、予算については経理部から通知書にて学内各部門に通知を行っている。

予算の執行状況については、主要科目の月計表(収支状況)、運用資産の残高表等と ともに月報として、経理総括責任者である理事長に提出・報告されており、定期的な財 的資源の管理も適切に行われており、財的資源を適切に管理している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

<現状>

本学園は、建学の精神「尊敬」「責任」「自由」を教育目標としている。個性を重視し、 互いに理解する「個の確立」と「他との協調」をもって、自主・自立できる女性として の人間育成を図るのが目的である。

本大学は、家政学に関する高度の学芸を享受研究し、生活文化の向上と社会開発に 寄与する専門職業人としての教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培 い、女性の特質をもって世界平和と人類の福祉とに貢献しようとする人物を育成する ことを目的としている。創立から一貫して女子教育の向上を目指しており、これから も、自分らしく真摯に生きようとしている女性たちを応援し続けていく。

そのため、教育の質の向上を図るとともに、学科ごとの特色を活かし、地域・社会に 貢献できる人材の育成を図り、定員の充足率の維持・向上を目標として策定した中期 計画に従い、毎年度策定する事業計画に基づく円滑な運営に努めているところである。 事業の実施にあたっては、学科・委員会・事務局等部署ごとに、年度当初に立てる計画 (Plan)に基づき、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) の PDCA サイクルに従い、 毎年度自己点検・評価を実施し、学園全体に公表・報告することにより、本学の強み・ 弱みなどの客観的な環境分析を行いながら運営を推進しているところである。

私立学校法の規定に基づき令和7(2025)年度に策定した中期計画において、本学園の経営実態、財政状況を踏まえた財務計画を策定しており、また、学生募集や学納金の体制、人件費に係る給与や適正な人員配置、施設設備の見直しや外部資金の獲得の推進などを行動計画(アクションプラン)として年度ごとの目標を設定している。

財務計画は、これらの見通しを踏まえた内容となっており、大学における定員充足率と、それに係る人件費、施設整備費等経費のバランスの改善を図っていく。

これら財務・経営の状況については、上述したように PDCA サイクルによる自己点検・評価を学園内に公表しており、危機意識の共有を図っている。

財務に関する具体的な取り組み等については、以下のとおりである。

令和 5 (2023) 年度決算における日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」は「D2」となっている。

令和7 (2025) 年度に策定した中期計画における財務計画(経営改善計画)は、学園の諸学校、大学院・大学・短大・高等学校・幼稚園の改革を実現し、法人全体としての収支改善を図る経営改善計画である。具体的には、収入基盤の安定・多様化のため、受験者数の増加、入学定員数の確保、法人施設の貸出しによる賃貸収入の安定化、また、日本私立学校振興・共済事業団の特別補助の獲得はもちろんのこと、自治体や民間からの助成事業の獲得、科研費獲得数の増加による外部資金の獲得、寄付金の増加を図るとともに、支出の削減のため、人事計画による人件費の見直し、予算の適切な執行管理体制の強化、外注費の見直し等経費の削減の実効等となっている。

このような状況の下で、令和 4 (2022) 年 2 月 25 日開催の理事会において、平成 8 (1996) 年から据え置いてきた授業料等納付金の改定について議論が交わされ、その後、令和 4 (2022) 年 8 月 8 日の理事会に試案を示すなど慎重な検討を重ねた結果、令和 4 (2022) 年 12 月 20 日の理事会において学則変更が承認され、令和 6 (2024) 年度から改定することとされた。令和 5 (2023) 年 2 月 24 日開催の理事会においては、平成 6 (1994) 年度から据え置きとなっていた施設充実費及び平成 5 (1993) 年度から据え置きの教育充実費についても、令和 6 (2024) 年度からの値上げが承認された。

また、令和6(2024)年2月29日開催の理事会においては、令和7(2025)年度からの授業料及び施設充実費の値上げが承認された。さらに、令和7年2月27日開催の理事会においても令和8年(2026)年度からの施設充実費及び教育充実費等の値上げを承認され、学生生徒数の減少に伴う学生生徒納付金収入の落ち込みをある程度カバーしている状況となっている。

財務情報については、寄附行為第74条(情報の公表)及び同75条(広告の方法)において財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書のインターネットの利用により公開することを規定している。

また、学生・生徒・園児、教職員に配付している学園報に決算を毎年掲載することにより、情報の共有を図っている。さらに、学園ホームページ上で公表し、広く社会に周知している(提出-1)。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

恒常的な支出超過により運用資産が減少傾向にあることから、早急に収支バランスの改善を図ることが最重要課題である。収入面においては、種々の学科改編やそれに伴う収容定員数の減少等もあり、収容定員充足率は、令和 5 (2023) 年度 81.2%%、令和 6 (2024) 年度 76.7%、令和 7 (2025) 年度 70.0%、と減少傾向にある。

支出面においては、人件費削減をメインとした経費削減策が検討され具体案が示されているが、早急な取組み実現が不可欠である。

令和7年2月27日の理事会において、令和11(2029)年度までの新たな中期計画 (財務計画)を策定し、年度ごとの個別項目に係る評価及び進捗管理を十分に行って いく必要がある。また、経営環境の変化に伴い目標数値及び行動計画の見直し等は必 領であり、中期計画に含まれる財務計画のより柔軟性のある運用が今後の課題となる。

財務計画の行動計画(アクションプラン)においては、外部資金獲得の推進、授業料収入の安定的確保、寄付金への取組み強化および新たな収入源の確保、人件費の適正化、経費等の見直しの 5 項目を掲げ、経営改善案の検討を進めているところであり、計画実施に当たってはこれまで以上により積極的な経営の関与が求められることになり、その実現スピードが今後の経営改善のカギになるものと思われる。

令和3(2021)年度から家政学部人間生活学科の生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースの3コース制を改編、家政学部生活科学科と名称を変更し、社会福祉専攻と建築デザイン専攻の2専攻制とするとともに、令和4(2022)年度から教職課程に特別支援学校教員の過程を設置、食物栄養学科においても、令和4(2022)80.6%、令和5(2023)年度68.4%、令和6(2024)年度58.2%、と管理栄養士養成施設として国家試験の合格率の向上を図っている。今後とも入学者数回復による安定した学生数及び収入確保を目指した取組みを進めていくことが必要となる。

全国的な少子化現象の中で原発被災地域という特殊事情を考慮すれば、学生募集状況の大幅な好転は困難であり、授業料等納付金の値上げ等による収入増強策の検討も 今後の主要な検討課題となる。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

〈基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画〉

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況 教育資源に係ること

前回の高等教育評価機構(JIHEE)による認証評価において教育資源の改善計画としては「業務執行体制の機能性の向上」を設定した。このために、組織編制や職員の配置を継続的に見直すこととしていた。前回認証評価以降、組織としては令和 3(2021)年度に人間生活学科を生活科学科として再編している。また教育環境等の変化に呼応し、数理・データサイエンス・AI 教育推進委員会を発足させるなど、委員会の設置・統廃合を行ってきた。本計画は今後も継続的に行われるべきものであるが、少なくとも前回の認証評価以降、滞りなく計画が実施されている。

また職員の資質向上については、学内での研修会を開催するなどの方策により資質向上を図っている。また新任者オリエンテーションなど実施により初任者への研修もある程度は行うことができている。コロナ禍があり研修等の縮小をせざるを得なかったことを踏まえれば、研修機会の提供という課題はある程度実施できたのではないかと考えている。

財務資源に係ること

前回の高等教育評価機構(JIHEE)による認証評価において財務資源の改善計画として複数の計画を設定した。

財務資源を活用する上では経営の規律と誠実性が求められる。この点に関しては、「研究活動における不正行為」への対応を行うために編成した不正防止委員会による取り組みがある。この取り組みとしては、本委員会による不正防止のための講習があげられる。

財務については理事会の役割が重要である。そこで理事会の機能が発揮できるよう、

理事会、評議員会、大学教育改革検討委員会における連携の向上を計画していた。現在、大学教育改革検討委員会を定期的に開催して大学・短大に関わる問題を整理・議論し、その結果を理事会・評議委員会へ提示することで連携を図っている。このことにより各種の速やかな改善が進められている。

また財務は大学の運営ともかかわっているため、大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップが重要である。そこで前回の認証評価においては、組織改編等の機会においては、各委員会・部署の趣旨・役割を見直しその明確化をはかるため、各種規程の整合性を検証する。本計画においてはこれまで適宜見直しが行われており、未整備であった規程等については策定をしている。

学長がリーダーシップを発揮するにはコミュニケーションが重要であり、ガバナンスがしっかりしている必要がある。前認証評価時に委員会業務では各委員の責務を明確にする体制づくりが必要であるとしていた。責務の明確化は規定を通して行われている。また一部委員会では年度計画を実施する上で各計画の責任者を選定しており、責務が明確になってきている。また意識の共有を図るための手段として、理事長・学長が中心となった FD・SD 活動による協働性の向上をあげていた。意識共有については継続して年度当初に学長より年度方針が示されている。前認証評価時に明確な計画としていなかった「意見の組み上げ」については、研究科・各学科・部署・委員会による業務遂行に伴う理事長・学長による意見聴取がなされている。また中期計画策定時においても意見が収集されている。

会計については正確性、効率性を担保した会計処理への改善が求められていた。これまでに学費等の支払い方法を変更するなどして、正確性、効率性の向上に努める。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教職員の職務をより明確にし、組織体制の適切性をより高めるために、引き続き関連規程の整備・見直しを検討する。これによって適切な教員配置のより円滑な実現を目指すとともに、業務偏重を是正し総合的な業務評価を実現できる人事管理体制の構築を図る。加えて、本学の将来像について認識の共有を推進することにより、学科及び事務部門の目標の明確性を高めることで、教職員の職能の向上・育成について活性化を図る。

施設については、随時補修等を実施しているが、学科の計画に沿った施設の用途変更計画に対応した具体的な検討を進める。アクティブ・ラーニングに適応した施設の整備については、本学における導入状況を踏まえながら点検整備を行う。

設備については、授業用機器により耐用年数、使用頻度が様々であるため、機器自体の状態を常に把握して点検、更新計画を策定する。

財務状況として支出超過が継続していることから、人的資源、物的資源、技術的資源 をはじめとするその他の教育的資源、財的資源のいずれについても、運用を効率化す

る。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得するために必要な教員 組織の構成については、学科・組織と関連事務部門との連携を強化し教員の採用等に おける円滑化をはかる。教職員の就業管理については、規程の見直し等による整備を 検討するとともに、人材育成へとつながる FD・SD 活動との連携を図る。

技術的資源については、学生のニーズを踏まえ IT 関連の進歩や障がい者への対応を 考慮し施設設備の整備を検討する。また、教職員の ICT 活用について能力向上方策の 実施を継続する。

財的資源については、中期計画における財務計画の実効性を高めるために学内の体制整備を実施するとともに、本学の厳しい財政状況に対応して、人件費削減を主体とした経費削減策や収入増強策等、より具体的な内容とした次期中期計画(経営改善計画)を策定する。これによって、地域に不可欠な教育機関としての使命・役割を果たせるだけの財的資源の維持・確保を図っていく。

様式8-基準Ⅳ

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 〈根拠資料〉 提出資料

[テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 法令などに基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。]

く現状>

大学設置法人の長である本学園の理事長の、本学園における主な経歴は次のとおりである。

昭和39年4月 学校法人郡山開成学園事務局総務付き就任

同年8月 学校法人郡山開成学園評議員

昭和42年4月 同学園事務局企画秘書室長

昭和49年4月 同学園事務局総務部長(兼務)

昭和59年4月 同学園事務局長代理

平成元年4月 同学園事務局長

平成6年3月 同学園理事、同専務理事

平成6年5月 同学園理事長職務代理者

平成7年4月 同学園学園長代理

平成 15 年 11 月 同学園理事長

平成23年3月 同学園学園長

また、教員としての主な経歴は次のとおりである。

昭和 43 年 4 月 郡山女子大学講師

昭和51年10月 同大学助教授

平成6年4月 同大学教授

平成9年4月 附属高等学校校長代理

平成 15 年 4 月 郡山女子大学学長代理·同短期大学部学長代理

平成23年3月 郡山女子大学学長・同短期大学部学長

~平成 25 年 3 月、令和 3(2021) 年 4 月 附属高等学校校長

~平成25年3月 附属幼稚園園長

以上の経歴が示すとおり、大学設置法人の長である理事長は、本学の建学の精神及び教育理念・目的を理解し、大学設置法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮し、学園の発展に寄与している。

また、理事長は、本学園寄附行為第 11 条に基づき学校法人を代表し、その業務を総理しており、関係法令及び寄附行為に基づき理事会や評議員会等の諸会議を開催し、適切に運営している。令和元 (2019) 年度以降の決算及び事業報告については、新型コロナウイルスへの対応等により、寄附行為第 36 条に定める会計年度終了後 2 月以内に評議員会に報告することができなかったが、やむを得ない措置であり、その他の諸会議は規定に基づく適切な運用を行っている。

理事会は、寄附行為第17条に基づき適切に開催運営されており、議事録に示されるとおり、大学の運営に関する法的な責任があるという認識のもと、大学の発展のため

に必要な学内外情報の収集、私立学校法の定めるところに従った情報公開、学校法人 運営及び大学運営に必要な規程の整備、認証評価に対する役割に対する責任を負い、 学校法人の業務を決し、寄附行為第 17 条第 2 項に基づき理事の職務の執行を監督して いる。

理事は、寄附行為第6条、私立学校法第38条(役員の選任)の規定に基づき、本学の建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有する者が選任されている。

本学園においては、私立学校法、学校教育法、大学設置基準等関係法令等に基づいて、大学設置法人の管理運営体制が確立されている。

なお本学園寄附行為については私立学校法の一部改正に基づき令和 6 (2024) 年度中に変更手続きを行ったところであり、令和 7 (2025) 年度から変更後の寄附行為を施行することとしている。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの課題>

大学設置法人の長である本学園の理事長は、建学の精神に基づき、大学設置法人の 運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。理事会は寄附行為の規定に基づい て開催され、学校法人の意志決定機関として適切に運営されている。

理事長は学長でもあることから理事会と教学組織との連携も円滑であり管理運営体制は確立されているが、年々厳しくなる財務状況については、改善へ向けた速やかな対応が不可欠となっているため、理事長のリーダーシップによる管理運営体制の更なる強化が継続されていく必要がある。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの特記事項> 特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学修成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。]

<現状>

学長は、学修者本位の教育の実現のため、全学的な視野に立ち、必要な指示や報告、情報が円滑にやりとりされる環境を構築し、そのリーダーシップと権限に基づき、教学に係る実施に取り組み、「教育の質の保証」と「教育内容の充実・向上」に努め社会に対する責務を果たしている。また前述 (IV-A-1) のように、学長任免規程に定める手続きを経て、理事長が学長を兼務しており、その人柄は高潔で、学識が優れ、かつ大学運営に関して十分な識見を有している。

学長は、学則及び教授会規程に則り、教育研究上の審議機関としての教授会を定期的に開催して、議長を務め、適切に運営している。教授会の審議の内容は議事録として記録・保管されており、教授会での議題案等は、学内ネットワークを用いて事前に出席

者に周知している。教授会では、学生の入学、卒業、課程の終了、学位の授与等について審議され、これを踏まえて学長が決定を行っている。学生に対する懲戒についても規定に従って審議された内容を踏まえて学長が判断し、教授会で報告されている。

また、学長の諮問機関となる 28 委員会を設置して、教員、事務局員が一体となって、 建学の精神をもとに、学修成果と 3 つの方針の具現化、ならびに学生支援の充実に向 けて様々な取り組みを行い活動している。

職制及び各委員会規程に基づき各部署及び各委員会はPDCA表に沿って教育業務を進め、前期終了時に中間評価を行い、全教職員が出席のもとに年度末の自己点検報告会を実施して質疑応答を行うなど、透明性の高い運営を心掛けている。

また、学長は学園教育充実研究会を主導し、教員、事務局職員に対して、FD・SD活動を通して資質の向上を図るための仕組みを奨励し、人材育成を強化するとともに、常に点検・評価を伴う教学運営体制を確立するための努力をしている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学修成果の獲得と3つの方針の具現化に向けて、教授会や各委員会の活動を奨励して一定の効果を得ているが、より一層の効果を上げるためには、人材の育成が喫緊の課題である。教授能力とともに企画力、推進力等の事務能力が高い人材は限られており、一部の教職員に業務が集中している懸念がある。

学長指導の下に自己点検・認証評価委員会が主導して「業務の平準化」に取り組み、各教員がもれなく委員会に所属するような組織づくりをしているが、リーダーシップを発揮できる人材が不足しているため、さらなる FD・SD 活動の強化を推進して、教職員の資質の向上を図る必要性がある。

また、地域に存在する大学の在り方として、地域社会との深い連携が求められていることを認識している。これまでも多面にわたり学生・教職員が地域貢献のための取り組みを行っているが、各学科の専門的な学修の成果が、より一層地域社会への貢献に結びつく様に積極的に取り組んでいく。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項> 特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。] 〈現状〉

監事は、寄附行為第 16 条に基づき、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の 状況について監査を行っており、理事会及び評議会に出席して意見を述べると共に、 毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員 会に提出している。令和元 (2019) 年度、令和 2 (2020) 年度及び令和 3 (2021) 年度 の監査報告書については、本学における新型コロナウイルスへの対応等により、当該

会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に報告することができなかったが、やむを得ない措置であり、その他の業務は規定どおりに遂行されている。

この監事の業務によって、学校法人会計基準に基づいた経理処理の適正性や継続性、 経営内容の健全性、安全性、適切性が検証されている。

また監事は、会計監査内容の報告を受ける等、公認会計士と連携した体制をとっており、適正な監査が円滑に進められるための役割を果たしている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関として適切に 運営している。]

く現状>

本学園の評議員会は、寄附行為第20条に基づき組織されており、法令に定めるところにより理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されている(提出-32)。

これらの評議員は、私立学校法第 44 条の規定に従った寄附行為第 24 条に基づき、 それぞれの選任区分に従い選任されている。

評議員会の諮問事項は、私立学校法第 42 条の規定に従った寄附行為第 22 条に定められており、評議員会は本学における諮問機関として適切に運営され、理事長を含めた役員の諮問機関としての機能を果たしている。

[区分 基準IV-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

く現状>

本学においては、各学科において、積極的に研究・教育の成果を広く地域に還元し、 地域貢献に取り組んでいるところである。高い公共性を有し、社会的責任を積極的に 果たしている活動は、本学のホームページに掲載することにより広く周知を図ってい るところである。

また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づく「教育情報」及び私立学校 法第 63 条の 2 の規定に基づく「財務情報」及び「監査報告書」については、ホームペ ージにおいて公表・公開するとともに、学園報である「開成の杜」にもそれらの情報を 毎年掲載するなど、説明責任を果たしているところである。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事・評議員会は、私立学校法や寄附行為に基づき、適正な内容の審議を実施しているが、今後においてもこの状態を安定的に継続・維持していくことが課題である。

情報公開については、時代の要請に応えた公開方法の更新を継続的に行っていく必要がある。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況 前回「改善を要する点」として、「入学者の決定を行うに当たり合否判定会議で審議 し学長が決定しているが、教授会の意見を聞いていないので、学則に則って行うよう に改善が必要である。」とされた。

入学者の決定を行うに当たり、教授会の意見を聞くことを明確にするため、「郡山女子大学大学院・郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部入学者選抜に関する規程」を平成 29 (2017) 年 4 月 1 日に変更した。

変更後の本規程第8条では、「合格者の選考は、合否判定会議の意見により学長が決定する」ことが明記され、さらに第2項で合否判定の委員となる者が明記されている。この合否判定会議の委員の意見が教授会の意見を代表することを明らかにするため、第3項にて「合否判定会議の委員は、教授会によって承認を受け、教授会の意見を代表する」ことを明記した。変更後の規程は平成29(2017)年度4月1日より施行されている。

以上の規程の変更および施行により、入学者の決定に当たり教授会の意見が反映されることとなり、「改善を要する点」について所定の改善が行われたものと認識している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長は、学長を兼務していることから教学組織との円滑な連携のもと、大学経営を先導するリーダーシップを発揮し、経営責任を果たしている。また理事長は、学園長でもあるため、同一法人内の大学、短期大学、高校や幼稚園と協働した運営体制を効果的に機能させることができている。

理事会及び評議員会は寄附行為に基づき理事長が招集し、理事長は理事会及び評議員会それぞれの議長を務めている。理事会は、決算及び事業の実績について監事による監査を受け、私立学校法、学校教育法、短期大学設置基準等に基づいた適切な運営がはかられている。

適切なリーダーシップにより、財務運営の強化をはかるために、中期計画に基づいた経営改善計画が策定され、管理運営体制の質の向上が継続されていく必要がある。 またリーダーシップのもと教授能力と共に事務能力の高い人材を育成する必要がある。

東日本大震災の原子力発電所事故に伴う風評被害の長期化と大学進学者の主たる 18 歳人口の減少の中で、地方における学生募集は困難を極めている。また、新型コロナウイルス感染拡大に際しては、学生の学びを止めないために創意工夫の下、遠隔授業をはじめ様々な取り組みにより安全と学修の両立に腐心している。

創立以来 70 年余が経過し、これまで同様、地域に密着した大学作りをより一層推進することを目的にして、学長がさらにリーダーシップを発揮するため、副学長、学科主任との連携を強化する。また、事業計画や教学関連の諸問題について、教職員が課題を共有して改善・改革を推進させる仕組みづくりを強化し、中期計画の実現に向けて努力する。監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行い、それらが適正かつ妥当であるかを確認しており、理事会及び評議員会に出席し

報告を行っている。監査報告書は、毎会計年度ごとに作成され、会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出されている。評議員会は、寄附行為に基づいて選任された評議員によって構成され、理事長によって招集され、予算及び事業計画、決算報告及び事業の実績報告などの諮問に応えており、適切に運営されている。今後もこれまで同様に適切に運営する。地域貢献活動とともに、学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づく「教育情報」及び私立学校法第63条の2の規定に基づく「財務情報」及び「監査報告書」をそれぞれホームページにおいて公表・公開し説明責任を果たしているところである。今後も遅延なく公表・公開を行うこととする。